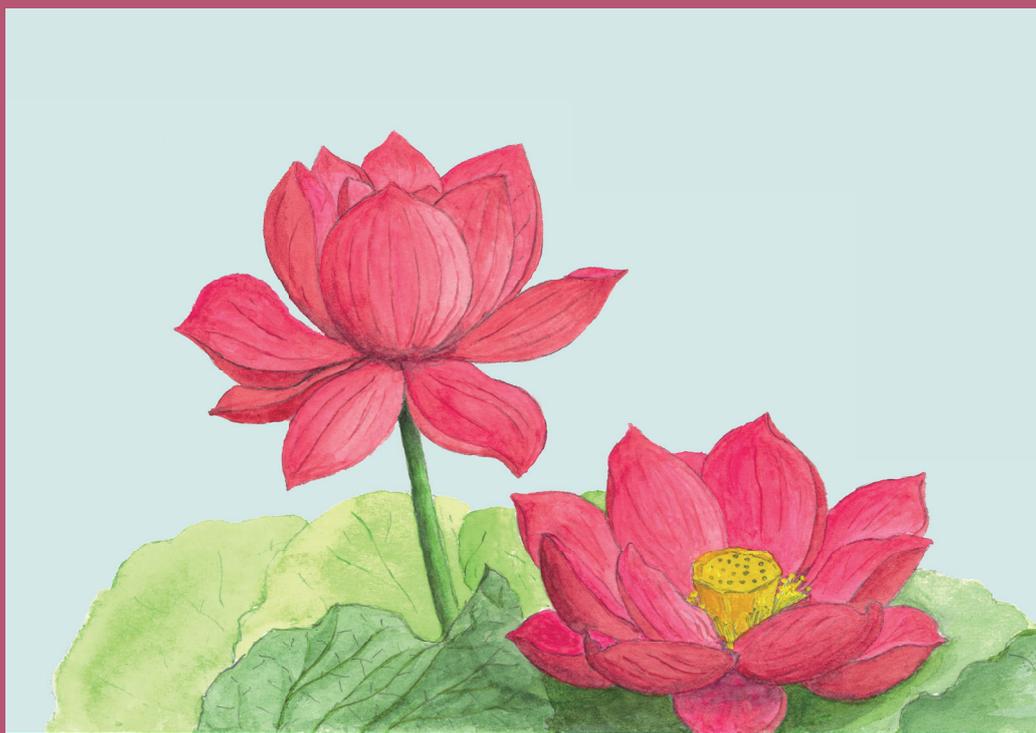


海外消防情報
シリーズ

10

ベトナムの消防事情 (新版)

[2019年5月]



海外消防情報センター

はしがき

時代は平成から令和へ、この記念すべき時に「ベトナムの消防事情（新版）」を公表することができた。

これまで海外消防情報センターでは世界主要国の消防事情について調査を行い、その結果をホームページなどで順次、公表してきたところである。そうした中で、「ベトナムの消防事情」は「アメリカの消防事情」などととともにアクセス数が多く、関心を持つ関係者の多いことが示されていた。これは昨年（平成 30 年）、「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」が締結されるなど、近年、我が国とベトナム両国の消防分野での交流が深まっていることが、その背景にあるように思われる。

しかしながら、旧版の「ベトナムの消防事情」は 2003 年に取りまとめられたものであり、その後の同国の急速な経済社会の発展や消防の近代化を考慮すると、新版の作成が求められていた。

そこで、かつて、自治体国際化協会のシンガポール事務所長を務め、ベトナムへの渡航経験も豊富でベトナム社会の実態を肌で知るとともに、自治省（現総務省）消防庁予防課や危険物保安技術協会に勤務し、消防行政にも通暁している千葉義弘氏に新版の執筆をお願いしたところ、同氏のご快諾を得ることができた。

しかし、調査は難航した。千葉氏が現在、自動車安全運転センター理事の要職にあり、多忙な日々を送っていることに加え、実は本文中にもあるように、ベトナム政府において警察と消防との統合等を目的とした公安省の組織改革が行われていたためである。しかしながら、同氏の決断と熱意により昨年末には時間を調整し、ベトナムへの出張が実現した。そしてその際には、ハノイ市はもとよりホーチミン市にも足を伸ばすとともに、消防関係者のみならず、日系企業の関係者にも取材を行うなど、精力的な調査を行っていただいた次第である。とりわけ企業関係者への取材は、これまでの「世界各国の消防事情」にはなかった部分であり、今回の改訂版の特色だと言える。現地の企業関係者から見た消防事情を加えることにより、より立体的にベトナムの消防事情の姿をとらえることができたと考えている。その着眼を今後の「世界各国の消防事情」の調査に生かすとともに同氏の慧眼に改めて敬服する次第である。

今回、新版として公表することとなったこの報告が消防関係者をはじめとして、多くの方々のお役に立てば幸いである。

令和元年 5 月 1 日

海外消防情報センター長
佐野 忠史

目 次

はじめに	1
I ベトナムの概要	
1 地理・気候	3
2 ベトナムの基礎データ	4
☆ 変化しつつあるベトナムの人口ピラミッド	4
3 ベトナムの歴史	6
4 国家機構	7
5 日本との関係等	8
☆ 消防分野における日本の協力	8
6 ベトナムの地方制度	9
(1) 地方行政構造	9
(2) 行政組織	11
(3) 行政組織の相互関係	12
II ベトナムの災害	
1 火災	14
(1) 火災の状況	14
(2) 近年における主な火災	16
2 自然災害	18
(1) ベトナムにおける自然災害の概況	18
(2) ベトナムの自然災害の種類	19
(3) 自然災害の被害状況	20
III ベトナムの消防	
1 沿革～ベトナム消防の歩み	21
2 消防部隊の体制	25
(1) 消防警察部隊	25
① 消防警察部隊の位置づけ	25
② 中央組織及び地方組織（概括）	25
☆ 「救難救助」の表現について	27
☆ 2018年公安省の組織改編	27
③ 地方の消防・救難救助部署の組織 （ホーチミン市消防・救難救助警察部を例に）	28

④ 消防・救難救助警察部隊の体制等	31
⑤ 消防小隊	32
⑥ 消防用車両	32
(2) 消防警察部隊以外の消防隊	34
① 人民防衛隊	34
② 施設消防隊	35
③ 専門消防隊	37
(3) 施設消防隊等のメンバーに対する消防業務の教育訓練	38
3 予防業務	41
(1) 防火対象物	41
(2) 消防審査承認	41
(3) 消防による安全検査	42
① 安全検査の実施	42
② 検査項目	42
③ 事業活動の一時停止、事業廃止の決定	42
☆ その他の措置	43
4 消火	44
(1) 消火活動	44
(2) 消火対策の策定と訓練	44
(3) 消防水利	44
5 救難救助（レスキュー）活動の状況	45
6 火災・救難救助に関する統計の体制	46
7 消防用施設・機械器具等	47
(1) 消防用機械器具等	47
(2) 消防用設備の設置基準等	48
(3) 消防用機器等の規格・検定等	49
① ベトナムにおける消防用機器等の規格	49
② 製品認証の体系	49
8 消防財政	52
(1) ベトナムの国家予算（地方の位置づけ）	52
(2) 消防財政	52
9 消防に関する国家計画	53
(1) マスタープランの策定	53
(2) マスタープラン	53
(3) マスタープランの達成状況	55
10 火災・爆発保険	55
11 消防・救難救助警察部隊の人員体制等	56
(1) 消防・救難救助警察部隊の人員	56

① 消防大学を卒業した幹部	56
② 職業消防士	56
③ 志願消防士	57
(2) 消防の現場における体制	57
(3) 教育・訓練	58
(4) 消防隊員の処遇等	59
① 階級による格付け	59
② 給与	59
③ 昇級	60
☆ 大幅に減ったホーチミン市消防・救難救助部局の幹部ポスト	61
④ 退職	61
⑤ その他	61
12 消防大学	62
(1) 消防大学の沿革、位置づけ	62
(2) 消防大学の組織	63
(3) 消防大学の学生（4年課程）	64
① 公務員の身分を持つ学生	64
② 通常の大学生としての身分を持つ学生	64
(4) ホアビンキャンパス	65

IV ベトナムにおける救急業務

1 救急業務の担い手	67
2 有料	67
(1) 公共の救急搬送料金	67
(2) プライベート救急の費用	68
3 厳しい業務の状況	68
4 交通事故の状況と救急搬送	69

V 自然災害対策

1 ベトナムにおける自然災害対策	72
2 自然災害対策法に基づくベトナムの災害対策	72
(1) 国家戦略と計画	72
(2) 自然災害対策における指揮命令機関	73
(3) 自然災害対応	74
(4) 自然災害からの復旧	75
(5) 各省庁の管理責任	76

(6) 人民委員会の責務	76
3 災害対策に係る財源	76
(1) 国家予算	76
(2) 自然災害対策・管理基金	77

図 表

1 ベトナム全土地図	79
2 省・市（中央直轄市）ごとの面積、人口、人口密度	81
3 省・市（中央直轄市）ごとの行政組織数	84
4 省・市（中央直轄市）ごとの火災データ 2011-2017	87

参考文献・協力	89
---------------	----

はじめに

千葉 義弘

海外消防情報センターから平成 30 年度の事業としてベトナムの消防事情について取りまとめる機会をいただいた。しかし、2003 年に出されていた改訂前のものは、極めて簡潔かつ網羅的に書かれており、その改訂版をと言われても非常に困惑することしきりであった。

とはいえ、日本にとって重視すべき国であり、かつ変化の速いベトナムの消防事情を改定する必要性は十分に理解でき、微力を尽くさせていただくことにした。調査、執筆に当たっては、現地で活動する日本の方々にも少しでも役立つものと考え、消防制度等とともに運用の実態を探るべく、現地の日本人や日系企業の皆さんからもお話を伺った。

9 月の現地調査を計画していたところ、ベトナムの公安省において副大臣以下多くの幹部が失脚する事件が発生し、これに端を発した大幅な組織改編が行われた。中央においては、消防・救難救助警察局が所属する警察総局が廃止され、地方においては、省や大都市の公安（日本の警察に当たる）と同格の別組織を設置していく途上にあった消防部局が、再びすべて公安の管轄下に置かれることとなった。消防関係者がこの事件の主体ではなかったものの、類似の組織を統合するという方針の下、消防部局が大きな影響を受ける形になってしまった。結局、現地調査を行ったのは予定より 3 か月ほど後の 12 月であった。

この組織改編は調査方法にも影響した。従来であれば、公安省の消防・救難救助警察局に依頼することで、地方の省・市・区など各レベルの消防部署や地域の人民防衛隊等への取材がセットできたと聞かすが、省・市レベルの消防部署のトップに別系統の人が就いたため、そのルートが使えないばかりか、訪問自体も困難な状況になってしまっていた。

しかし、現地では人脈を辿ることで、何人かの現場の方々からもお話を伺うことができた。彼らが無理を押しして対応していただけたことで、本稿の執筆が可能となったと言っても過言ではない。深く感謝する次第である。

現地調査では、日系企業や各種機関でご活躍の日本人の方々のほか、現地の従業員の皆さんや日本企業と取引のある現地の企業等からもお話を伺うことができた。言葉にされた以上のご苦勞が感じられることもあり、これに少しでも応えられたらと思う次第である。本文中では企業名等を出さず一般論として書いていることをお許しいただければと思う。

なお、救急及び自然災害対策については、消防と別組織であり、今回十分な全体像を紹介するに至らなかったことをお断りしておく。

本稿については、社会主義国の公安組織に由来する制約の上に今回の組織改編もあり、不十分な点多々あると思われるが、足らざるところは今後折に触れ修正を加える必要がある。関係各位からのご指摘、ご指導、ご鞭撻を賜れば幸いである。

ベトナムは、人口、面積とも日本を一回り小さくしたサイズ、宗教も東南アジアでほぼ唯一の大乗仏教、国民性もまじめで勤勉とされる。歴史的に米国や中国との関係に共通性があることなどから、国民の対日感情や二国間関係も極めて良好である。しかし、様々な状況を

現地で見聞きするにつけ、日本の存在感が薄れつつあるのではないかという危惧を抱く。そういったことから、限られた分野ではあるが、本稿がベトナムの消防に興味のある方、ベトナムで活動をされる方々にとって、少しでもお役に立てばこれ以上の喜びはない。

今回の改訂版執筆に当たり、格別のご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝申し上げる次第である。

令和元年 5 月 1 日

I ベトナムの概要

ベトナム社会主義共和国は、東南アジアのインドシナ半島東部に位置する。首都はハノイ。

1 地理・気候

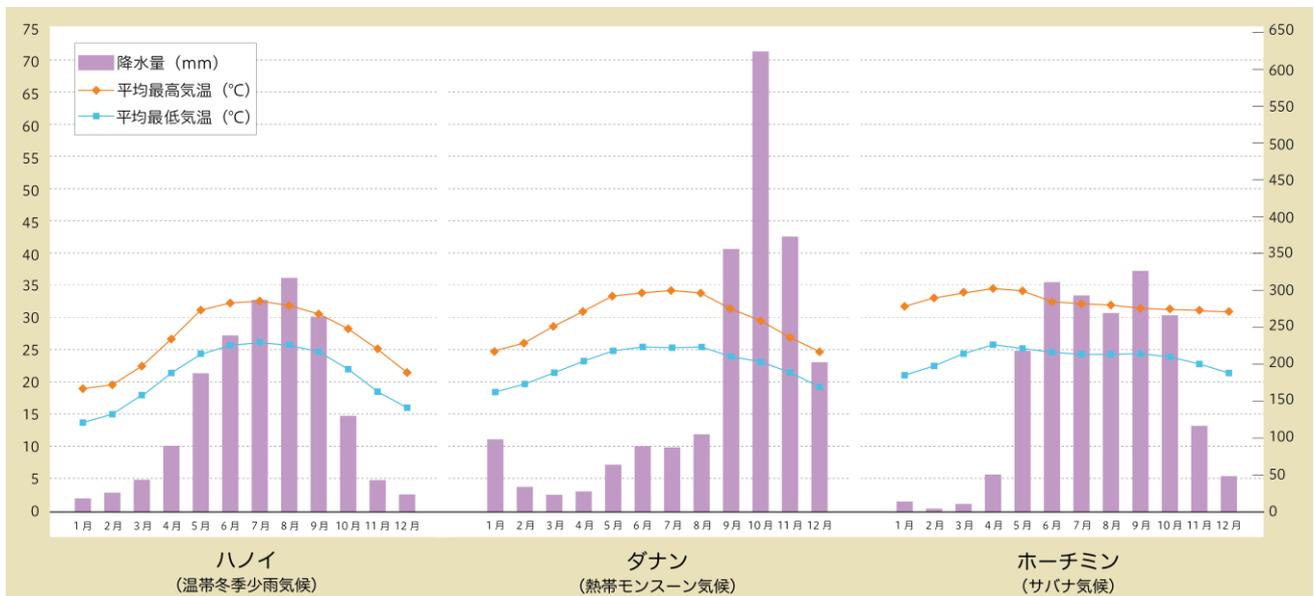
北は中国、西はラオス、カンボジア、東と南は南シナ海とタイランド湾に面している。面積は331,230.8 km²。南北に細長く北端から南端までは約1,650 kmあり、北緯7度付近から北回帰線近くの北緯23度付近に及ぶ。ベトナムの海域にある島の数は大小およそ1,000。海岸線は3,260 km、国境線は4,500 km余り。北部ホン川デルタと南部メコンデルタが二大平野である一方、総面積の3/4が高原と山岳地域となっている。

気候は、北部が温帯冬季少雨気候、中部が熱帯モンスーン気候、南部がサバナ気候である。



出典：外務省資料を基に作成。

<主要都市の気候>



資料：世界気象機関（World Meteorological Organization）データを基に作成。

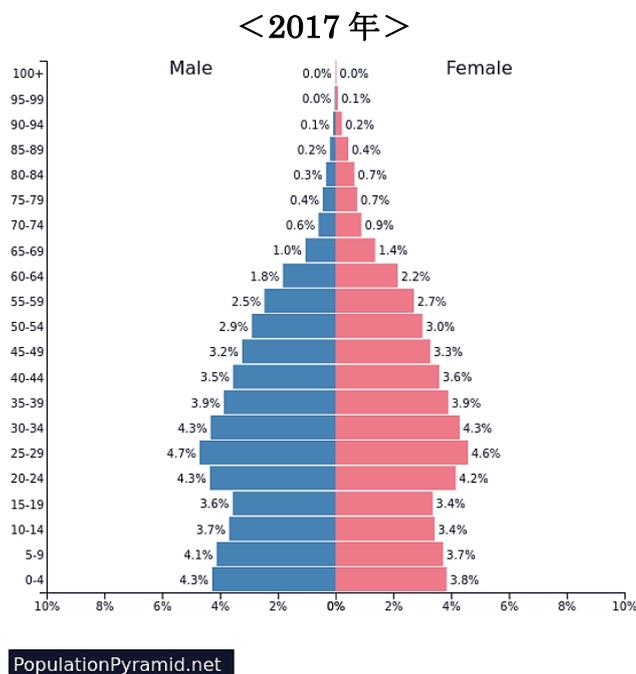
2 ベトナムの基礎データ¹

- 人口 9,367万 1,569人（2017年）＜日本の0.74倍＞
*人口規模（2015年国連統計）は世界14番目 ＜日本は10番目＞
- 面積 331,230.8 km² ＜日本の0.88倍＞
- 人口密度 283人/km²（2017）＜日本の0.70倍＞
- 人口増減率 2010年～2015年の増加率5.8%、年平均増加率1.1%/年
＜日本 -0.8%、年平均増減率-0.2%/年＞
- 男女人口比率 男性：女性=97.5：100 ＜日本 94.8：100＞
- 都市人口比率（都市人口割合、都市人口：2013年 世界銀行(IBRD)による。）
32.31%（世界173位） ＜日本：92.49%（世界18位）＞

☆変化しつつあるベトナムの人口ピラミッド

ベトナムの人口ピラミッドからは、ベトナム戦争終結時の1975年には多産多死型であったものが、2017年には少産少死型に移行しつつあることが読み取れる。これが2030年になると、現在の日本と似た形になることが予測されている。とはいえ、現在も人口は増加し続けており、2041年頃まではいわゆる人口ボーナス期になると見込まれている²。国連の推計によれば、2017年に高齢化社会（65歳以上人口7%～14%）、2034年に高齢社会（14%～21%）、2049年に超高齢化社会（21%以上）になると予測されている。

以下、現在のほか統一時（1975年）、将来予測（2030年）の人口ピラミッド³を示す。

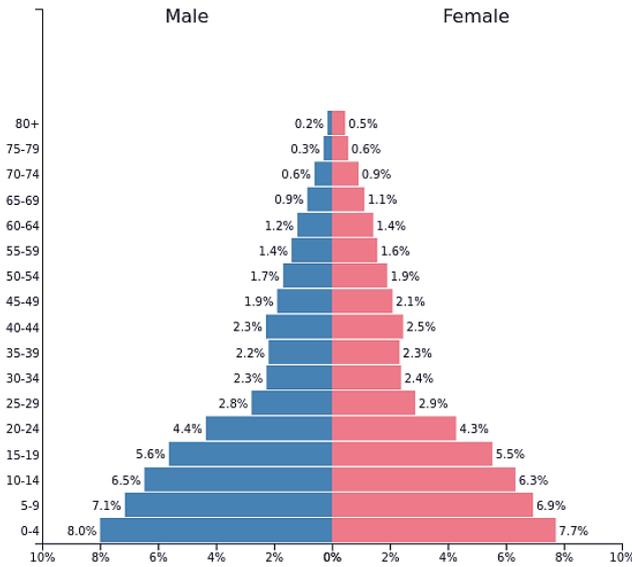


¹ ベトナムのデータで特別の記載がないものは、外務省の「ベトナム社会主義共和国基礎データ」による。ただし、人口～男女人口比率のデータは、ベトナムは Statistical Yearbook of Viet Nam 2017（ベトナム統計総局）、日本のデータは基本的に2015年国勢調査による。

² 椎野幸平「人口ボーナス期で見る有望市場は」ジェトロセンサー 2015年3月号 p.59

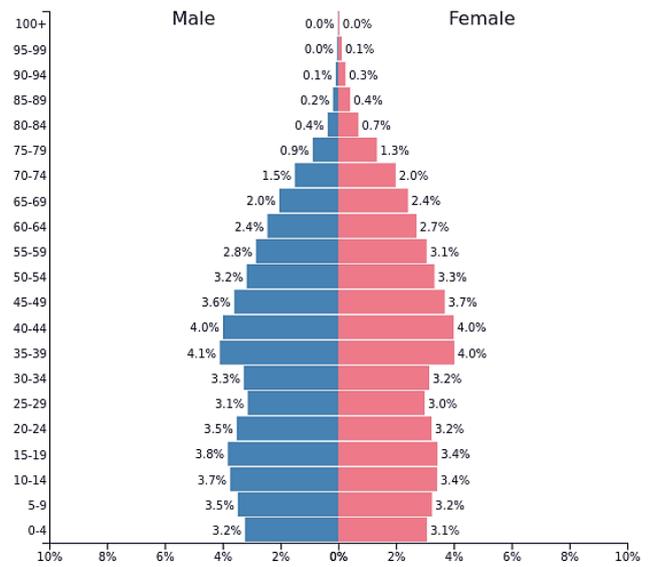
³ Population Pyramid.net

<統一時（1975年）>



PopulationPyramid.net

<2030年予測>



PopulationPyramid.net

- 民族 キン族（越人）約 86%、他に 53 の少数民族
- 言語 ベトナム語
- 識字率（15歳以上） 95.1%⁴
- 宗教 仏教⁵、カトリック、カオダイ教他（外務省資料）
- 主要産業 農林水産業、鉱業、工業
- GDP（2017年、ベトナム統計総局） 約 2,235 億米ドル（日本の 1/22 程度）⁶
一人当たり GDP（2017年） 2,385 米ドル（日本の 1/16 程度）
- 経済成長率（2017年） 6.81%
- 物価上昇率（2017年） 3.53%
- 失業率（2017年） 2.24%（都市部：3.18%，農村部：1.78%）
- 貿易額（2017年）
輸出 2,140 億ドル（対前年比 21.2%増）
輸入 2,111 億ドル（対前年比 20.8%増）
- 主要貿易品目（2017年）
輸出 縫製品、携帯電話・部品、PC・電子機器・部品、履物、機械設備・部品等
輸入 機械設備・部品、PC・電子機器・部品、布地、鉄鋼、携帯電話・部品等
- 貿易相手国・地域（2017年）
輸出 米国、中国、日本、韓国、香港
輸入 中国、韓国、日本、台湾、タイ

⁴ Statistical Yearbook of Viet Nam 2017（ベトナム統計総局）

⁵ 仏教の多くは大乗仏教が占めるが、東南アジアでは他に例をみない。

⁶ GDP 及び一人当たり GDP の日本との比較に使ったデータは IMF 統計による。

○通貨 ドン (Dong・VND)

1円≒207.2ドン、1ドル≒23,200ドン (2019年3月)

ただし本稿においては、原則として1円=200ドンで算出している。

○外国からの直接投資実績 (2017年、ベトナム外国投資庁)

359億ドル (直接投資：297億ドル (認可額)、証券投資：62億ドル)

○経済概況

- ・1989年頃よりドイモイ⁷の成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から、一時成長が鈍化した時期があったものの、1990年代及び2000年代は高成長を遂げ、2010年に (低位) 中所得国となった。
- ・2011年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い、一時成長が鈍化した。過去数年はASEAN域内でもトップクラスの成長率を達成。

<ベトナムとASEAN諸国、日本、中国、インドの比較 (2018年) >

	人口		名目 GDP		実質経済成長率		1人当たり 名目 GDP	
	人口 (千人)	順位	GDP (百万 US\$)	順位	成長率 (%)	順位	額 (US\$)	順位
ベトナム	94,575	15	241,272	47	7.08	7	2,551	136
カンボジア	16,253	69	24,523	109	7.25	6	1,509	155
ラオス	6,777	103	18,434	118	6.50	19	2,720	134
タイ	67,793	20	487,239	26	4.13	59	7,187	86
ミャンマー	52,832	25	68,559	73	2.10	132	1,298	159
マレーシア	32,385	43	354,348	37	4.72	46	10,942	68
シンガポール	5,639	112	361,109	36	3.28	87	64,041	8
フィリピン	106,600	12	330,846	40	6.20	23	3,104	132
インドネシア	264,162	4	1,022,454	16	5.17	36	3,871	120
ブルネイ	434	168	14,082	128	-0.23	180	32,414	29
日本	126,494	10	4,971,929	3	0.81	166	39,306	26
中国	1,395,380	1	13,407,398	2	6.57	17	9,608	72
インド	1,334,220	2	2,716,746	7	7.05	8	2,036	147

資料：IMF 統計を基に作成 (「順位」は世界順位)。

3 ベトナムの歴史⁸

紀元前 207 年 南越国の成立

紀元前 111 年 前漢、ベトナム北部に交趾郡を置く (以後約 1000 年中国の支配下)

938 年 呉権 (ゴー・クエン)、白藤江で南漢軍を破る (中国からの独立)

1009 年 李王朝の成立

1010 年 首都をタンロン (現在のハノイ) に定める

16 世紀 ホイアンの日本人町が栄える

⁷ 1986年の第6回党大会にて採択された市場経済システムの導入と対外開放化を柱とした刷新 (ドイモイ) 政策

⁸ ベトナムの歴史、国家機構、日本との関係については、外務省の「ベトナム社会主義共和国基礎データ」による。

1884年 ベトナムがフランスの保護国となる
 1930年 2月 ベトナム共産党結成
 1940年 9月 日本軍の北部仏印進駐（1941年南部仏印進駐）
 1945年 9月 2日 ベトナム共産党ホーチミン主席、「ベトナム民主共和国」独立宣言
 1946年 12月 第一次インドシナ戦争（対フランス）
 1954年 5月 ディエンビエンフーの戦いに勝利
 1954年 7月 ジュネーブ休戦協定、17度線を暫定軍事境界線として南北分離
 1965年 2月 アメリカ軍による北爆開始（第二次インドシナ戦争本格化）
 1973年 1月 パリ和平協定、アメリカ軍の撤退
 1973年 9月 21日 日本と外交関係樹立
 1975年 4月 サイゴン陥落
 1976年 7月 南北統一、国名をベトナム社会主義共和国に改称
 1978年 12月 カンボジア侵攻
 1979年 2月 中越戦争
 1986年 12月 第6回党大会においてドイモイ（刷新）政策が打ち出される
 1991年 10月 カンボジア和平パリ協定
 1992年 11月 日本の対越援助再開
 1995年 7月 アメリカとの国交正常化
 1995年 7月 ASEAN 正式加盟
 1998年 11月 APEC 正式参加
 2007年 1月 WTO 正式加盟
 2008年～2009年 国連安保理非常任理事国（初選出）
 2010年 ASEAN 議長国
 2014年～2016年 国連人権委員会理事国
 2017年 APEC 議長

4 国家機構⁹

- 政体 社会主義共和国
- 元首 グエン・フー・チョン 国家主席（2019年4月現在 共産党書記長が兼務）
- 政権党 共産党（唯一の合法政党）党首 グエン・フー・チョン書記長
- 国会 （グエン・ティ・キム・ガン議長）
 一院制（定数 500 名）、任期 5 年、中選挙区、選挙権満 18 歳以上、被選挙権満 21 歳以上
 2016年5月に国会議員選挙が実施された。

⁹ ベトナムでは共産党書記長、国家主席、首相、国会議長の 4 人を中心とした集団指導体制を敷いている。出身地も北、中、南でバランスを取っており、2019年4月現在、書記長兼主席：北、首相：中、議長：南となっている。

- 政府 首相 グエン・スアン・フック
副首相兼外相 ファム・ビン・ミン

5 日本との関係等

○政治・外交関係

1973年9月21日、外交関係が樹立。1978年末のベトナム軍カンボジア侵攻に伴い、1979年度以降の対越経済協力の実施を見合せたが、1991年10月のカンボジア和平合意を受け、1992年11月に455億円を限度とする円借款を供与。現在、日越関係は「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下、政治、経済、安全保障、文化・人的交流など幅広い分野で緊密に連携している。

○経済協力

- ・日本の援助実績 1992年11月以降経済協力再開。
- ・日本はベトナムにとって最大の援助国。

○経済関係

- ・対日貿易（2017年、ベトナム税関総局）

貿易額	輸出	168.4億ドル（対前年比 14.7%増）
	輸入	165.9億ドル（対前年比 10.3%増）
品目	輸出	縫製品、輸送機器・同部品、機械設備・同部品、木材・木工品、水産物
	輸入	機械設備・同部品、PC電子機器・同部品、鉄、縫製品原料、プラスチック原料
- ・日本からの投資（2017年、ベトナム外国投資庁）
91.1億ドル（認可額）（株式投資を含む）
- ・在留邦人数（外務省海外在留邦人数調査統計） 16,145人（2016年10月現在）
- ・在日ベトナム人数（法務省在留外国人統計） 262,405人（2017年12月末現在）
- ・日本に留学しているベトナム人 61,671人（2018年3月現在、中国に次いで2位）

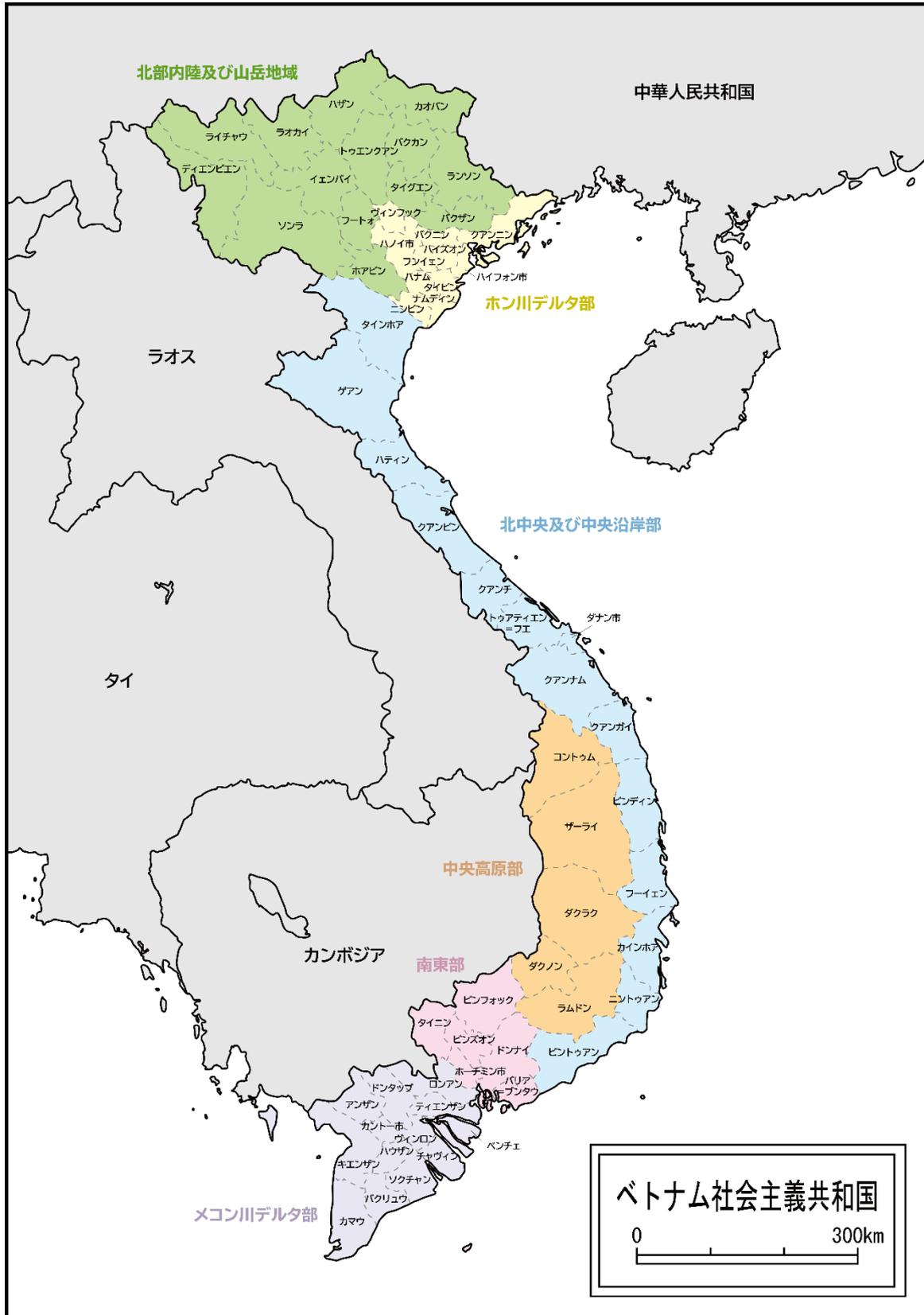
☆消防分野における日本の協力

ベトナムに対する消防分野の支援・協力は、日本がベトナムに対する援助を再開した翌年の1993年には開始された。以来、消防機器、消防自動車等の供与、消防大学の消防教育訓練などの消防・救助能力の強化等ソフト・ハード両面において幅広い支援・協力を行ってきている。後述する「Ⅲベトナムの消防 1 沿革～ベトナム消防の歩み」で主として引用した公安省消防・救難救助警察局編の資料の年表においても、1990年代以降の支援に関しては、日本からのものに係る記載が最も多く、ベトナム側にとっても日本からの支援・協力の位置づけが大きいことがうかがわれる。

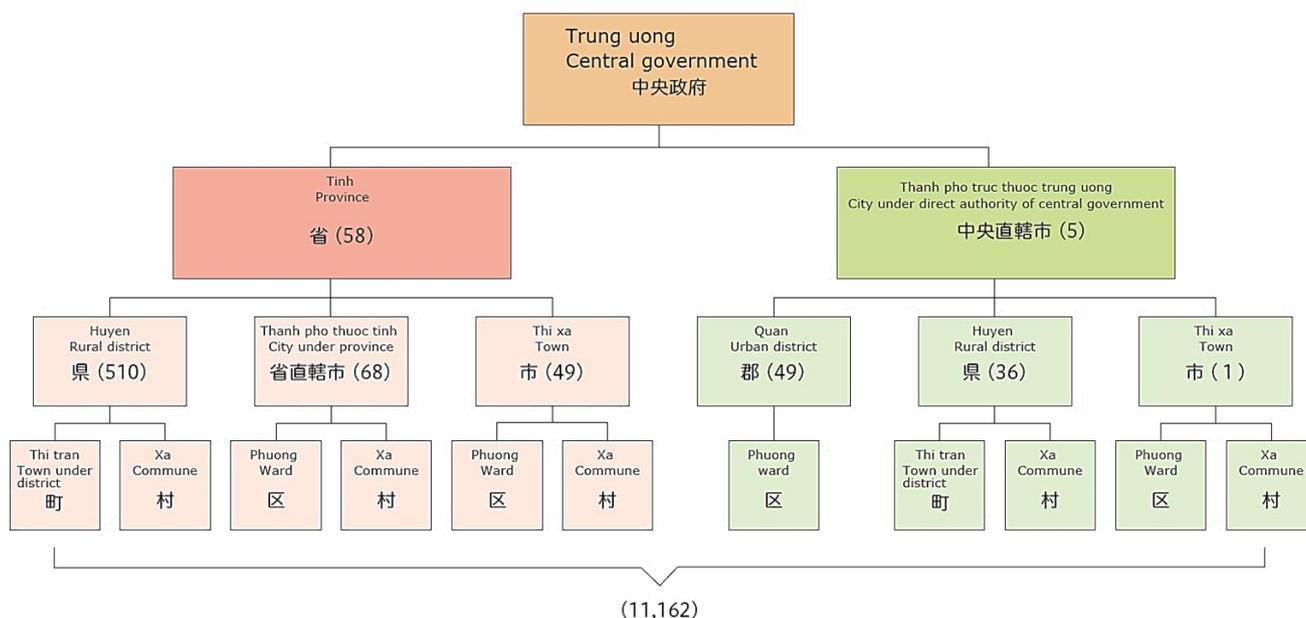
6 ベトナムの地方制度

(1) 地方行政構造

ベトナムの地方行政は58省と5中央直轄市（ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー）に区分されている。下図は省・市と全国6地域の区分図である。



＜ベトナムの行政構造＞



資料：「ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編」 財団法人自治体国際化協会及び Statistical Yearbook of Viet Nam2017 により作成。

ベトナムの地方行政組織は、

中央 (Trung ương / Central government) レベル

省 (Tỉnh / Province) レベル

県 (Huyện / Rural district) レベル

町村 (Thị trấn, Xã / Town under district, Commune) レベル

の4層構造となっている。これらは全て国家行政組織であり、中央から地方にいたるピラミッド型の国家統治が行われている。

① 省レベルの地方行政組織

- ・ 省 (Tỉnh / Province)
- ・ 中央直轄市 (Thành phố trực thuộc trung ương / City under direct authority of central government)

② 県レベルの地方行政組織

- ・ 省の下：県 (Huyện / Rural district)
- 省直轄市 (Thành phố trực thuộc tỉnh / City under province)
- 市 (Thị xã / Town)
- ・ 中央直轄市の下：郡 (Quận / Urban district)
- 県
- 市

③ 町村レベルの地方行政組織

- ・ 県の下：町 (Thị trấn / Town under district)
- 村 (Xã / Commune)

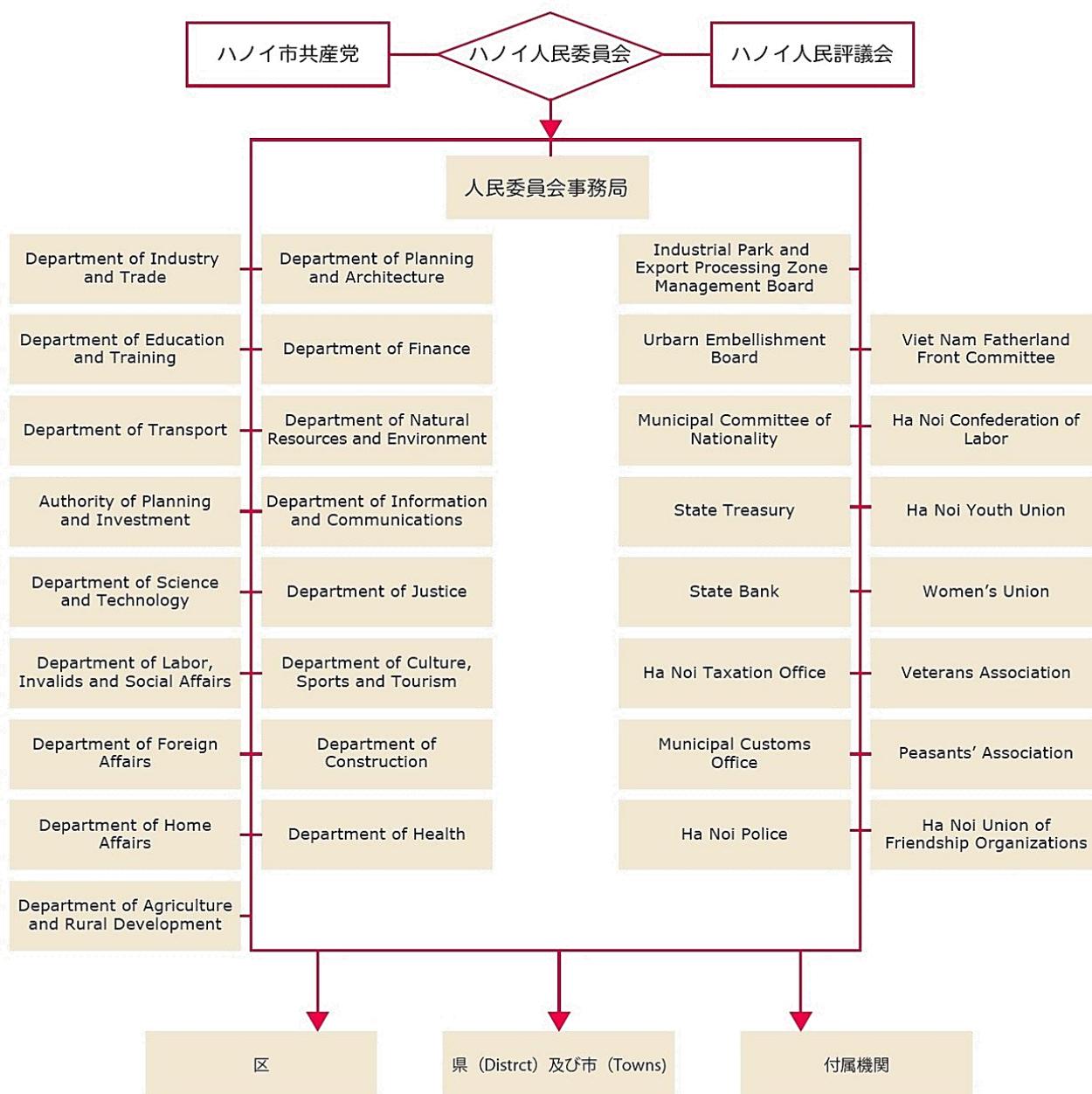
・省直轄市及び市の下：区（Phuong / Precinct）
村

・郡の下：区

また、国家行政単位ではないが、伝統的な共同体としての役割を持つ「ムラ」（thôn / Village）が、町村レベル地方行政組織の監督下に存在している。¹⁰

(2) 行政組織

消防・救難救助警察が置かれている省及び中央直轄市の行政組織の例として、以下にハノイ市の行政機構図を示す。



資料： <http://english.hanoi.gov.vn> を基に作成。

¹⁰ 前ページからここまで、「ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編」財団法人自治体国際化協会 P.10 を一部修正の上、掲載。

(3) 行政組織の相互関係¹¹

各レベルの地方行政組織には、それぞれ地方議会としての人民評議会（People's Council）、その執行機関である人民委員会（People's Committee）が設置されている。人民評議会は地方議会であるが、国家機関であり、このため地方住民に対して責任を負うだけでなく、上位レベルの国家機関である国会常務委員会と上位レベルの人民評議会に対しても責任を負う。

人民委員会は人民評議会の執行機関であり、国家機関の行政執行機関として位置づけられている。

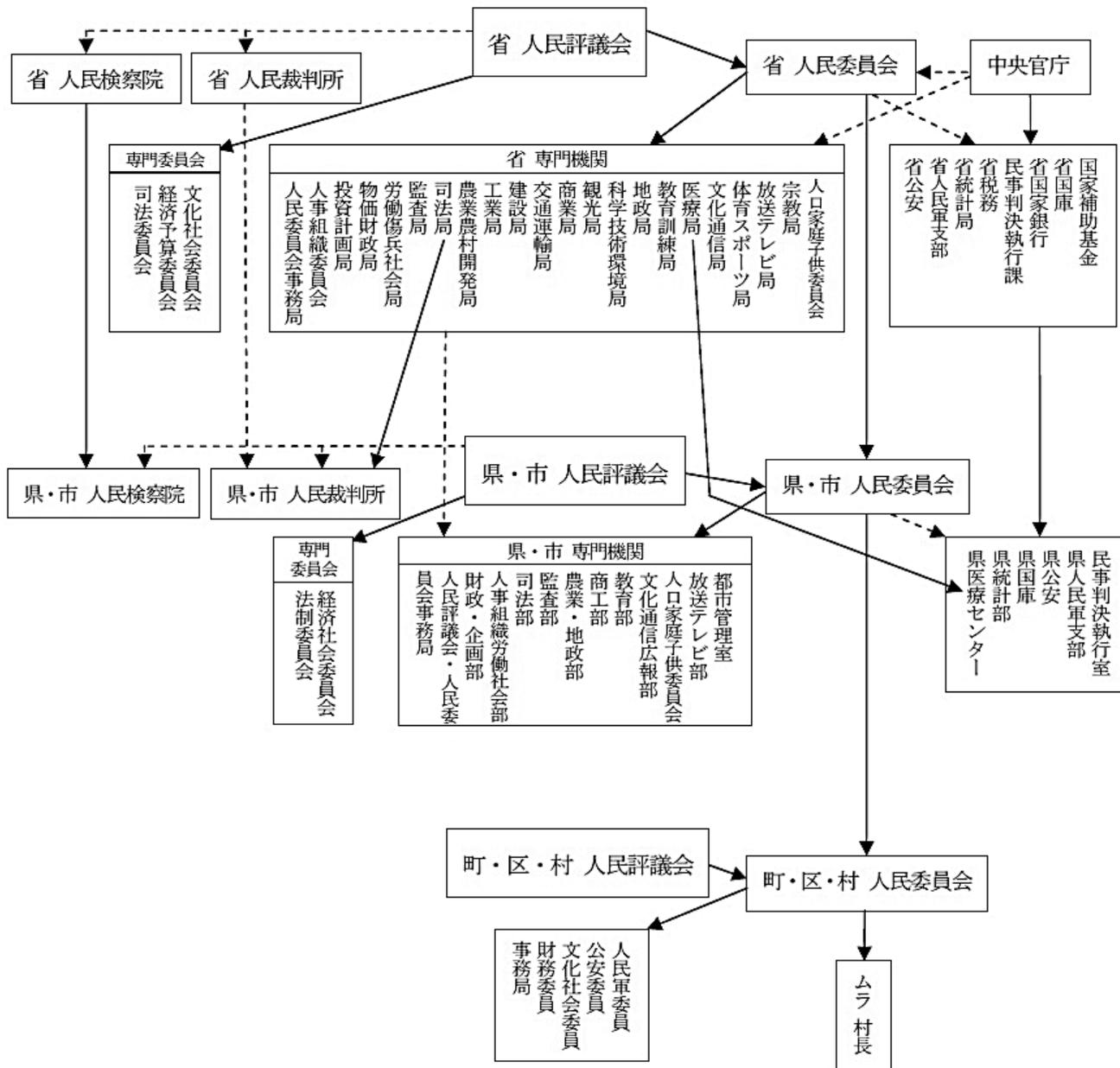
<バリア・ブントウ省の人民委員会の建物>



人民委員会は中央政府と上位レベルの人民委員会の指導を受け、人民委員会の委員は人民評議会によって選出される。また、実際の行政事務は人民委員会に所属する複数の専門機関が行っているが、これらの専門機関は人民評議会や人民委員会のほか、政府の関係省庁や上位レベルの人民委員会に所属する専門機関からも指導・監督を受けている。

次図は、ニンビン省における行政組織の関係図である。

¹¹ 「ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編」 財団法人自治体国際化協会 P.12



——> 指導・監督、任命、罷免、決定の承認・取消等特に強い関与
 - - - -> 指導・監督等の関与

資料：「ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編」財団法人自治体国際化協会

*ベトナムにおける地方行政制度についての詳細は、「ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編」（財団法人自治体国際化協会）を参照されたい。

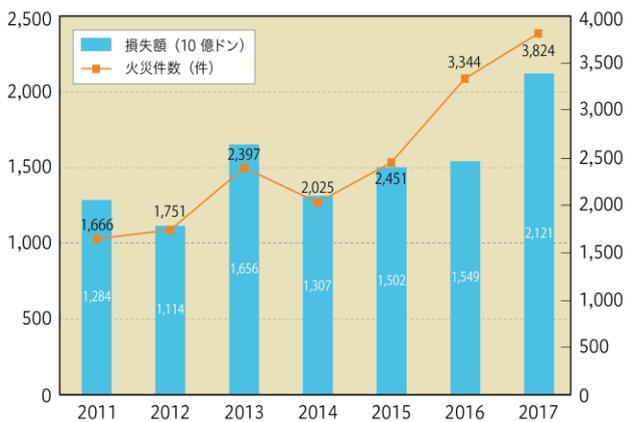
Ⅱ ベトナムの災害

1 火災

(1) 火災の状況

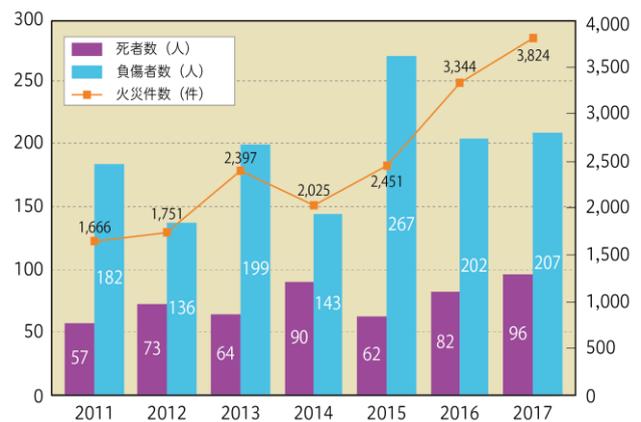
ベトナムにおける 2011 年以降の火災の状況をみると、火災件数及び損失額は大きく増加し、2017 年の火災件数 3,824 件は 2011 年の約 2.3 倍に、損失額 2 兆 1,200 億ドン（106 億円）は 1.7 倍に達している。また、2017 年の死者は 96 人、負傷者は 207 人となっている。

＜火災による損失額と火災件数＞



資料：ベトナム公安省資料より作成。

＜火災による死者・負傷者数と火災件数＞



資料：ベトナム公安省資料より作成。

ベトナムと日本の火災（総出火）件数、死者数及び負傷者数を比較したのが下表。

ベトナムの火災件数は日本の 9.7%、死者、負傷者はそれぞれ 6.5%、3.4%と、人口規模（日本の 3/4 程度）を考慮しても、極めて低い水準にとどまっている。

＜火災件数、死者数、負傷者数・ベトナムと日本の比較（2017 年）＞

	ベトナム (a)	日本 (b)	a/b (%)
火災件数 (件)	3,824	39,373	9.7%
死者 (人)	96	1,456	6.5%
負傷者 (人)	207	6,052	3.4%

資料：公安省資料、総務省消防庁資料により作成。

原因としては、ベトナムでは暖房を使用する機会が非常に少なく、住宅をはじめ建物の多くが不燃性の建材で作られている（日本では死者のうち住宅火災によるものが 889 名で 61%を占める。）ことなどにより、火災や死傷者が発生し難いことが考えられる。

これに加えて、火災を発生させると責任を追及され罰金が科せられるという認識、強制加入である火災・爆発保険への不加入が公安に発覚することを避けるといった特有の事情、さらには、そもそも消防へ通報するという認識がない、あるいは 114 の周知不足といった状況もあるようで、大規模な火災にならない限り通報されず消防が覚知しないケースがか

なりあると推測される。

<店舗兼住宅（ハノイ市中心部）>



<建築中の住宅（ハノイ市内）>



ベトナムにおける火災の種類及び発生原因（2016年）を、日本との比較で次表に示した。統計の取り方に差異がある可能性があり単純に比較できないが、火災の種類では建物火災が約84%と非常に高い割合を占める。車両火災についてみると、ベトナムの車両登録台数は4,821万台¹²と日本の8,897万台¹³の半分以上あるにもかかわらず、件数は169件と日本（4,041件）の1/24程度と極端に少ない¹⁴。

火災原因は、電気及び裸火で全体の7割近くを占めている。

¹² 2016年5月。内訳は、自動車281万1,683台、バイク4,539万7,679台。国家交通安全委員会資料による。

¹³ 2016年末の保有台数。内訳は、四輪車7,775万520万台、二輪車1,121万5,300台。日本自動車工業会資料による。

¹⁴ ベトナムの登録車両のうち94%をバイクが占めているが、バイク火災が発生しても、通報されないのではないかと推測される。

＜火災の種類及び原因（2016年）＞

		ベトナム		日本	
火災総件数		3,006		36,773	
	建物火災	2,519		20,964	
	車両火災	169		4,041	
	林野火災	318		1,029	
火災原因上位	1位	電気	51.1%	放火	9.7%
	2位	裸火	17.4%	たばこ	9.5%
	3位	放火	12.8%	コンロ	8.5%
	4位	不法行為	11.7%	放火の疑い	6.0%
	5位	自然発火	1.2%	たき火	5.8%

資料：2017年IFCAA（アジア消防長協会）消防統計¹⁵を基に作成。

(2) 近年における主な火災

ベトナムにおいて近年発生した火災のうち、多数の死者・負傷者が発生したもの、大規模な損害を出したものを、以下で紹介する。

●国際貿易センタービル火災（2002年10月29日、ホーチミン市）

ホーチミン市1区にあった国際貿易センタービルの2階にあるディスコから出火。外国人を含めた60人が死亡、約70人が負傷した。このビルは1960年代に4階建てで建築された後、上に2階分が増築されていた。通報を受けて約400人の消防隊が現場に到着したが、旧式で数も不十分な装備に加えて古く複雑な建物の構造のため、効果的な消火活動ができなかった。

火災の原因は無資格者による不適切な溶接によるものであったが、数年来不備を見逃してきた消防警察の職員も逮捕された。深刻な人的被害を出したこの火災をきっかけに、市当局は消防警察部隊向けの投資を強化するようになった。

●履物工場火災（2011年7月29日、ハイフォン市）

ハイフォン市の履物工場で火災が発生。出火当時工場で働いていた45人のうち13人が死亡（後日さらに5人が死亡したとされる。）、25人が重傷を負った。

火災の原因は工場の前で行われていた避雷針の溶接作業の火花が履物の材料に引火したことによるものであったが、避難口の戸が塞がれていたなど避難経路が不十分だったことにより犠牲者が増加した。

●カラオケバーのビル火災（2016年11月1日、ハノイ市）

商業地区にあるカラオケバーが入居する8階建てのビルから出火。隣接する3棟のビルや周辺に駐車していた自動車やバイクにも延焼し、逃げ遅れた13人が死亡。

火災の原因は無資格の作業員の行った溶接作業中に火の粉が室内の装飾品に着火したことによるものであった。

¹⁵ この表の数値は公安省及び消防庁の数値（火災件数3,344件）とは異なっている。

<ハノイ市の火災で焼けた建物>



2016年11月2日撮影 (c)AFP

●住宅地火災（2017年1月17日、カインホア省ニャチャン市）

ニャチャン市ビンフオック街区にある川沿いの住宅地「コンニャットチー(Con Nhat Tri)」で大規模な火災が発生。人的被害はなかったが、民家78軒が全焼。木造の小規模家屋の密集地で、消防車が進入できず被害が拡大した。

民家にあった豚のえさ作り用のドラム缶から出火したとみられている。

●縫製工場火災（2017年3月23日、カントー市）

台湾資本の縫製工場 Kwong Lung - Meko で火災が発生。人的被害はなかったものの、被害額は3,680億ドン（18億4,000万円）に上り、カントー市史上最大の火災、国内でも近年において最大規模の損害額が発生した火災となった。消火に当たっては、ホーチミン市やヴィンロン、アンザン、ハウザンの各省及び軍に支援要請を行い、約500人の消防隊が消火に当たったが、5日間にわたり燃え続けた。

公安省犯罪科学研究所の分析及びカントー市公安により、火災原因は漏電によるものと特定された。

●高層マンション「カーリーナ・プラザ」火災（2018年3月23日 ホーチミン市）

15階～22階建ての3棟からなる高層マンションで、未明に地下駐車場内のバイクの電気ショートにより火災が発生し、上層階に延焼。13人が死亡、28人が重軽傷を負った。深夜であったことに加えて、火災報知機とスプリンクラーが作動せず、また、避難階段の各階の防煙扉が煉瓦により開いたままの状態にされていたため避難路として使用できなかったことが被害を大きくした。



ベトナム公安省提供。

●縫製工場火災（2018年4月4日 クアンニン省モンカイ市）

中国との国境近くの工業団地に立地する香港資本の縫製工場「ガンロン・テクスホン (Ngan Long Texhong)」から出火。人的被害はなかったものの、15時間余り燃え続け、工場 3,000 m²と 5,000t の綿や織物の原料を焼き、損害額は 3,500 億ドン(約 17 億 5,000 万円)に上った。消火に当たっては、クアンニン省消防局から消防車 4 台、消防士 45 人のほかカムパ市とハロン市からも消防車 10 台以上消防士 90 人以上が出動した。モンカイ市は中国の広西壮族自治区東興市にも支援を求め、消防車 9 台、水噴霧器 2 基、掘削機 2 台及び消防士 60 人の派遣を受けた。

●家具工場火災（2018年4月5日、ビンズオン省バオガン）

午前1時頃、バオガン工業団地にあるマレーシア資本の家具工場「RK Resources」から出火。人的被害はなかったものの、工場内に大量に貯蔵されていた木材が燃え、ビンズオン省消防局から消防車 15 台と消防隊約 100 人が出動したが、2000 m²の工場を全焼して8時間後に鎮火した。

<家具工場の火災>



2018年4月5日ベトナムネットニュースより。

2 自然災害

(1) ベトナムにおける自然災害の概況

ベトナムでは、西側を南北に走るチュオソン山脈と東側の南シナ海に囲まれた地形にモンスーンが作用して、台風、洪水、風害、干ばつ、虫害、地滑り、森林火災などの自然災害が多く発生する。

その一方で、地震や津波、火山活動による被害はほとんど見られない。

ベトナムは自然災害のリスクが高い国である。下表は、各国の自然災害のリスクを分析している World Risk Report 2018 年版から ASEAN 諸国等におけるリスクの高さの世界順位を示したもので、ベトナムは、フィリピン、カンボジア、ブルネイ及び日本とともに、リスクの高いグループに属している。

＜ASEAN 諸国等の自然災害リスク＞

国名	リスク順位	指数(%)	自然災害リスク(%)	脆弱性(%)
ベトナム	25	11.35	24.17	46.98
カンボジア	12	16.07	27.13	59.22
ラオス	106	5.30	9.30	56.94
タイ	88	6.12	14.22	43.04
ミャンマー	64	7.49	13.30	56.29
マレーシア	82	6.44	16.35	39.41
シンガポール	158	2.31	8.56	26.98
フィリピン	3	25.14	49.94	50.33
インドネシア	36	10.36	20.57	50.38
ブルネイ	8	18.82	52.71	35.71
日本	29	11.08	46.55	23.81
中国	95	5.80	14.52	39.98
インド	75	6.83	12.47	54.78

資料：WorldRiskReport2018年版を基に作成。

(指数) = (自然災害リスク) × (脆弱性)

「リスク順位」の数値は小さいほど、「指数」等他の数値は大きいほど、リスクが高い。

ベトナムの資源環境省資料（Disaster and Climate change in Vietnam）によると、ベトナムの災害は、近年、規模、頻度、不規則性が増してきている。また、ベトナムは、地球温暖化などの気候変動の最も深刻な影響を受ける世界 5 か国の一つであり、気候変動が自然災害を悪化させることが予測されている。仮に海面が 1m 上昇すると、メコン川デルタ地域が雨季には水没し、乾季には 71%が塩害になり、約 2 千万人の居住に支障が生じるとみられている。

(2) ベトナムの自然災害の種類

ベトナムの地域ごとの典型的な自然災害を表したものが次表である。

地域	災害の種類	過去の災害例
1.北部山岳	鉄砲水、地すべり、寒波、雪害、霜害、豪雨	2017年8月の鉄砲水と地滑りで、ソンラ省、イエンバイ省、ディエンビエン省、ライチャウ省において、死者・行方不明者44人、損害額59億5千万円
2.北部平原地域及び北中央地域	洪水、台風、洪水、干ばつ、塩害、寒波、豪雨	1945年79か所で堤防決壊、16万haの耕地浸水 1971年16か所で堤防決壊、20万haの耕地浸水
3.北・中央山岳地域	熱波、鉄砲水、地すべり、寒波	2002年9月の鉄砲水で、ハティン省において、死者・行方不明53人、負傷者111人
4.中央沿岸地域	大洪水、浸水、暴風雨、大波、塩害、海岸・河川浸食、豪雨	2016年の洪水で、死者134人、1200軒の家屋浸水
5.主要都市地域（中央直轄5市）	豪雨による浸水、洪水、津波、暴風雨、旋風、竜巻	2008年の浸水で、死者22人、損害額150億円

6.中央高地、南中部山岳地域、南東地域	熱波、干ばつ、洪水、鉄砲水、地すべり、浸水	2015年～16年の干ばつで11万5千世帯、1万5千haの非耕作地、2万8千haの水田、14万haの森林で水不足が生じた。
7.メコンデルタ	台風、洪水、浸水、高潮、暴風雨、干ばつ、塩害、海岸・河川浸食、旋風、竜巻、落雷	2015年の塩害により、34万2千世帯に水不足を生じ、21万6千haの水田に被害。
8.島しょ部	暴風雨、大暴風雨	2006年の台風チャンチーにより、沖合で船舶13隻沈没、5隻行方不明、死者・行方不明者数266人

資料：アジア防災センター資料 「Viet Nam Country Report 2017」 p.6 「2. Typical Regional Disasters を基に作成（仮訳）。

*なお、この表による地域図は、下記 URL の P.6 参照。

https://www.adrc.asia/countryreport/VNM/2017/Viet%20Nam_CR2017B.pdf

(3) 自然災害の被害状況

ベトナムにおける近年の自然災害による被害状況は、次表のとおり。

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
死者・行方不明者	250人	313人	133人	154人	264人	386人	218人
被害額	16兆ドン (800億円)	30兆ドン (1,500億円)	2.8兆ドン (140億円)	8.1兆ドン (405億円)	39.7兆ドン (1,985億円)	60兆ドン (3,000億円)	20兆ドン (1,000億円)
台風・熱低の数	12	36	8	28	6	22	13

資料：ベトナム資源環境省資料を基に作成。

自然災害による被害は、年によって増減が大きい。死者・行方不明者をみると、1997年11月にメコンデルタを襲った台風により3,000人を超える死者・行方不明者が出たが、それ以降は年間400人以内で推移している。被害額は人的損害以上に振れ幅が大きい。2017年が過去最大規模の被害額になるなど、増加傾向にある。

ベトナムの自然災害では、台風による被害が大きい。

2017年の被害額60兆ドルのうち、中南部を襲った11月の台風12号(Damrey)によるものが38.1%、中北部を襲った9月の台風10号(Doksuri)によるものが32.2%と、この二つの台風で7割を占める。ちなみに、各地の鉄砲水及び地すべりによるものが18.3%で、残る11.4%がその他の被害である。

この年の死者・行方不明者は上表のとおり386人であるが、この他に怪我人が650人以上、家屋の被害が55万8千軒以上、農地の被害が35万haに上っている(Viet Nam News 2017年12月30日より)。

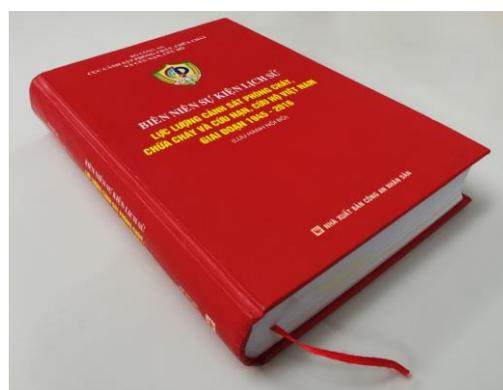
ベトナムにおける自然災害防止については、法制度に基づく災害対策、財源の確保に関する制度を中心に、「V ベトナムにおける自然災害対策」で述べる。

Ⅲ ベトナムの消防

1 沿革～ベトナム消防の歩み¹⁶

第二次世界大戦前の1931年に、フランス統治下のサイゴン市（現ホーチミン市）に消防が設置されたとされる。

- 1945年 8月24日 ベトナムがサイゴン消防署を引き継ぐ
- 9月 2日 ベトナム民主共和国独立宣言
- 9月23日 対仏戦争でサイゴン消防署の消防軍が仏軍に対する抵抗に加わる
(1948年当時、サイゴン市では10台の消防車両を保有し、約50人の消防隊員が2隊に分かれて勤務していた)
- 1946年12月19日 第一次インドシナ戦争（抗仏戦争）
- 1953年 中央警察が公安省となり、消防部隊はその中に位置づけられる
- 1945年～1954年 第一次インドシナ戦争期に、消防の業務の形が作られていったが、プロフェッショナルの消防部隊の体制はできていなかった
- 1954年 5月 7日 フランス軍降伏
- 1954年 7月21日 ジュネーブ協定 南北ベトナムに分断
- 1954年10月 ハノイ警察に消防部隊が設立される
以後、順次地方の省で消防部隊が設立されていく
- 1956年以降 ソ連から消防車の援助を受ける
- 1956年 6月 2日 消防隊の組織と活動体制を規定
- 7月28日 人民警察部の設置、組織規制が制度化
- 1957年 公安省が消防訓練の専門研修を実施
- 1959年 ソ連へ消防士等の研修生を派遣、以後ほぼ毎年派遣
- 1959年 ソ連から専門家の派遣を受けて、火災と消火に関する訓練を実施
- 1959年末 消防法制の整備に関する研究開始
- 1961年 9月29日 内務省に消防局を設置
- 10月 4日 消防条例を制定
- 1962年頃～1975年前半
ベトナム戦争の空襲等により、各地の軍事施設、工場、港、鉄道施設等で火災が発生
- 1963年 4月 5日 消防管理担当機関、役職員の階層を定めた条例公布



¹⁶ ベトナムの消防・救難救助警察部隊の活動の歴史を記録した「BIÊN NIÊN SỰ KIỆN LỊCH SỬ LỰC LƯỢNG CẢNH SÁT PHÒNG CHÁY CHỮA CHÁY VÀ CỨU NẠN, CỨU HỘ VIỆT NAM GIAI ĐOẠN 1945-2016」公安省消防・救難救助警察局編（仮訳）を中心に、日本国外務省資料、ベトナムの消防事情（2003年10月）、消防庁資料、現地聴き取り調査等により作成。

- 8月12日 消防警察局のスタッフ育成のための研修コースの募集開始
- 9月 人民の防空準備についての指令交付、防火教育グループ設立
- 10月 消防の暫定基準交付
- 1965年 米軍による北爆、ダナン上陸。第2次インドシナ戦争（抗米戦争）本格化
- 1968年 3月13日 消防警察部署の機能、任務、権限および組織についての決定書
- 1971年 5月 消防車、ポンプ車、消防艇等のガソリン搭載量の規制に関する決定
- 1971年 7月20日 人民警察学校に防火消防支部を設置
- 1972年 2月7日 工業地域、倉庫等重要な建物の都市給水システムによる消防水利についての規制
- 1973年 1月27日 パリ和平協定（米軍撤退）
- 9月 日本などと外交関係樹立
- 1974年 消防警察局が消防隊の組織と訓練方法に関する規則を発表
- 1975年 サイゴン陥落（1976年7月南北統一）
- 8月1日 内務省に公安を統合（内務省）
- 1975年～76年 ホーチミン市、南部諸省、中部高地で消防警察部門を設立、消防士の訓練を開始
- 1976年 9月2日 消防警察学校（Trường Hạ sĩ quan Cảnh sát phòng cháy chữa cháy）設立
- 1978年 3月26日 消防隊の消防業務の検査に関する規則
- 1978年12月25日 カンボジア侵攻（クメール・ルージュ政権の排除）
- 1979年 2月17日 中越戦争
- 1979年から80年 カンボジアの消防力支援のため専門家チームの派遣開始
- 1981年12月20日 内務省が警察署の機能、任務、権限および組織を規制する決定書
- 1984年 6月19日 消防大学（Trường Cao đẳng phòng cháy chữa cháy）設立
- 1986年12月 ベトナム共産党第6回党大会で「ドイモイ（刷新）政策」提起
- 1987年 6月20日 カンボジアに消防支援のため、将校と教師を派遣
- 1989年 9月20日 ラオスでの消防訓練支援
- 1991年10月23日 カンボジア和平協定
- 1992年11月 日本の対越援助再開
- 1993年 2月9日 消防警察部署の組織権限を規定
- 9月22日 徴兵で人民警察に所属する者の訓練プログラム発表
- 11月17日 日本消防協会から消防設備の支援を受ける
- 1995年 米国との国交正常化，ASEAN加盟
- 1996年 4月19日 毎年10月4日を国民防火の日とすることを決定
- 1997年 9月 日本消防協会から日本の中古消防自動車100台を受領
- 1998年 5月7日 内務省の公安部門が公安省に
- 1999年10月14日 消防大学（Trường đại học phòng cháy chữa cháy）設立

- 2001年 1年12日 オーストリアからの資金供与によるプログラム承認
 2月27日 日本からの消防車供与の許可
 6月29日 消防法制定（8月20日施行）
- 2001年 高層ビルのための消防戦術の構築
- 2003年 4月4日 消防法の実施に関する政令（35/2003/ND-CP）制定
- 2004年 7月14日 ホーチミン市人民委員会管轄下に消防署を設置することを決定
 7月16日 カンボジアで消防の訓練を行うため、消防大学の教官を派遣
 12月 消防大学が JICA から訓練および技術移転の支援を受ける
- 2005年 2月23日 2020年までのマスタープラン策定
 12月 JICA との間で「消防大学の教育・学習・科学研究能力の強化」のプロジェクトを実施
- 2006年 5月15日 ホーチミン市消防警察部を市公安の管轄下に設置、救難救助隊を組織化
- 2009年 12月1日 科学技術省が、建物・施設における消防手段の装備・点検・メンテナンスに係る国家基準を決定
- 2010年 2月23日 公安省が、消防・救難救助警察局の機能、任務に関する規則公布
 ＊この規則制定以降、PCCC（消防）と並んで CNCH（救難救助＝レスキュー）が使われるようになった。
 12月30日 ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市、ドンナイ省、ビンズオン省及びビンフック省において、消防警察部を設置
- 2011年 9月 消防法制定10周年、消防条例制定50周年
- 2011年 10月 ベラルーシから消防大学支援
- 2012年 5月30日 フィンランドからの ODA プロジェクト実施
 7月5日 シンガポール市民防衛軍と共同訓練実施
 8月17日 首相が、2030年までのビジョンに基き、2020年までを期間とする消防・救難救助警察部隊の能力向上に係るマスタープラン（1110・QD-TT g）を承認
 10月15日 消防部隊の救難救助の任務に関する規定を決定
- 2013年 11月22日 消防法一部改正（40/2013/QH13）
- 2014年 6月2日 公安大臣が、地方政府の消防警察の任務及び組織体制を規定し、5直轄市と8省において消防警察局の組織を設立
 6月16日 公安省が消防・救難救助の機能、任務及び組織について決定
 7月31日 消防法の施行に関する政令（79/2014/ND-CP）
 9月4日 消防警察の職員が韓国を訪問
- 2015年 5月28日 日本の ODA と韓国の ODA による協力事業プロジェクト実施
 10月20日 国家消防・救難救助指揮センター発足
- 2015年 10月17日 ロシア緊急事態省の代表団が消防大学を訪問し協力
- 2016年 4月 米英両国からの代表団による協力事業

- 5月 公安省代表団が JICA 事業により日本訪問
- 6月 大阪で開催されたアジア防火連盟総会に出席
公安大臣が JICA との間で消防分野での協力強化に合意
- 2017年 7月 18日 消防部隊による救難救助活動に関する政令 (No. 83/2017/ND-CP)
- 2018年 8月 公安省組織改編。市、省レベルの消防が警察の管轄下に置かれる
- 10月 日本との消防分野における協力覚書締結

2 消防部隊の体制

ベトナムにおける消防部隊は、消防法¹⁷第 43 条各号にその種別が規定されており、第 44 条以下に各隊の編成、任務等が定められている¹⁸。

- 消防警察部隊：人民公安部隊に属し、公安大臣の管理と指揮の下、中央から地方まで統一的に組織された武装部隊の一部を構成する（第 43 条第 4 号）
- 人民防衛隊：各集落に設置。設置及び管理は村の人民委員会（同第 1 号）
- 施設消防隊：各施設に設置。設置及び管理は当該機関、組織の長（同第 2 号）
- 専門消防隊：施設の特種活動の要請に対応する施設の消防隊。設置及び管理は当該施設の長（同第 3 号～2013 年追加）
 - * 専門消防隊を設置する義務がある施設は、原子力施設、空港、港湾、石油、可燃性ガスの採掘施設、石炭採掘施設、武器と爆発材料の製造所と保管倉庫、その他公安大臣が定める施設（第 44 条第 3 項各号）

(1) 消防警察部隊

① 消防警察部隊の位置づけ

消防警察部隊は人民公安部隊に属する武装部隊の一部であり、中央から地方まで管理体制が組織されているもので、その組織構成は政府により規定される。

消防警察部隊の機能及び任務は、以下のように規定されている（消防法第 48 条）

- ア 与えられた任務と権限の範囲において、消防の規定の実施に関する法令等の制定、指示及び組織化をするよう、国の権限ある機関に対して助言及び提案を行う。
- イ 法の広報及び普及を図り、全国民の消防活動への参加運動について指導するとともに、消防に関する技能及び知識に関する訓練及び再教育を行う。
- ウ 火災予防及び消火に関する方策を講じ、設計の審査、承認、消防同意を行い、効果的で適切な消火を行う。
- エ 消防部隊を編成し、消防車両、設備及び備品の装備、管理を行う。
- オ 消防分野の研究を行い、先端の科学技術の成果を活用し、消防法令上厳格な条件が求められる施設、設備、備品の検査、試験及び認定を行う。
- カ 消防法に関する違反行為を検査、精査し、処分を行うとともに、規定に従い、可燃性・爆発性の危険物の運搬許可証を発行する。
- キ 刑事捜査組織法に従って捜査活動を行う。
- ク その他の法律に従って任務を遂行する。

② 中央組織及び地方組織（概括）

消防・救難救助警察部隊は、警察等を所管する公安省に所属する国家機関であり、公

¹⁷ 消防法（防火及び消火に関する法律）Luật phòng cháy và chữa cháy số 27/2001/QH1（Law on Fire Prevention and Fighting No.27/2001/QH1）。以後「消防法」と表す。

¹⁸ ベトナム消防法第 43 条各号及び第 44 条以下は、1.人民防衛隊、2.施設消防隊、3.専門消防隊、4.消防警察部隊の順に規定されているが、本稿においては国家機関である消防警察部隊を先に紹介する。

安省には中央組織及び地方組織がある。

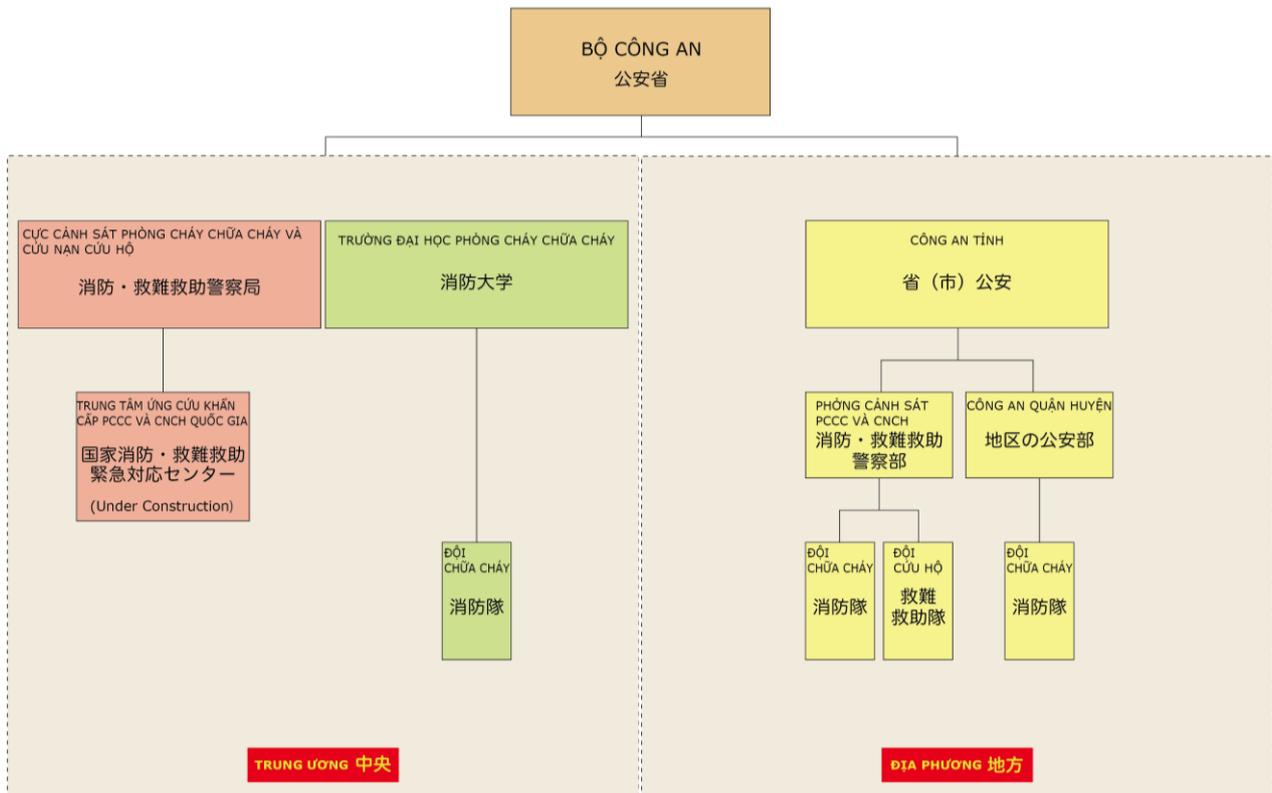
中央組織には消防・救難救助警察局と消防大学があり、地方組織は省級（省及び直轄市）公安（日本の警察に当たる）の下に消防・救難救助警察部署が置かれている。中央組織の消防・救難救助警察局、消防大学及び地方組織の省級公安は、形式上同等の組織として位置づけられている（下図参照）。

中央組織のうち公安省消防・救難救助警察局は、国家消防・救難救助緊急応援センターを管轄している。同局は、2018年まで警察総局の一局として位置づけられていた。

消防大学は消防・救難救助分野の幹部を養成する機関であるが、公安省内では消防救難救助警察局とは別系列の組織として位置づけられている¹⁹。中央組織においては全ての幹部職員が、地方機関においてもほぼ全ての幹部が、それぞれ消防大学の卒業生で占められている。

地方組織は、省級公安の管轄下に置かれている。形態としては、公安の下に置かれた消防・救難救助警察部が消防・救難救助隊（チーム）を擁するものと、省公安が直接消防・救難救助隊（チーム）を管轄下に置くものがあるが、ホーチミン市のように、これら二つが併存するパターンもある。

<消防・救難救助警察の組織図（2018年）>



資料：公安省資料を基に作成。

¹⁹ 1984年の内務省（当時）の組織改革に当たって、消防警察局は警察総局に、消防大学校は人材育成総局に置かれ、以後組織形態が変わっても、基本的に同格で別系列の組織として位置づけられてきた。

☆「救難救助」の表現について

公安省 (Bộ Công an) の中央組織において消防を担当する局は、ベトナム語で “cục cảnh sát phòng cháy chữa cháy và cứu nạn cứu hộ” である。それぞれの意味は、cục : 室・局、cảnh sát : 警察、phòng cháy chữa cháy : 消防 (=PCCC)、và : and、cứu nạn cứu hộ : 救難救助 (=CNCH) であり、英語では Fire and Rescue Police Department と表現している (ベトナム語は漢字表記ではないが、漢字由来の語が多い)。

このうち、cứu nạn cứu hộ (救難救助) については、ベトナム側が行った英訳は Rescue の一語で表しているが、この語は日本語では「救助」のほか「救難」の意味も持つ。この 2 語は、2017 年 7 月 18 日の「消防部隊による救難救助活動に関する政令」(No.83/2017/ND-CP) においてそれぞれ定義されているが、その規定をみると、危険な状態から救い出す対象が「救難」では被害者とされているのに対して「救助」では車両や資産とされている。しかし、同政令の他の部分等においては、区別されることなく「救難救助 (cứu nạn cứu hộ)」とセットで使われていることなどから、以後本稿においては「救難救助」と表現する。

☆2018 年公安省の組織改編

2018 年 8 月に公安省の組織改編があり、類似の役割を持つ部署を統合・再編するなどによって、同省の 6 総局、約 60 局、約 300 部が廃止され、消防・救難救助警察部局にも大きな影響が及んだ。

中央組織である消防・救難救助警察局は、廃止された 6 総局 (安全保障総局、警察総局、政治総局、物流インフラ総局、諜報総局、刑事判決執行・司法支援総局) の一つである警察総局に属していたものの、引き続き局として存続することとなった。

地方組織には大きな変化があった。それまでは、2012 年に策定された「消防・救難救助警察の能力拡充に係るマスタープラン」に基づいて、20 省・市 (主要 12 省と中央直轄市等 8 市) で省 (市) 公安から独立した同格の組織 (局) が設置され、それ以外の省においても将来的には独立の組織を設置する方向であった。しかし、この組織改編によって、消防・救難救助警察部局は、以前と同様すべての省及び直轄市において省級公安の管轄下に置かれることとなった。

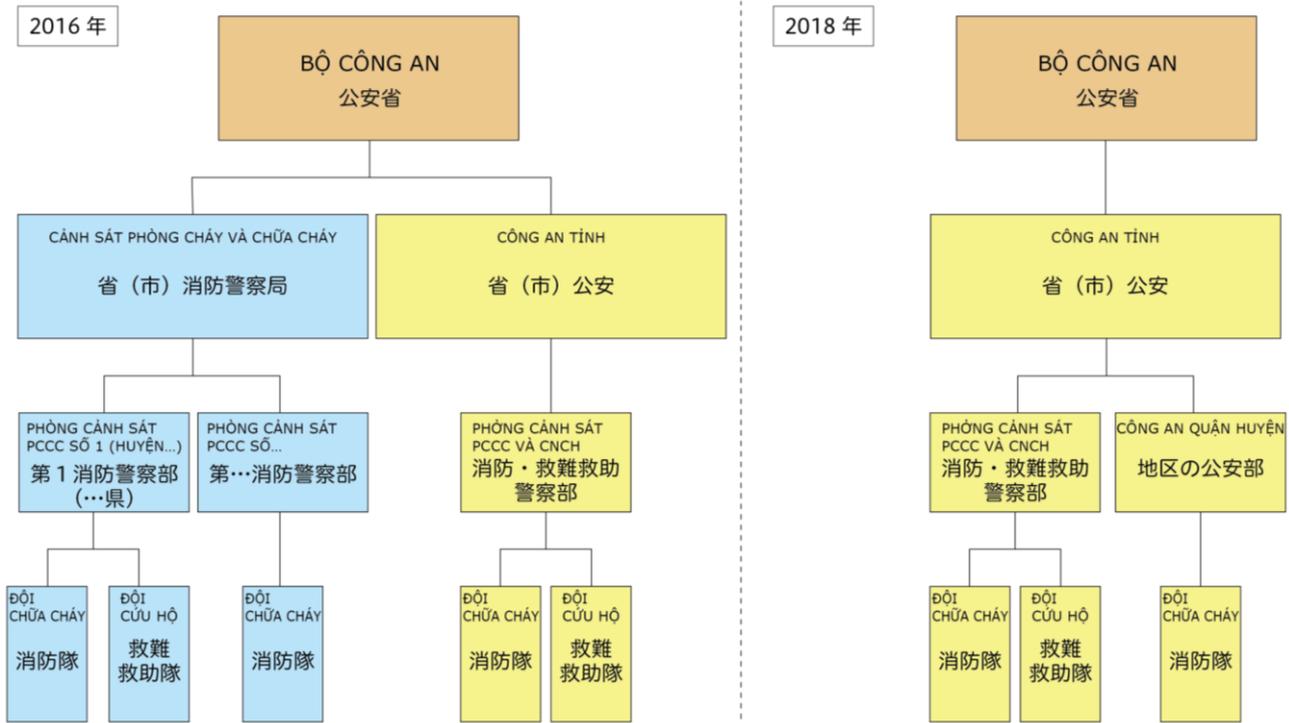
次ページの図は、2016 年と 2018 年の地方組織を比較したものである。

2016 年の部分において、主要な省・市の組織形態は「消防警察」以下 (水色の部分)、その他の省は黄色い部分で、「省公安」の下に消防・救難救助警察が置かれていた。

これが改編後の 2018 年の部分に示すように、消防・救難救助警察部局はすべて省級公安の下に置かれることとなった。

組織改編により、特に独立した消防・救難救助部局が廃止され省級公安 (警察) の管轄下に組み込まれた地方組織においては、省級公安のトップは消防分野に馴染みのないケースが多く、予算獲得等で厳しい状況になることが危惧されている。

＜消防・救難救助警察の地方組織図 2016年と2018年の比較＞



資料：公安省資料を基に作成。

③ 地方の消防・救難救助部署の組織

地方の消防・救難救助警察部署の組織体系について、ホーチミン市を例に紹介する。

ホーチミン市における消防・救助警察は、本部（市公安局消防・救難救助警察部）、部直轄の消防署（消防・救難救助チーム）、各区の警察部管轄下の消防隊（部隊）に大別される。

ア 本部

部長及び副部长計 13 名がいて、各分野担当 7 チームと 5 消防署を管理している。それぞれの担当チームには officer と担当官がいる。

各担当分野と階級は以下のとおり²⁰。

- 部長（大佐） 組織全般の管理
- 副部长（大佐） 各種プロジェクト・コンサル担当／スタッフチーム（チーム 1）の管理
- 副部长（大佐） 人事・政治担当／政治チーム（チーム 2）の管理
- 副部长（少佐） 財政・物流担当／物流・資材管理チーム（チーム 3）の管理
- 副部长（上佐） 教育・宣伝・法律普及担当／広報宣伝チーム（チーム 4）の管理

²⁰ ホーチミン市消防・救難救助警察部のサイトから抜粋（仮訳）。

- 副部長（大佐）防火・火災原因調査／消防設備検定担当
防火チーム（チーム5）の管理
- 副部長（大佐）消防教育担当／
消火・救難救助チーム（チーム6）及び消防署エリア1の管理
- 副部長（中佐）水難救助チーム（チーム7）の管理
- 副部長（上佐）内部検査等担当／消防署エリア2の管理
- 副部長（上佐）消防車両管理担当／消防署エリア3の管理
- 副部長（上佐）福利厚生担当／消防署エリア4の管理
- 副部長（大尉）IT・科学研究担当／消防署エリア5の管理
- 副部長（上佐）女性の労働管理等担当

イ 5 消防署

本部に所属する消防署は、市内の複数の区を担当するエリア1から5までの5つの署があり、格付けは形式上本部の各チームと同等である（前ページの図、2018年の「消防・救難救助警察部」に所属する「消防隊」と「救難救助隊」の部分）。配備されている消防車両は指揮車、消防車、救助車、救急車など5～6台で、人員は70人前後になる。

ウ 各区・県の警察部管轄下の消防部隊

ホーチミン市公安局には、各区・県²¹ごとに、1区警察部、2区警察部、ゴーバップ（Gò Vấp）区警察部など地区の警察部があり、その管轄下にそれぞれ区の消防隊（以下「部隊」という。）が置かれている（前ページの図、2018年の「地区警察部」に所属する「消防隊」の部分）。緊急通報114による火災通報は当該区の警察部に繋がり、そこから部隊に出動命令が下される。

車両及び人員は、区・県により異なっており、車両は1、2台程度から4、5台程度までと多様で、人員も多い部隊では70人程度いる模様である。

消防署から出動するのは、部隊による対応が困難とされた場合であり、例えば10区で大規模な火災が発生し部隊による対応が困難と判断された場合は、10区を含めた6つの区を管轄するエリア1の消防署に、市公安を通じて出動命令が発せられる（次ページの管轄区域とエリア管轄図参照。）。

消防署と部隊は組織上同等の扱いである²²が、装備の主力は消防・救難救助警察部に所属する消防署に配備されているのが実情で、階級上も消防署長の方が当該エリアにある部隊の長より上になっているという。

²¹ ベトナムの場合、県は省または中央直轄市の中の地区という位置づけで、日本と異なる。

²² ホーチミン市公安局に属する地区の警察部は、形式上消防・救難救助警察部と同格で、この両者に所属する部隊と消防署は形式上同格ということになる。なお、「④消防・救難救助警察部隊の体制等」に「ベトナムの消防署・消防出張所数」の表があるが、この「部隊」は消防出張所に分類される。ただし、ホーチミン市の場合、消防署と部隊の組織系統が異なるため、ホーチミンの組織体系に紹介に当たっては、「出張所」ではなく「部隊」と表現している。

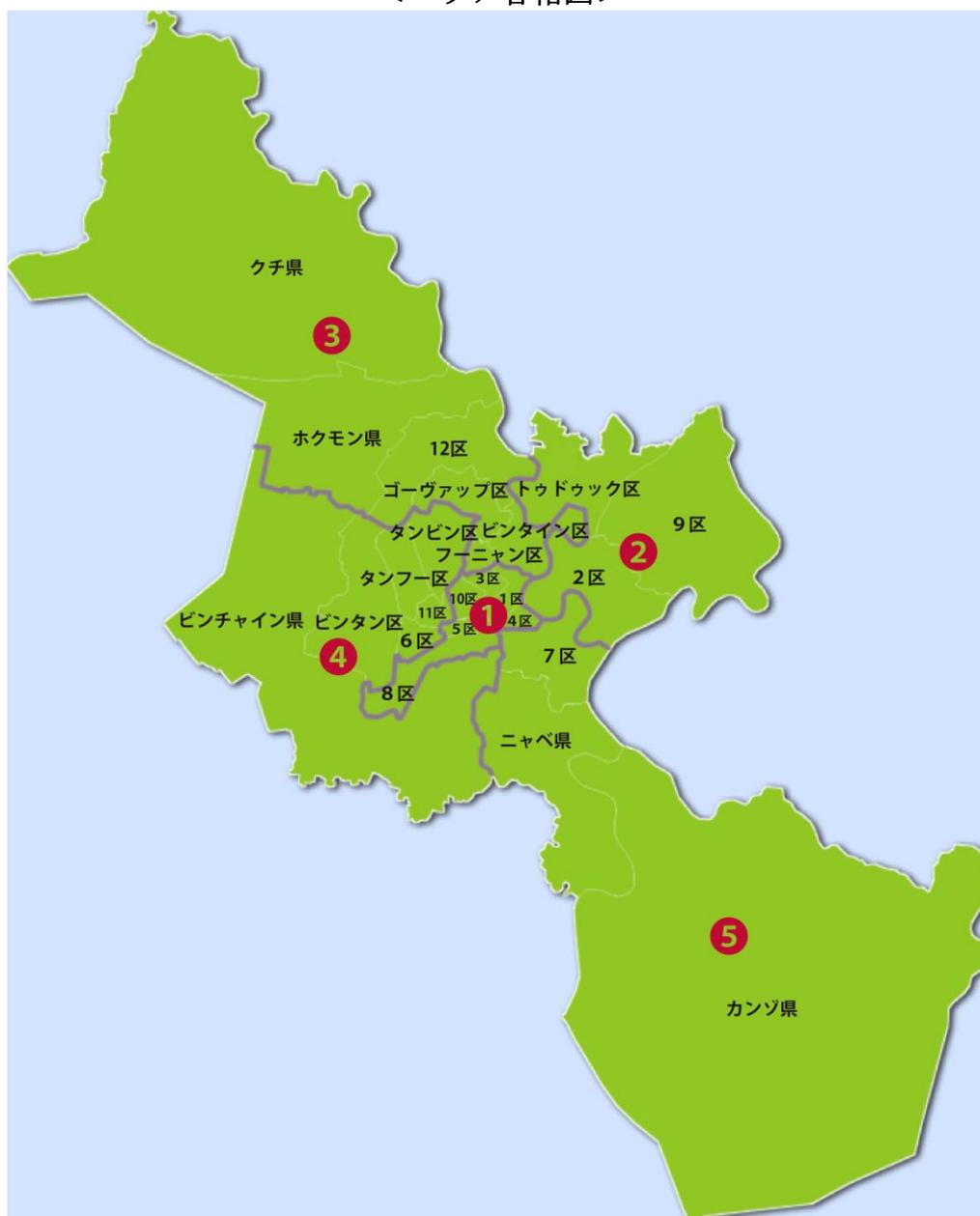
ホーチミン市の消防署が管轄する区及び県は、以下の表及び区分地図のとおり。

<管轄区域>

エリア 1	エリア 2	エリア 3	エリア 4	エリア 5
1 区	2 区	12 区	6 区	7 区
3 区	9 区	Bình Thạnh 区	11 区	Nhà Bè 県
4 区	Thủ Đức 区	Phú Nhuận 区	Bình Tân 区	Cần Giò 県
5 区		Gò Vấp 区	Tân Phú 区	
8 区		Hóc Môn 県	Tân Bình 区	
10 区		Củ Chi 県	Bình Chánh 県	

水難救助チーム
川全域

<エリア管轄図>



市公安局消防救助警察部の建物は、本部と同部に所属し市中心部を管轄する消防署（消防・救難救助チーム）／エリア1の二つの機能を持ち、正面の門には二種類の看板がある。

<建物の外観>



<門に掲示されている2枚の看板>



「ホーチミン市公安局消防・救助警察部」



「消防・救難救助チーム／エリア1」(消防署)

④ 消防・救難救助警察部隊の体制等

ア 消防署

ベトナムの消防署及び消防出張所数²³は下表のとおり。数は日本の1/10程度。

<ベトナムと日本の消防署・消防出張所数（2017年）>

	ベトナム	日本
消防署数	174	1,712
消防出張所（部隊）数	261	3,128

資料：公安省資料及び消防庁資料により作成。

ベトナムにおける消防署の設置間隔については、建設省が基準を定めており、「中心的な役割を担う署では半径5km、地方の署では半径3kmを目安として設置する」としているが、この基準は大都市部を除いてほとんど満たされていない。

²³ ホーチミン市の場合、各エリアの消防署が上段の消防署、各区の部隊が下段の出張所に該当する。

ちなみに、ホーチミン市の場合、市域の面積 2,061 km²にあるのは 29 か所（5 か所の消防署と 24 か所（区 19、県 5）の出張所）で、基準の半分強に過ぎないが、区部（494 km²に 24 か所）に限れば基準の倍近く設置されていることになる²⁴。

ベトナム全体で同様の計算をすると国土の 1/15 程度²⁵にしかならず、大都市の中心部を除けば現実的な基準とはなっていない。

⑤ 消防小隊

各消防署、出張所には、出動を行う消防小隊と救難救助小隊がある。

消防については、消防車両 1 台について小隊長 1 名、副小隊長 2 名、ドライバー 2 名、消防士 4 名で構成される 1 小隊 9 名が配置され、2 交代制で勤務している（後述）。

消防車両は消防署および出張所 1 か所につき 2～4 台が配置されており、基本的にその台数によって消防署等の規模が決まることになる。

救難救助小隊が全国に設置されることとされたのは 2012 年であるが、それ以前から消防小隊が救難救助活動を行っていた省や市もある²⁶。他方で、未だ独立の救難救助小隊を持たない消防署もあるが、今後全ての消防署に救難救助小隊を設置することが計画されている。

なお、救難救助小隊を設置するための要件は、以下のとおり。

- ・全ての消防・救難救助部署は、救難救助小隊を一つ有するものとする。
- ・高さ 15m 以上の建物を 10 棟以上若しくは 25m 以上の建物を 5 棟以上または 500ha 以上の工業団地を有する場合には、救難救助小隊を一つ有するものとする。

⑥ 消防用車両

最近の消防車両等の数は、以下のようになっている。

	2015 年	2016 年	2017 年	2016 年・日本
ポンプ車	782	815	834	6,819
はしご車	118	127	132	1,174
救助車	80	83	110	1,242
救急車	20	20		5,160
消防艇	180	189		47

資料：公安省資料、消防庁資料、アジア消防長協会資料により作成。

*2017 年は車両台数のみ判明。救助車と救急車は合計の台数。

²⁴ 建設省基準を基にすると、消防署は約 80 km²、出張所は約 30 km²をカバーすることから、ホーチミン市全域（2,061 km²）については、 $80 \times 5 + 30 \times 24 = 1,120 \text{ km}^2 \div 2,061 \text{ km}^2 \times 0.54$ 。区部（494 km²）については、 $80 \times 5 + 30 \times 19 = 970$ と基準の 2 倍近くになる。

²⁵ $80 \text{ km}^2 \times 174 + 30 \text{ km}^2 \times 261 = 21,750 \text{ km}^2$ 、ベトナムの面積 331,230 km²

²⁶ ホーチミン市の場合には、1975 年から水難救助を中心に救難救助を行っており、2006 年から救助隊が組織されていた。

<ベトナムの消防車両>



ポンプ車



救助車



はしご車

消防用車両には旧式のものも多く、例えばポンプ車の場合、1975年旧ソ連製のZIN130が22%を占めている一方で、2015年ドイツ製の最新式の車両は1%に満たないという。2017年時点で、上の表以外に、ポンプ車286台、はしご車14台の使用不能車があるという。



今も現役の旧ソ連製の消防車

ハノイ市など大都市部においては、渋滞や狭い路地に対応し素早く現場に到着することができる消防バイクが導入されている。この消防バイクは金属製のフレームで強化されており、前部のサイレンのほか、消火器、ガスマスク、ハンマー、ポンプ等の機材が装備されている。



路地を通行する消防バイク²⁷



以前使われていたという消防自転車
(消防大学ホアビンキャンパスに保存)

(2) 消防警察部隊以外の消防隊～人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊

国家による消防機関である消防警察部隊以外に、村落・街区等には人民防衛隊、会社・工場等の施設には施設消防隊、原子力施設・大規模工業団地等の特殊な施設には専門消防隊が設置され、日本の消防団、自衛消防隊などに当たる機能を担っている。

これらの消防隊は、それぞれ人民委員会、施設等の長が設置及び管理を行うこととされている。

上記各隊の主な任務については、以下のように規定されている。

- ・人民防衛隊及び施設消防隊は、火災発生時の消火計画を策定し、部隊と機材器具を備え消火活動を行うが、要請があった場合には、他の地域や施設の消火活動に参加する（消防法第 45 条）。
- ・人民防衛隊、施設消防隊及び専門消防隊は、消防警察機関から専門業務に関する指示、検査、指導を受け、所管官庁の命令により火災予防や消防活動に参加する（消防法第 46 条第 1 項）。

以下、各消防隊についての位置づけ、設置基準等を紹介する。

① 人民防衛隊 (đội dân phòng)

人民防衛隊は「住居地の安全秩序の維持及び消防活動に参加する者から構成される組織」と定義されており（消防法第 3 条第 5 項）、コミュニケーションレベルの人民委員会の長が村落、集落、都市の街区単位で設置し管理する（第 44 条第 1 項）。

人民防衛隊は 10 人から 30 人で編成され、隊員数に応じてチームリーダーとサブリーダー 1、2 名を置く（2014 年政令²⁸第 32 条第 4 項 a）。この人民防衛隊はさらに 1 組 5 人～10 人の組に分けられ、各組に組長 1 名及び組長補佐 1 名が置かれる。

²⁷ Published on Saturday, 09 December 2017 09:00 Written by Saigoneer.

²⁸ No.79/2014/ND-CP (消防法及び消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令)。以下、単に「政令」と表記しているものは本政令。

●ホーチミン市1区の街区である Nguyen Thai Binh Ward の人民防衛隊において、リーダーのイニシアティブで、市消防の助言を受けながら、古いバイクや小型ポンプ機などの機器を改造して、狭い路地にも入って消火活動ができる小型消防車を製造して成果を上げている例が紹介されている²⁹。

現地調査の際に、人民防衛隊の活動について現地の民間人等から聴き取りを行ったところによると、マンション等集合住宅において防火訓練等が実施されているものの、村落・集落・街区の単位で設置される人民防衛隊については、必ずしも日常的な存在とはなっていない模様であった³⁰。

ベトナム戦争中、空襲等による火災の消火活動等は国民総動員で行われており、人民防衛隊はそこで重要な役割を担っていたと考えられるが、戦時体制の終焉と都市化の進展等により位置づけが変化している可能性がある。なお、後述の消防法第 46a 条が 2013 年の消防法改正で新設された趣旨も、このような状況が背景にあると思われる。

② 施設消防隊 (đội phòng cháy và chữa cháy cơ sở)

施設消防隊は「当該施設において火災の予防と消防の任務を与えられた者から構成され、専任または非専任として活動を行う組織」と定義されており（消防法第 3 条第 6 項）、施設 (establishment) を単位として当該機関、組織の長が設置し管理する（第 44 条第 2 項）こととされる。会社、組織、機関、工場等の自衛消防隊として位置づけられるものといえる。

施設消防隊の規模並びにチームリーダー及びサブリーダーの数は、当該施設の正社員数により政令及び通達で下表のとおり定められている（2014 年通達³¹第 15 条第 2 項）。

当該施設の正社員数	施設消防隊の人数	リーダー、サブリーダー
10 人未満	全正社員	当該施設のトップ
10～50 人未満	10 人以上	チームリーダー1 名
50 人～100 人未満	15 人以上	チームリーダー、サブリーダー各 1 名
100 人以上	25 人以上	チームリーダー1 名、サブリーダー2 名

なお、複数の製造ライン、部署が別々に稼働する、あるいはシフト制で稼働する施設等の場合、製造ライン別、部署別、シフト別に 5～9 名の組を組織しチームリーダーあるいはサブリーダーが組長を兼務する（通達第 15 条第 2 項 d）。

²⁹ <https://english.vietnamnet.vn/fms/society/217453/where-mini-firefighting-vehicles-help-save-lives.html>

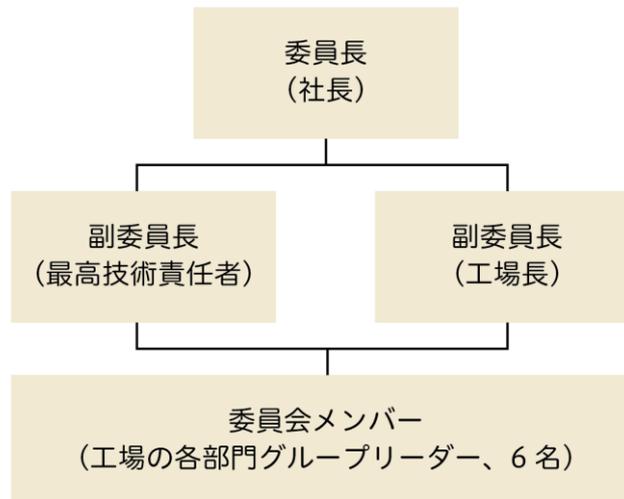
³⁰ 市民防衛隊の実態について聴いたほとんどの人が大都市及びその郊外で生れ育っており、都市部においては住民の関わりが希薄になっていることも考えられる。

³¹ No.66/2014/TT-BCA（政令 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達）。以下、「通達」と表記しているものは、本通達をさす。

●ハノイ市内の自社ビルに本社（40 人）、郊外に工場（130 人）がある会社の場合、本社を 1 部署とみなして 5 人で構成される「組」を置いている。

●工場における緊急対応体制及び施設消防隊のチーム編成の例

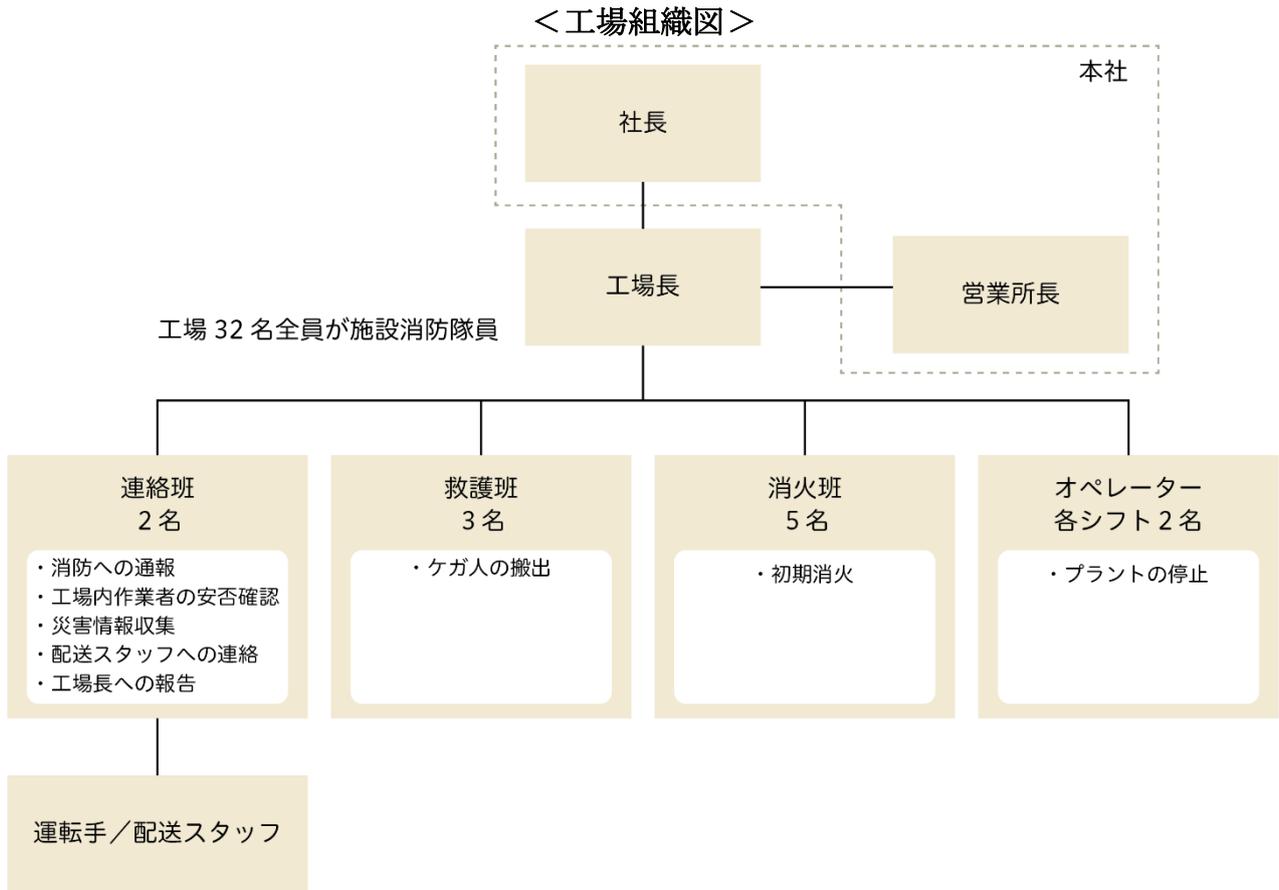
緊急対応運営委員会～工場の各部門グループリーダー以上の管理者で運営



緊急対応部隊（施設消防隊）～シフト毎にチームを作って 24 時間対応している

メインチーム	現場指揮者	緊急対応 チームリーダー	水利ポンプ	消火隊		救護隊	
	シフト管理者	リード オペレーター	オペレーター	オペレーター	セキュリティ	技術者	セキュリティ
チーム 1	1	1	1	2	1	1	1
チーム 2	1	1	1	2	1	1	1
チーム 3	1	1	1	2	1	1	1
チーム 4	1	1	1	2	1	1	1
サポートチーム 1		1	/	9		/	
サポートチーム 2		1		6			

●工場における施設消防隊の体制の例



専任の施設消防隊を置く場合、当該施設を直接管理する機関・組織の最高責任者が、当該施設の火災・爆発に関する危険性の性質及び特徴に対処できる組織編制及び人数を決定する。この消防隊は、シフト制のチームにより24時間対応を行うものとし、各チームにはチームリーダー1名と数人のサブリーダーを置く。

③ 専門消防隊 (đội phòng cháy và chữa cháy chuyên ngành)

専門消防隊は、施設の活動の特殊性に対応して設置される施設の消防隊であり、2013年の消防法の改正において新たに規定されたものである。

専門消防隊は、当該施設の長が設置し管理することとされているが、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設については、それらの発注者が施設の消防隊を設置し、専任の消防チームの運営を維持する責務を負うとされている（消防法第44条第3項、施行細則第32条第2項）。

専門消防隊を設置する義務を有することとされている施設は以下のとおり。これらの施設においては、専任の消防隊を設置し、シフト制のチームにより24時間対応を行うこととされている。

＜専門消防隊を設置する義務を有する施設＞

原子力施設、空港・港湾、石油・可燃性ガスの採掘施設、石炭採掘施設、武器または

爆発材料の製造所と保管倉庫、その他公安大臣が定める施設

公安大臣が定める施設は、以下のとおり（通達第 15 条第 4 項）。

国家貯蔵庫、貯蔵量 5 万 m³以上の石油貯蔵庫、原子力発電所、出力 200MW 以上の発電所、年産 3.5 万トン以上の製紙工場、年産 18 万トン以上の肥料生産工場、年産 2000 万 m²以上の織布工場、石油精製所、面積 50ha 以上の工業団地や輸出加工区

* 消防ボランティア

2013 年の消防法改正及びそれに基づく政令において、人民委員会、施設の長、消防警察部隊の長は、各組織、個人がボランティアとして消防に参加することを奨励すべきこと、消防ボランティアは人民防衛隊または施設消防隊に組み込まれること（消防法第 46a 条）、ボランティアに参加する個人の登録等に関すること（政令第 33 条）が、新たに規定された。

この規定の目的は、ボランティアとして人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊の消防活動への参加を促すことを目的としたもので、これにより新たなカテゴリーが創設されたものではない³²。

(3) 施設消防隊等のメンバー等に対する消防業務の教育訓練

人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊は、消防技術の訓練と育成を受け、消防警察機関から指示、検査、専門的指導を受ける（消防法第 46 条第 1 項）こととされている。

教育訓練の内容として、消防に関する知識及び法律に関する知識、防火対策、消防訓練の方法、消火の技術等消防業務に関するものが規定されている（政令第 34 条第 1 項各号）。

教育訓練の具体的な内容については、法令等からは必ずしも明らかではないが、調査した企業や工場等によると、

ア 消防隊員資格更新時の講習（2 年毎）

イ 消防訓練（年 1 回）

ウ 施設等による自主的な消防訓練

などが基本になっており、更新時講習及び年 1 回の消防訓練には、通常、所轄の消防機関からの派遣を受けているようである。

ア 消防隊員資格の取得・更新

施設消防隊等の隊員となるための資格取得及び更新には、消防業務の研修（16～24 時間）に参加し試験に合格する必要がある。合格者には消防機関から 2 年間有効の研修修了の認定証（資格証）が発行される。

また、2019 年からは従来の消防業務に加え救護に関する訓練も追加されるという。教育訓練にかかる費用は当該教育訓練に参加する組織等又は個人が負担する³³。

³² 同条の趣旨に対する公安省の回答による。

³³ 地域により実施する研修及び訓練の内容等に差異があり、必ずしも一定の額ではない模様。

- ある工場における資格更新のための教育訓練
2年に1度、所轄の消防署から2名の講師の派遣を受けて

座学の研修及び試験……………2日間
消防機器の操作訓練……………半日

を実施し、有効期間2年間の資格証が後日送付される。

この工場では、一度施設消防隊員となった者に継続して資格を更新させることとしている。

<資格証の写真>



- 救護に関する講習が行われている地域もある
複数のラインがあるため、約50人が有資格者。

消防に関する講習に加えて、2019年から組み込まれることになっている救護に関する講習も行われており、それぞれ1日ずつ午前を座学、午後を実技に当てる教育訓練が行われている。

イ 消防訓練

当該工場における火災の想定シナリオを策定し、それによって消防署から消防車と消防署員の派遣を受け、避難訓練、消火訓練等を実施する。

なお、工場側は、この訓練に派遣される消防車や消防署員の規模に応じて、費用を負担している³⁴。

- 工場における消防訓練の例

工場内のある施設で火災が発生したという想定で作成したシナリオに基づいて、消防署からの消防自動車、署員のほか、火災発生時に協同して消火作業を行うこととなっている隣接工場の施設消防隊員が参加して、訓練を実施する。同時に消防署員による訓練の監査を行う。

- 工場における消防訓練の例

消防署から消防用自動車2台と署員が派遣

午前：従業員を集めてビデオを使用した座学研修

午後：通報、初期消火、避難等の防災訓練、消防による総括

その際、省の人民委員会商工局、安全局からも担当者が来て審査を行う。

ウ 施設等による自主的な消防訓練

各企業、工場等においては、年1回の消防機関を交えた消防訓練に加えて、それぞ

³⁴ 消防訓練の内容や額についての統一基準の存在は確認できず。

れの施設の特性や必要に応じて、適宜自主的な消防訓練を実施している。

●大都市所在の会社の場合、本社においては、3か月～6か月に1回の避難訓練等を実施している。

●化学工場における自主的な消防訓練

先進国に所在する化学工場と同等レベル以上の安全性を確保することを目的として実施している。

- ・週一度の各種機材の操法訓練、防災訓練
- ・ケミカル工場に適用される法令に関連して、化学工場において想定される危険物漏洩の場合の回収作業、周囲にいる工員等の避難
- ・2019年からは年4回の夜間訓練も実施予定（保険会社のサーベイ時の提案に基づいて実施することとした。）

●ある工場では、現地採用の従業員が消防機器の取り扱いについて慣れ、迅速かつ的確に操作できるよう頻繁に訓練を実施しており、訪問時に見せていただいた訓練はきびきびとした動きであった。

<工場における自社による放水訓練風景 [動画①](#)>



* ベトナムの小中学校において消防・防災関係の教育を始めたのは最近であり、従業員は避難訓練や機器を使用した訓練はほぼ未経験な状態で入社してくる。ある日系企業の場合、従業員に災害時を想定した動きを身に付けるため、短い周期で訓練を繰り返している。

また、扱っている材料等の危険性（毒性、高圧、高温、低温等）を説明すると過剰な恐怖心を抱くことがあるので、安全な取り扱いを含めて理解させるなど細心の注意を払っているという。

3 予防業務

(1) 防火対象物

消防法第3条第3項において「施設とは、製造販売所、公共施設、事務所、アパート及び政府によって定められた一覧表に該当する独立した施設」とされており、政令の別表に「防火対象物一覧」が定められている。

また、同条第4項において規定する「火災・爆発の危険性のある施設」については、防火対象物のうち消防安全上の高い条件が求められる施設として、政令の別表に「火災・爆発の危険性のある施設」として列挙されている。これらは概ね、防火対象物のうち規模の大きいもの、危険物を取り扱うものなどである。

* 防火対象物等については、「JETRO 海外ビジネス情報／ベトナム／ビジネス関連法規・通達／消防／消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則 第79/2014/ND-CP」中の巻末別表参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/shobo/No79_2014_ND-CP.pdf

附属書Ⅰ 消防管理の対象施設リスト

附属書Ⅱ 火災爆発の危険性のある施設リスト

附属書Ⅲ 使用開始前に消防安全保障状況について消防警察局に通知しなければならない施設のリスト

附属書Ⅳ 消防警察局による消防用設備の設計の審査承認の対象のプロジェクト、工事のリスト

(2) 消防審査承認

都市、工業団地の大規模な開発や施設の建築等に際しては、その計画策定または設計の段階において、開発の規模、施設の種類等に応じ、必要な消防用設備、避難経路、消防に係る予算措置等について、消防の審査及び承認を受けなければならない(消防法第15条)。

なお、都市、工業団地等の計画の場合には、その配置、交通システム、給水システム、消防署の配置等も審査の対象となる。

ベトナムの建築基準規制(2017年3月時点)については、一般財団法人建築・住宅機構(http://www.iibh.org/kijun/pdf/Vietnam_1805.pdf)及び東京理科大学研究推進機構総合研究院火災科学センター(http://goe.tus-fire.com/?page_id=10933)のサイトを参照されたい。

施設の種類により求められる具体的な措置は、消防法第20条～第28条及びそれに関係する政令等に定められている。

また、これらのプロジェクト、施設等の発注者は、部分検査、段階別検査、項目別検査及び引渡検査等の各段階において、消防上求められる条件が満たされていることを確認することとされている(車両の場合は、消防による検査を行う。)(政令第17条)。

(3) 消防による安全検査

① 安全検査の実施

消防の安全検査には、常時検査、定期的検査、臨時検査があり（政令第 18 条第 2 項）、施設等の最高責任者はこれらの検査の実施について責任を負うこととされている。消防警察は、火災・爆発の危険性のある施設等については、定期的な安全検査（四半期～年 1 回）のほか、消防規定への違反、特別な保護条件が求められる場合にあっては臨時的検査を実施する（政令第 18 条 2 項）。

なお、安全検査の結果、消防上の安全条件に適合しない施設、自動車両、世帯・個人に対して、事業活動の一時停止、廃止が決定される場合がある（下記③で詳述）。

② 検査項目

政令第 18 条第 1 項に定める安全検査項目は、以下のとおり。

ア 施設、住宅地、世帯、森林、自動車両の消防に関する安全状況

イ 消防に関する各対象者の責任の遂行状況

ウ 消防法の規定、政令の規定、各基準、技術基準、関連する法規、消防警察機関により付された消防上の条件の執行状況

③ 事業活動の一時停止、事業の廃止の決定

消防上の安全条件を満たさない施設、自動車両、世帯・個人に対して、その事業活動の一時停止、または廃止が決定される。

ア 一時停止

以下に該当する場合、30 日以内の期限を定めて、事業活動を一時停止する（消防法第 29 条第 1 項、政令第 19 条第 3 項）。

- ・火災・爆発を引き起こす危険性がある場合
- ・消防に関する規定に重大かつ深刻な違反行為があった場合
- ・消防に関する重大かつ深刻な違反行為に関し、消防の国家機関が是正勧告を出したにもかかわらず実施しない場合

イ 事業の廃止

一時停止期間を経過しても違法是正措置を実施しないまま、または実施できずに深刻な悪影響を与える恐れがある場合には、その事業活動を廃止する（消防法第 29 条第 2 項）。

ウ 決定

決定は原則として書面で行う。緊急の場合、口頭による決定は認めるが、その後書面による決定を行う（政令第 19 条第 5 項）。

決定権者は公安大臣あるいはその代理人、各人民委員会の委員長、消防警察機関の長であるが、火災や爆発発生の直接的なリスクがある場合には、消防警察の職員、隊員が一時停止させることも可能である（政令第 19 条第 6 項）。

エ 事業活動の再開

事業活動の一時停止の決定を受けた者は、当該決定の再開許可申請書を決定権者に提出し、事業活動再開の決定を求める。

●ある工場の例

年4回、消防署員が2名来て検査を実施。

工場の一部の工程部分について区画を設けて報知器及びスプリンクラーを設置するよう指摘されるなどの経験あり。

指摘事項への対応は経費がかかる上に、猶予期間が定められず時には遡及して罰則が科せられるケースもある。消防署の担当者によって解釈が異なる場合もあるため、担当する社員は、消防に対して、指摘事項の法令の根拠を逐一確認している。

●自社ビルを保有する企業の例

消防による検査は年1回。

入居している自社ビルの避難経路、消防設備などについて指摘を受けたことがある。

検査に対しては、大学卒業後消防大学に6か月間在籍して消防法令や基準を学び消防設備に関する資格を有する社員が対応している。

●ある工場の消防による安全検査

検査の種類としては、

・書類チェック

・電気システム

(絶縁体、ブレーカー等のチェック、地絡の有無のチェック等)

・避難経路、消防隊進入経路

・消防用システム、装備等の確認

(例：水量・水圧、消火器の状態、火災報知システムの作動状況等)

*工場においては、先進国と同等の安全基準を満たすため、装備品等の中には、現地の消防から求められる国内基準を満たすものに加えて、予備的に外国製品を備えている種類もある。

●ある工場の例

消防署員が工場の工程や取扱品を的確に理解できないケースもあり、不必要と思われる装備を備えるよう言われることもある。

*企業や工場等の聴き取りからは、消防に関する専門知識を有する社員の確保や養成は難しいものの、そのようなスタッフがいるところでは、安全検査における消防との交渉で効果を上げていることがうかがえる。

☆ その他の措置

事業活動の停止命令の一環として、消防安全基準を満たさないまま営業している施設やビルの公表、開発中のマンションの住民の受け入れ停止、電力会社や水道供給会社に対する電気、水道の供給停止の要請などが行われ、さらに悪質なケースについて

は刑事事件として立件する等の措置が行われている。

特に、多くの死傷者を出した 2018 年 3 月のカーリーナ・プラザの火災を受け、ハノイ、ホーチミンなど大都市の消防当局は、高層ビルやカラオケ店に対して集中的な立入検査を実施し、消防の安全を満たしていないマンション、ホテル、大学等の教育施設、医療施設などの高層ビル 199 棟、事業停止処分を受けたカラオケ店 892 店を公表した。公表されたマンションの中には、国防省の関連団体が開発中の物件も含まれていた。このほか、カラオケ店の新規認可の一時停止、加入率の低い強制火災・爆発保険への加入促進など、様々な措置が行われた。

4 消火

(1) 消火活動

火災が発生した場合、その発見者は火災を通報し消火を行わなければならない、火災現場の近くにある機関、組織、世帯、個人は火災を通報し消火活動に参加しなければならないとされている。消防への緊急通報の電話番号は 114 と定められている。

通報を受けた消防部隊は管轄区域の火災現場に出動して消火活動を行う。

消火活動に当たっては、水源、消火器具の優先使用権、優先通行権があり、必要な人力や器具等を動員することができ、消火活動によって生じた損害については、法律の規定に基づいて損害を補償する。

火災事件の捜査及び処理は公安省の任務であり、火災現場の保存や捜査は公安部隊が行い、火災原因の特定は消防警察が行う（消防法第 41 条）。

(2) 消火対策の策定と訓練（法第 31 条）

施設の長等は、自己の管理範囲において、当該施設等の消火対策を策定し、訓練を行う責任を有する。この消火対策と訓練は消防警察機関と連携して行う責任を有する。消火対策案は権限ある機関の承認が必要で、消火対策に記載された部隊及び設備については、十分な訓練を受ける必要があること等が規定されている。

(3) 消防水利

ベトナムにおける消防水利としては、都市部で見られる消火栓のほか、公共の貯水槽、河川や池等の自然水利が使用されているが、新たに造られた工業団地など一部を除いて、消防水利は十分とはいえない水準に止まっている³⁵。

なお、建設省による建設基準（QCXD 01:2008）においては、消火栓を 150m ごとに設置することが規定されているものの、具体的な消防水利の配置計画の策定及び設置は各省・市が行うこととなっているが、ハノイ市にあっても現状の数十倍もの消火栓の設置が必要になることを考えると、現実的な基準であるとはいえず、既述の消防署の設置基準と

³⁵ 例えば、ハノイ市の消火栓は 1 km²あたり 1 か所程度で、東京の 1/60 程度に過ぎないという。また、河川、池等の自然水利も泥や汚染等で水質が悪い等の問題を抱えているところも多い。

同様、近い将来において基準が満たされる可能性は低い。

<屋外消火栓>



<工場内にある防火水槽>



5 救難救助（レスキュー）活動の状況

救難救助については、2012年の「消防部隊による救難救助の任務に関する規定（決定：44/2012/QĐ-TTg）」³⁶において消防部隊の任務に位置付けられ、ベトナム全土において常駐組織が置かれることとなった。緊急通報の電話番号は消防と同じ114とされた。救難救助は、消防警察部隊だけではなく、人民防衛隊、施設消防隊及び専門消防隊の任務の一つとしても位置付けられ、管理区域内で発生した救難救助案件への参加、知識の普及、訓練、施設等における救難救助に関する計画の策定等が規定された。

消防部隊による救難救助活動の範囲については、2017年の政令「消防部隊による救難救助活動に関する政令（83/2017/NĐ-CP）」³⁷第5条第1項に、以下のとおり定められている（仮訳）。

消防・救難救助部隊は以下の非常時及び緊急事態において救難救助活動を行う。

- a) 大火災
- b) 爆発
- c) 住宅、建設工事現場、設備、機械、樹木の崩壊
- d) 地滑り
- d) 住宅、建設現場（Construction works）、高所または深い場所、設備、洞窟又はトンネル、地下の建設現場から逃れられない状態の人
- e) 道路、鉄道、内水路における交通の緊急事態及び非常時で要請があった場合

³⁶ QUYẾT ĐỊNH QUY ĐỊNH VỀ CÔNG TÁC CỨU NẠN, CỨU HỘ CỦA LỰC LƯỢNG PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY SỐ 44/2012/QĐ-TTg

³⁷ NGHỊ ĐỊNH QUY ĐỊNH VỀ CÔNG TÁC CỨU NẠN, CỨU HỘ CỦA LỰC LƯỢNG PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY SỐ 83/2017/NĐ-CP

- g) 河川、急流、滝、湖、池、井戸、水溜り、海岸において溺れている場合
- h) 観光地及び娯楽地における緊急事態及び非常時
- i) その他法に定める緊急事態及び非常事態

救難救助は上記の事態において、生命・身体、車両、財産を緊急事態等から救う行為であり、保健省が担当する救急とは別概念の業務となっている。消防用車両にも救急車があるが、これはあくまで救難救助活動で救出した人を搬送する救助車両であり³⁸、病人等の搬送のために使われることを想定しているのものではない。

ベトナムにおける 2016 年の救助実績を見ると、

○救助活動数	1,825 件
(主な救助内容)	
火災現場からの救助	1,122 件
水難救助	333 件
交通事故	132 件
建築現場、ビル倒壊	72 件
○救助された人数	450 人
○遺体収容数	315 人

となっており、救助件数、救助人数、遺体収容数ともに増加傾向にあるという。

救難救助の内容は地域により差異があり、例えば、ホーチミン市の場合、活動の大半が水難救助であるという。

6 火災・救難救助に関する統計の体制

消防に関する国家統計は、消防に関する国家管理の一環として位置づけられている（消防法第 57 条第 10 項）。

具体的な内容としては、

- ・消防に関する検査、宣伝、訓練、業務研修、違反処分の実施回数
- ・人民消防隊、施設消防隊、専門消防隊のメンバーと管理者の一覧表
- ・消防用機械設備の統計
- ・消防計画の訓練実施、研究の時間、火災発生件数、消防事務及びその他消防活動に関する事項の統計

と規定されている（通達第 4 条第 1 項）。各統計はそれぞれの直轄上位機関に提出されることとなっている（同条第 3 項）が、公開、公表に関する規定は確認できない。消防部隊は人民公安部隊に位置付けられていることもあり、消防関係の詳細な統計が一般に入手できる状況にはなっていないと考えられる。

³⁸ 前述の 2 (1) ⑥の表の 2017 年分は、救急車を救助車両に含めて数値を出している。

7 消防用施設・機械器具等

(1) 消防用機械器具等

消防用機械器具等の装備は、消防警察部隊については国が、機関、組織、個人の管轄範囲における施設等については各自が、それぞれ装備することとされている（法第 50 条、第 51 条）。

消防用機械器具の種類は、政令付属書（別表）V に以下のとおり列挙されている³⁹。

1. 機械化消防用の機械器具等

- a) 一般消防車：水槽付き消防車、ポンプ自動車
- b) 特殊自動車：空港用消防車、林野工作車、化学消防車、デモ・混乱対策用消防車等
- c) 消防航空機、消防船舶/ボート
- d) 消防専用車：はしご車、クレーン車、指令車、通信工作車、送水車、資材搬送車、人員輸送車、化学薬品輸送車、災難救助車、支援車、排煙車、工作支援車等
- d) 消防用ポンプ：ハンドポンプ、トレーラーポンプ、フローティングポンプ

2. 一般消防用器具

- a) 消防用ホース
- b) 消火用放水口
- c) 接合部、双口接手、媒介金具、エジェクターバルブ
- d) フィルター
- d) 消火栓等
- e) 消防梯子（三脚梯子、二脚梯子、脚立、縄梯子、その他）
- g) 消火器（ハンドル付き、車輪付き）：粉末消火器、泡消火器、ガス消火器

3. 消火剤：水、粉末、ガス、泡

4. 難燃材料、難燃物質

- a) 耐火塗料
- b) 耐火材料
- c) 耐火含浸材

5. 個人用衣装と保護具

- a) 防火ズボン、上着、帽子、ブーツ、手袋、ベルト、マスク、絶縁のブーツと手袋、耐熱服、化学防護服、放射線防護服
- b) 防毒マスク、隔離式防毒マスク、フィルターマスク、防毒マスク吸収缶

6. 救命用具：救命用ロープ、救命クッション、救命用梯子（ロープ梯子、脚立等）、救命用ダクト、人体検知器等

7. 破壊用機械、道具

- a) カッタートラクターアジテーター、エアコンプレッサー、水力、電力、エンジンによるリフト

³⁹ JETRO 資料より。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/shobo/No79_2014_ND-CP.pdf

- b) ラッチェトケーブルカッター、ハンドソー、ハンマー、バール等
- 8. 消防指令や情報通信用機材、機器
 - a) 消防指令デスク、消防指令テント
 - b) 有線通信システム
 - c) 無線通信システム
- 9. 火災警報・消防システム
 - a) 自動／半自動警報装置
 - b) 自動／半自動消火システム（ガス、水、粉末、泡）、屋内放水銃システム、屋外水補給システム

(2) 消防用設備の設置基準等

消防用設備の設置基準等については、科学技術省が 2009 年 12 月 1 日付の国家基準交付に関する科学技術大臣の決定（2726/QD-BKHCN）の中で、「建物・施設における消防手段の装備・設定・点検・メンテナンスに関する国家基準 TCVN3890:2009」を示した。

以下、JETRO による日本語訳の主な項目を抜粋して紹介するが、詳細は JETRO のサイトを参照されたい。

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/shobo/TCVN3890_2009.pdf)

4. 総則

4-1. 所有者・法人団体の管理者は、住宅・建設工事・工事部分・部屋・室および設備（以下「建物・施設」と称す）に対して本基準に基づき消防手段を装備しなければならない。

4.2. 建物・施設における消防手段は以下の通り装備される。

（消火器、消火自動警報設備システム、消火システム等の種類と具体的な手段を列挙）

4.7. 消防手段の点検・メンテナンス業務は専門機関または消防を担当する保安技術者が実施する。保安技術者は教育を受け、適切な専門レベルを有する者。

5. 消火器の装備・設定・点検・メンテナンス

6. 自動火災警報システムの装備・設定・点検・メンテナンス

6.1.3. 自動火災警報システムを設置する建物・施設の種類

6.2. 自動火災警報システムの点検・メンテナンス

7. 自動消火システムの装備・設定・メンテナンス

8. 室内・建物・室外における消火栓システムの装備・設定・点検・メンテナンス

9. 電動式消火設備の装備・設定・メンテナンス

10. 故障発見用照明手段・救難警報手段・通常解体道具・抗煙保護手段に対する装備と設置、通常的・定期的・異常時の点検・メンテナンス

11. 簡易的な消火道具の装備・設置・点検・メンテナンス

付録 C 自動消火システムが装備される建物・施設（一覧）

<ポンプ操作盤>



<消防用ポンプ>



(3) 消防用機器等の規格・検定等

① ベトナムにおける消防用機器等の規格

ベトナムにおける消防用機器等の規格については、2017年現在、構築途上という状況である。

消防用機器の規格は、過去から現在までの国家間の関係等を背景に、ロシア、米国、日本、韓国の規格を参考として作成されてきた。現在約190規格が存在しているが、精緻化の必要性を認識しており、今後の規格の更新・追加に当たっては、日本または韓国の規格を参考にする方針とされている⁴⁰。

当面、消防ポンプ、泡消火薬剤、自動消火装置、マスク、誘導等を対象とし、さらに、防火衣等、スプリンクラーヘッド、自動火災報知設備等も対象としていくものとみられる。

② 製品認証の体系

ア 法体系

ベトナムでは建築物に関する法令である建設法に基づき、実質的な防火基準である「建築物の火災安全に関する建築基準」が制定されており、火災の分類、延焼拡大の防止、消防救急活動等について規定している。

また、製品認証に関する法令としては、2006年に制定された「規格及び技術規則法」があり、対象となる製品や目的に応じて、強制適用である「技術規則」と任意適用である「規格」が規定されている。

イ 認証体系

技術規則には、「国家技術規則 (National Technical Regulations(QCVN))」と「地方技術規則 (Local Technical Regulations (QCDP))」がある⁴¹。

⁴⁰ 総務省消防庁資料より。

⁴¹ 「検定協会だより」平成29年2月号(日本消防検定協会)によれば、現在、強制適用の対象となる製品はない。

規格には、「ベトナム規格（National Standards(TCVN)）」と「製造者標準（Manufacturer Standards(TCCS)）」の2種類がある。

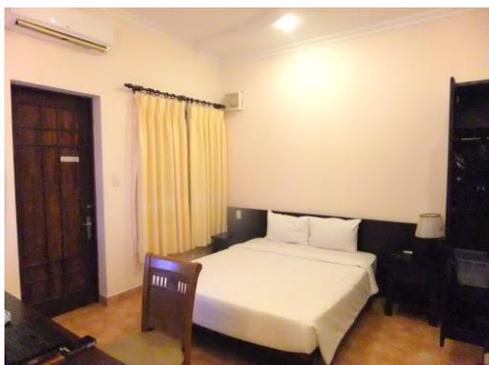
TCVN の対象となるのは、消火器等（消火器、消火器用消火薬剤、泡消火薬剤）、消防用ホース等（消防用ホース、差込式又はねじ式の結合金具）、感知器等（感知器又は発信機、中継器、受信機）、スプリンクラー等（閉鎖型スプリンクラーヘッド、流水検知装置、一斉開放弁）である⁴²。

ウ 認定等の機関

ベトナム規格（TCVN）に係る認定、認証及び試験機関を統括するのは科学技術省の標準・測量・品質総局であり、認証機関であるベトナム認証センター、製品試験を行う品質保証試験所（品質保証試験所 1：ハノイ、同 2：ダナン、同 3：ホーチミンの3か所）が設置されていて、地域別に担当している。また、これらの認証機関や試験機関の認定は、科学技術省の認定局が実施している。

技術規則、規格にはそれぞれ適合マークが定められており、該当する技術規則または規格に適合した後に取得できる。

<ホテルの部屋>



<天井の感知器>



⁴² 日本消防検定協会の当該調査においては、調査対象品目を「検定対象機械器具等」の14品目としている。国内の検定対象14品目に海外の認証機関の規格を個別に合致させることは難しいため、この14品目を、「消火器等」、「消防用ホース等」、「感知器等」、「スプリンクラー等」及び「避難はしご等」の5項目に区分した。

< 宿泊施設客室棟にある消火栓と消火器 >



エ 販売規制

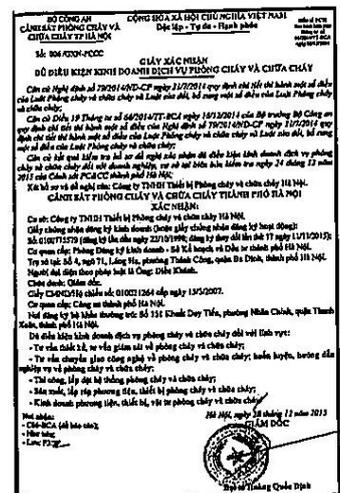
販売規制に関しては、消費者権利保護法（Law59/2010/QH12）を根拠として組織または個人業者が消費者に対して負う責任等を規定しており、具体的な紛争の解決法については、同法第4章「消費者及び組織又は個人業者間の紛争解決」に規定されている。

ただし、科学的及び専門的知識をもってしても製品の欠陥を発見できなかったことを証明できる場合には、賠償は免除される。

（以上、「②製品認証の体系」については、日本消防検定協会「検定協会だより」平成27年8月号14～15ページより。）

* ベトナム規格（TCVN）の基本的な構成は「検定協会だより」平成27年9月号17ページ、2015年（平成27年）3月現在における主な技術基準及び規格番号一覧は、「検定協会だより」平成27年9月号19ページをそれぞれ参照されたい。

< 消防機器販売許可証 >



消防署や消防大学の門の脇には消防機器販売店があるが、消防機関が経営しているものではない。

<消防機器販売店>



消防大学正門の脇



ホーチミン市消防・救難救助警察部横
(左上は庁舎)

8 消防財政

(1) ベトナムの国家予算（地方の位置づけ）

ベトナムの国家予算は中央予算と地方予算から成り立っている。消防に関する予算については、具体の規模、市、省ごとの予算の状況等は必ずしも明らかでないが⁴³、同様に中央予算と地方予算から成り立っている。

*ベトナム 2019 年国家予算の規模

歳入 1,411 兆 3,000 億ドン（7 兆 565 億円）

中央 810 兆 990 億ドン（4 兆 505 億円）

地方 601 兆 2,010 億ドン（3 兆 60 億円）

歳出 1,633 兆 3,000 億ドン（8 兆 1,665 億円）

中央 1,019 兆 5,990 億ドン（5 兆 980 億円）

（利払い 121 兆 9,000 億ドン（6,095 億円）、454 兆 7,480 億（2 兆 2,737 億円）

地方 613 兆 7,010 億ドン（3 兆 685 億円）

財政赤字 222 兆ドン（1 兆 1,100 億円）

中央 209 兆 5,000 億ドン（1 兆 475 億円）

地方 12 兆 5,000 億ドン（625 億円）

(2) 消防財政

消防活動に対する投資財源としては、国家予算、火災・爆発保険による収入、国内外の組織・個人等の寄付、援助があり、以下のものに充当される（消防法第 54 条、政令第 51 条第 1 項）。

- ・消防警察部隊の活動、施設、消防用設備、機械器具等の整備
- ・人民防衛隊及び施設消防隊の活動の支援

⁴³ 2014 年の中央予算は約 2 兆ドン（約 100 億円）。ハノイ市の消防の予算は約 550 億ドン（約 2 億 7,500 万円）で、その内訳は中央予算約 250 億ドン、地方予算約 300 億ドンとされる。

- ① 消防警察部隊の活動に対する予算は、以下に充当される（政令第 52 条第 3 項）。
- ・消防警察部隊の常時活動
 - ・消防用設備及び専門的な施設の整備、更新及び近代化、消防に関する科学技術的研究
- ② 人民委員会は、国防及び治安維持に関する予算において、以下の消防活動に対して支出する（政令第 53 条第 4 項）。
- ・人民防衛隊のリーダー及びサブリーダーに対する手当
 - ・人民防衛隊の保護具及び消防用設備の整備
- 上記において、②は人民委員会が支出することが明記されているが、①に関しては主体が明示されていない。

政令では、省レベル及び県レベルの人民委員会は、その管轄区域における消防活動に予算を配分し、消防用設備を整備する責務を有する。コミューンレベルの人民委員会は、区域内の消防活動に予算を配分し、人民防衛隊の消防用設備を整備する責務を有する（政令第 56 条）とされている。

ただし、消防訓練センターなど活動範囲が特定の地域に限定されない機関については、中央予算（公安省消防・救難救助警察局の予算）で設置及び運営がなされる。

また、後述のマスタープランに基づいて行われる消防施設設備の整備等で地方政府が実現することとされた部分については、地方予算に対する特定目的の追加金による支援の対象となる（国家予算法第 40 条第 3 項 b)）。

9 消防に関する国家計画

(1) マスタープランの策定

ベトナム政府は、2012 年に首相令 No.1110/QĐ-TTg を発行し、2030 年までのビジョンに基き 2020 年までを期間とする消防・救難救助警察部隊の能力向上にかかるマスタープランを承認した。

(2) マスタープラン

マスタープランには、以下の目的が記載されている。

① 全体目的

消防、火災予防及び救助の有効性と効率を向上させるため、省レベル及び国家レベルで消防警察局の設立・強化を行う。これにより、市民の人命と資産を守り、国家の財産を保護し、政治的及び社会的な安全を強化する。また国家の工業化・近代化を図る。

② 段階ごとの目的

< 段階 1（2013 年～2015 年） >

主に南部・中部・北部の主要な都市及び省を対象に、消防・救助の基本設備への投資、組織及び人員の強化及び建設を行う。

<段階 2 (2016 年～2020 年) >

段階 1 の経験を踏まえ、国家の工業化と近代化を維持するために消防・救難救助の全ての面での継続的な強化に投資を行う。

<段階 3 (2021 年～2030 年) >

社会・経済発展のため、洗練された近代的な消防・救難救助隊を設立する。

③ 行動計画

段階 1 の目的を具体化する行動計画が示されている。

ア 組織強化について

- ・ 主要 12 省で消防警察局を設置
- ・ 公安省消防警察局の組織強化
- ・ 国家非常時対応センター、国家消防・火災予防設備検査センター、国家消防・火災マネジメントセンターの 3 機関を設立
- ・ 都市部での消防警察局の組織強化
- ・ 消防に関する 90 の専門チーム、救助に関する 108 の専門チームを設立し、各省で新たに 1 チームが設立されるように配置（各地方の消防警察局で設立）。
- ・ 2013 年から 2015 年までに 8,575 人の職員を増強

イ 資機材について

- ・ 消防・救助用の車両として、以下を配備
消防車 205 台、救助車 121 台、水槽車 5 台、はしご車 (45m) 3 台、はしご車 (32m) 41 台、水中用救助車 6 台、給水車 155 台、救助艇 5 台、消防艇 9 台
- ・ 消防活動用の情報通信機器、消防・救難救助活動用の機器を配備
- ・ 消防・救難救助活動用の管理センターを設立

ウ 局の施設改善について

- ・ 中央の消防警察局及び地方省の消防警察局の建物の新設、更新
- ・ 省級公安における消防署の建物（51 箇所）の新設

エ 総投資額 7 兆 5,420 億ドン（377 億円）

（内訳）

- ・ 消防・救難救助機材及び設備投資 4 兆 6,100 億ドン（230.5 億円）
- ・ 国家非常対応センター等 3 機関の設置、消防警察局、消防署の建設及び更新
2 兆 8,740 億ドン（143.7 億円）
- ・ 消防・救難救助の専門職員の高度な研修 580 億ドン（2.9 億円）

④ 人的資源及び資金に関する方針

ア 人的資源

- ・ 消防大学の年間の訓練予算を増やす。消防大学の南部キャンパスの設備増強
- ・ 消防・救難救助の人材を他部門で経験を積んだ社会人から採用
- ・ 消防・救難救助に関する専門的な研修を受ける市民の数の拡大

- ・指導者の能力向上のため、国内及び国外での訓練及び再研修の内容の改善
- ・研修内容の拡大

イ 資金

中央政府及び地方政府の消防・救難救助予算、政府開発援助、火災保険、営利組織（工業団地、輸出加工特区、経済特区）からの投資を動員

(3) マスタープランの達成状況

段階 1 は 2015 年に期限を迎えたが、地方における消防・救難救助部署の消防・救難救助警察局への格上げ、目標数量の少ない特殊機材の配備については達成。これ以外の消防用車両の配備や消防署の新設・更新等多くの項目で未達成。

段階 2 の具体的な数値目標は未だに策定されていない模様であるが、マスタープランに基づき中央直轄市や主要な省において一旦は公安から独立した消防・救難救助警察局が、2018 年の公安省の組織改編によって、再び公安の管轄下に戻されたことなどにより、このマスタープラン自体の見直しがなされる可能性も否定できない⁴⁴。

10 火災・爆発保険

ベトナムの消防法では、機関、組織及び個人の火災・爆発保険への加入を奨励し、中でも火災・爆発のリスクがある施設⁴⁵については加入が義務付けられている（法第 9 条）ものの、加入率は低いままであった。

2018 年 2 月 23 日には「強制火災・爆発保険に関する政令（23/2018/ND-CP）」が公布された（同年 4 月 15 日施行）。この政令では、強制保険加入対象の拡大と保険料率の引上げ⁴⁶のほか、保険料の 1%相当額を保険会社から徴収し防火及び消防活動の費用に充当すること、保険会社、保険会社を監督する財務省、制度の普及等に関する公安省、その他関係各省の責務などが規定されている。

この政令の公布直後の 2018 年 3 月 23 日にホーチミンで 13 人が死亡した高層住宅の火災が発生したことから、大都市を中心に増加する高層の大規模建築物において火災が発生した場合の損害が甚大になる可能性が強く意識され、消防上の安全条件に対する当局による取り締まりが強化された。その一環として火災・爆発保険への加入状況を調査したハノイ市消防・救助警察局の発表（2018 年 4 月）によると、市内の高層住宅 718 棟のうち、強制火災保険に加入しているのはわずか 179 棟（約 25%）に過ぎないことが明らかになった⁴⁷。

⁴⁴ 公安省副大臣を始め省内幹部の失脚が組織再編の発端になったこともあり、計画どおりの進捗は困難と推察される。

⁴⁵ 対象は、2014 年 7 月 31 日付政令（No.79/2014/ND-CP）附属書 2

⁴⁶ 主な対象施設の保険料率については、佐々木瑞士「強制火災・爆発保険の料率改定で企業に影響も」JETRO ビジネス短信 2018 年 06 月 20 日

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/06/2acd65798d72d306.html> を参照。

⁴⁷ 数値については、2018 年 12 月 3 日週刊 SK より。

<ホーチミン市の高層ビル群>



11 消防・救難救助警察部隊の人員体制等

(1) 消防・救難救助警察部隊の人員

消防・救難救助警察部隊のいわゆる制服職員は、大別して「消防大学を卒業した幹部」、「職業消防士」、「志願消防士」によって構成される。

① 消防大学を卒業した幹部

消防大学の4年課程を卒業した者のうち約200人⁴⁸は、出身の省や市（中央直轄市）の消防・救難救助警察部局に配属され（空きがない場合には周辺の省・市。）、そこで幹部に昇進していく。地方の幹部だけでなく、公安省消防・救難救助警察局の主要な職員、消防大学の校長以下主な教官はすべて消防大学の卒業生である。

消防大学卒業時の階級は、成績優秀者（10点満点で9以上）は士官である少尉に、9未満の者は下士官である上士に格付けられる。

消防・救難救助警察部隊における各部門や部隊の長などのチームリーダーに昇任するには、卒業後5年以上のキャリアを積むことが必要であるが、ポストに空きがあることが前提となる。

② 職業消防士

職業消防士になるための複数のコースがあり、コースによって昇任の可能性が異なる。

ア 消防大学専門科（2年）

短期大学や専門学校を卒業後、消防大学の2年課程の専門科を卒業するコース。

消防署長やチームリーダーとなるには、消防大学卒業のライセンスを有している必要があるが、この専門科を卒業することで取得できる。消防大学を出た職業消防士は、最終的にオフィサーとなり、大佐程度まで昇進できるとされている。しかし、消防大学の4年課程を卒業した者であってもポストに空きがなければ配属・昇進がで

⁴⁸ 公務員として消防大学に入学した者（後述）。また、少数ながら、他大学を卒業後2年間消防大学で学んだ者もいる。

きない状況にあって、現実にそこまで昇進できる者は極めて限られている。

イ 消防大学の分校や省・市の訓練所（3～4年）

消防大学の分校や省・市の訓練所に年3か月ずつ、消防大学以外の大学を卒業した者は3年間、大学を卒業していない者は4年間、通所または入寮しながら研修・訓練を受けることによって、消防大学卒業のライセンスを取得できるコース。教官は消防大学等から派遣される。

これにより、ライセンスを有しない職業消防士や他の職業に就いている者が、勤務しながらライセンスを有する職業消防士になることができる。

ウ 志願消防士の徴兵期間終了後の訓練

兵役において消防業務を選択した志願消防士は、兵役期間終了後に消防大学で6か月の研修を受けることで職業消防士になることができる。ただし、通常、兵役に就くのは高校卒業の年齢であるため、これだけで消防大学卒業のライセンスを取得することにはならず、署長やチームリーダーになることはできない。

*以前は、志願消防士の中で優秀な者や顕著な功績のあった者は消防大学へ進学することができたが、この制度は2017年に廃止された。

③ 志願消防士

ベトナムでは男子は18歳になると徴兵により兵役の義務が生じる。徴兵に際しては、人民軍または消防を含む公安を選択する⁴⁹ことができ、消防に配属された者は「志願消防士」として消防業務に就く。期間は配属前の研修期間を含め3年間（人民軍は2年間）であったが、2019年7月1日以降、2年間に短縮される。

志願消防士は、基本的に24時間消防署等で共同生活をしつつ、火災時に出動したり日常の訓練をしたりして過ごしている。有期限であるため、基本的に事務処理や技術的な業務を任せられず、小隊においては消防士として指揮者の指示に従って消火作業等に従事する。

(2) 消防の現場における体制

消防署等においては、消防小隊、救難救助小隊が編成されている。小隊は、オフィサーである小隊長のほか、副小隊長2名、機関員2名、消防士4名の計9名で構成されており、小隊長及び副小隊長の他2～3名程度が職業消防士で、それ以外は志願消防士で構成されることが多いという。

小隊長及び職業消防士の勤務は20:00から翌日の20:00までを1サイクルとする2交代制となっている。志願消防士の勤務時間は8:00から16:30であるが、24時間消防署等で過ごしており、火災等が発生した場合には勤務時間外であっても出動する。

比較的軽微な火災等の場合には、副小隊長以下で対応することも多いようであるが、前述のホーチミンの5消防署から出動する場合のように、出動時既に消火困難な火災等に

⁴⁹ ハノイやホーチミンのような大都市でも定員は200人と多くはない。

なっている場合には、小隊の全員が出動する。

なお、小隊内の消防士の任務は、例えば機関員は車両運行・操作のみという具合に決まっており、これを越えて他の業務を行うことは基本的にないという。

署内における事務処理や技術的な業務は、職業消防士が行うのが一般的である。

なお、2017年3月時点における各組織に属する全職員数は19,691人である。

これを身分別にみると、	正規職員数	12,922人
	志願消防士	6,093人
	非制服職員	676人
外勤、内勤別にみると、	外勤職員	12,686人
	内勤職員	7,005人

となっている。

(3) 教育・訓練

消防・救助に関する教育・研修を行う施設は、以下のとおり。

ア 消防大学

ハノイキャンパス（本校）、ホアビンキャンパス、ドンナイキャンパス

イ 省及び市の訓練施設

ウ 各消防署

ア 消防大学

消防大学は、基本的に消防・救難救助部隊における幹部を養成する機関である。

本校であるハノイキャンパスでは、主として消防関連法令、消防に関する専門科目を学ぶ。ホアビンキャンパスやドンナイキャンパスには、宿泊施設が設置され、座学のための教室とともに実技訓練の施設があり、ハノイ本校の学生もここで一定期間実技訓練を受ける（消防大学については、「12 消防大学」で詳述。）。

イ 省及び市の訓練施設

省及び市の訓練施設においては、

(ア) 大学卒業資格の付与のための研修

(イ) 志願消防士に対する訓練

を行っているが、省、市の規模等によって体制は異なる。

(ア) 大学卒業資格のための研修

前述の「(1) 消防・救難救助警察部隊の人員 ②職業消防士」で述べたように、省・市の訓練所において消防大学の専門科に代わる研修・訓練が行われている。

(イ) 志願消防士に対する訓練

徴兵によって公安を志願した者に対する訓練を実施する。

この訓練は、公安省の定める3か月の訓練に加えて、配属前の志願消防士に対

する一月半ほどの消防業務の訓練を行う。担当するのは当該訓練施設の教官が基本であるが、外部講師が担当する科目もある。

* ホーチミン市の場合、2018年の組織改編によって、従来あった市消防訓練施設が廃止されて、市公安局の訓練施設に統合されたという。

<廃止されたホーチミン市消防訓練所>



<公安トレーニング&職業訓練センター>



ウ 各消防署

各消防署においては、現役消防士の日常訓練を行っている。

また、敷地に余裕のある消防署の場合、大型の訓練機材を持ち込んで、他の消防署に所属する消防士も含めて訓練を行うこともある。

これらの訓練施設においては、予算が限られ施設・設備が不十分な上に、現場においても火災件数が少ないことなどから、消防に関する技術が効果的に身に付く状況にあるとはいえないというのが実情のようである（詳細は、「12. 消防大学」）。

(4) 消防隊員の処遇等

① 階級による格付け

消防・救難救助警察部隊は人民公安部隊の一部であり、階級は人民軍である陸軍と同様のものとされており、将官、佐官、尉官がそれぞれ四階級（大、上、中、少）、下士官が三階級（上士、中士、下士）、兵卒が一等兵、二等兵となっている。

② 給与

基本給は階級によって決まっており、それに加えて、職務による手当が支給される。基本給及び手当の額は、その時々で国が決める基準額にそれぞれの階級または職務の係数を掛けて算出する。

基準額は、2019年6月30日までは1,390,000ドンであるが、2019年7月1日以降1,490,000ドンに引き上げられる（上昇率7.2%）こととなっている。これにより、例えば係数8.00の大佐の基本給の場合、11,120,000ドン（55,600円）から11,920,000ドン（59,600円）になる。

<階級別給料表>

階級	係数	給料(月額)2019年7月～		～2019年6月 ベトナムドン
		ベトナムドン	日本円換算	
大将	10.40	15,496,000	77,480	14,456,000
上将	9.80	14,602,000	73,010	13,622,000
中将	9.20	13,708,000	68,540	12,788,000
少将	8.60	12,814,000	64,070	11,954,000
大佐	8.00	11,920,000	59,600	11,120,000
上佐	7.30	10,877,000	59,385	10,147,000
中佐	6.60	9,834,000	49,170	9,174,000
少佐	6.00	8,940,000	44,700	8,340,000
大尉	5.40	8,046,000	40,230	7,506,000
上尉	5.00	7,450,000	37,250	6,950,000
中尉	4.60	6,854,000	34,270	6,394,000
少尉	4.20	6,258,000	31,290	5,838,000
上士	3.80	5,662,000	28,310	5,282,000
中士	3.50	5,215,000	26,075	4,865,000
下士	3.20	4,768,000	23,840	4,448,000
基準額		1,490,000		1,390,000

基本給のほかに、職務に応じて支給される諸手当がある。

例えば、管理職手当に相当する手当の場合、支給額は、職務に応じて定められている0.20～1.50までの14段階の係数を上記の1,490,000に掛けた298,000ドン(1,490円)～2,235,000ドン(11,175円)となる。これ以外も、技術的分野の手当、高度な技術的専門知識に係る手当、各種委員会の正副委員長に対する手当等がある。

③ 昇級

各階級についての最短昇級年限（下士官以上）は次の表のとおり。

階級	下士	中士	上士	少尉	中尉	上尉	大尉	少佐	中佐	上佐	大佐	少将	中将	上将	大将
昇級年限	1年	1年	2年	2年	3年	3年	4年	—							

2018年8月の組織改編以前の公安省においては、中央政府の消防・救難救助警察局と地方政府のうち公安局から独立した消防・救難救助警察局は同格の位置づけで、例えば、ホーチミン市の局長には少将が就いていた。

組織改編以降は、地方政府において中央政府と同格の局は廃止され、ホーチミン市の公安局消防・救難救助警察部長には大佐が就任した。同時に部長級など幹部ポストが大

幅に減った上に、これまで整合を保ってきた階級と職務のバランスも崩れてしまったことから、今後、消防部隊で将官になる機会が限られ、昇級にも影響が出るのではないかと思われる。

☆ 大幅に減ったホーチミン市消防・救難救助部局の幹部ポスト

ホーチミン市においては、2018年9月25日に新たな体制となった。

前述のように、消防・救難救助警察局が廃止され、公安局内の部となった。その際、前局長（少将）と3人いた副局長のうちの2人の計3人が退職し、残る1人が公安副局長に就任した。組織改編以前の局にいた115人（部長29、副部長86、基本的に部長：副部長=1：3）の部長及び副部長は、改編後、部全体で部長1人、副部長（部長級）12人の計13人が部長級、他は消防署長、各区の部隊や各部門のリーダーとなった。実質的な降格人事が大規模に行われたことになるが、給料は階級によって決まるため、職務上降格になっても基本給は維持された（職務手当は減っていると思われる）。

④ 退職

ア 定年

定年は55歳（一定以上の階級は58歳）⁵⁰

イ 退職手当、年金等

退職手当と公務員の年金は一体化した形になっている。

まず、退職後一定期間（管理職で退職した場合1年間、それ以外の場合6月間）は、「退職直前に受けていた給料と同額」を支給される。

その後は、

- ・退職時の給料の75%に相当する額を生涯にわたって受給する
- ・日本円で500万円程度の一時金を受領する

のいずれかを選択するが、事業等で一時金が必要、重い病気にかかっているなどの特別な場合を別にすると、退職時の給料の75%相当額を生涯受給する方を選択するのが一般的であるという。なお、支給される額は、現役の公務員の給料（すなわち、上記「②給与」における基準額）が引き上げられると、それに比例して引き上げられる。

⑤ その他

消防警察部隊の士官、下士官、隊員は、人民警察部隊の士官、下士官、隊員に適用される制度、政策⁵¹を適用されるほか、訓練と消火作業時には高栄養の給食が支給される旨規定されており、いわゆる非制服職員についても人民警察部隊の職員に適用される制度等が適用される（政令第37条）。

ベトナムに公務員の組合は存在しない。

⁵⁰ 定年年齢は年金の受給開始年齢と同じであり、男性は60歳、女性は55歳とされている（2012年労働法典第187条）。ただし、軍人など一部公務員についてはさらに早い定年年齢が設定されている。（「ベトナム基礎情報 2017年版」独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

⁵¹ 例えば、公務災害等が該当すると考えられる。

12 消防大学

(1) 消防大学の沿革、位置づけ

消防大学は、消防教育を専門に行う国立大学である。

ベトナムにおける高等教育機関は教育訓練省 (the Ministry of Education and Training, Vietnam) の直接の管轄下にある大学が過半数を占めるが、財政省、司法省、建設省、交通運輸省、農業・農村開発省など各省庁が管轄する大学もある。教育訓練省はすべての大学に対して監督権を持ち、入学、大学定員、教科編成、単位認定、学位認定などの面での指導を行っているが、政府直轄の国家大学及び他省庁が管轄する大学については、政府や各省庁が財政を担い、管理運営している。(国際交流基金資料より)

消防大学は、消防の位置づけの変化を反映しつつ、1999年に現在の大学になっている。

- 1957年 公安部が消防訓練の専門研修を実施
- 1971年 7月20日 人民警察学校に防火消防支部を設置
- 1976年 9月2日 消防警察学校設立
(Trường Hạ sĩ quan Cảnh sát phòng cháy chữa cháy)
- 1984年 6月19日 消防大学校設立 (同年9月開講)
(Trường Cao đẳng phòng cháy chữa cháy)
- 1999年 10月14日 消防大学設立 (教育訓練省の監督下にある正式の大学)
(Trường đại học phòng cháy chữa cháy)

<消防大学 (ハノイ本校) 正面>



消防大学は公安省に属する機関であり、上記の「他省庁が管轄する大学」である。

消防大学に入学する者の一部には、入学と同時に公務員の身分を有することとなる者がおり、卒業後は地方の消防・救難救助警察部局に幹部候補生として採用され、中央組織の消防・救難救助警察局の幹部職員もすべてこの卒業生である。このシステムは、入学時から公務員としての身分を有する日本の海上保安大学校や気象大学校等に類似している。

1984年に消防大学校が設立されたが、この年、内務省の組織改変が行われ、消防教育は教育訓練部門を独立強化する趣旨で、警察総局から人材育成総局に移管された。1999

年に設立された消防大学は、現在でも消防・救難救助警察局とは別系列の同格の組織である。

他方で、消防大学は1999年の設立時から国立大学としての位置づけをもち、ベトナム国内の他の大学と同様に大学教育を担う機関として、教育訓練省の監督を受ける。消防大学では、消防教育に係る専門教育と併せて、教養基礎科目の教育を実施している。

(2) 消防大学の組織

消防大学には本校であるハノイキャンパスのほか、ホアビンキャンパス、ドンナイキャンパスの2か所の訓練センターがある。

南部にあるドンナイキャンパスは比較的独立した位置づけにあるが、ハノイ郊外のホアビンキャンパスは、組織上ハノイキャンパスの一部として位置づけられている⁵²。

消防大学の学生数は概ね6,000人で、内訳は、ハノイキャンパスに2,000人、ホアビン、ドンナイ両キャンパスにそれぞれ約1,000人が在籍している。この他に地方の訓練施設を使った研修に参加している学生が約2,000人となっている。

<消防大学の3キャンパスにおける課程>

キャンパス	課程	対象	期間
ハノイ	大学	大学生（公務員として入学）	4年
		大学生（一般学生として入学）	4年
		他大学卒	2年
	専門科	短大・専門学校卒	2年
	軍	軍関係者への消防研修	
	国際関係	ラオス、カンボジアからの研修生	
	民間等	施設消防隊員等、消防関係の資格取得	6月程度
大学院	マスター		2年
	ドクター		3年
ホアビン	専門科	短大・専門学校卒	2年
	兵役後	兵役終了後、職業消防士養成	6月
	ドライバー	現役消防士	短期
	消防大学	消防大4年課程等の実技研修	3月程度
ドンナイ	大学	他大学卒	2年
	専門科	短大、専門学校卒	2年
	兵役後	兵役終了後、職業消防士養成	6月
	民間等	施設消防隊員等、消防関係の資格取得	6月程度
	大学院	マスター	2年

資料：現地における聴き取り等を基に作成⁵³。

⁵² 現在の消防大学長は副学長から昇任したが、その前はホアビンキャンパスの所長であった。ドライバー課程で使用するコースは研修生のほか一般の教習にも供しているという。実質の経営者は学長本人。

⁵³ 以前は短大のコースがあったが、兵役期間を終了した者が消防大学へ入学できる制度が廃止され、兵役後6月の職業消防士養成課程に切り替わったものと思われる。

また、ハノイ本校においては、

- ・ラオス、カンボジアから消防幹部職員養成のための受入れ（10～30人）
- ・ベトナム人民軍から消防知識習得のための受入れ

も行っている。

国際交流に関しては、過去において、消防大学の教官を研修のためソ連に派遣する一方、カンボジアの消防技術の支援を行うため消防大学の教官を派遣している。

(3) 消防大学の学生（4年課程）

消防大学（ハノイ本校・4年課程）に入学する学生には大きく二通りある。基本的に学ぶ内容は同じであるが、在学中の待遇及び卒業後の進路に大きな差がある。

① 公務員の身分を持つ学生

授業料は無料、公務員としての給料（中士相当）のほか制服、食事等が支給される。

- ・定員 1学年につき200名（志願者は例年6,000名程度）

- ・選考 a. 身長、体重、健康、家族履歴などの基準

- b. 高校卒業時の統一試験⁵⁴の成績

→消防大学の場合、数学、物理、化学の3教科について各10点、合計30点満点の成績（各科目は最低8点必要）で判定する。

消防大学の合格者は、2018年が合計25.5点以上、2017年が各科目9.0点以上となっており、国内の国立大学でも最難関の部類に入るといえる。

願書は地方の公安省を経由して提出されるが、省・市ごとの定員はなく、あくまで統一試験の成績上位者から合格者が決定される。

- ・卒業後の進路

消防・救難救助部隊のエリートとして、卒業時に出身地またはその周辺でポストに空きのある省・市の消防・救難救助警察部署に配属され、そこでキャリアを積んでいく。最初は現場を知るため、消防、救難救助、予防行政等の第一線に配属される。

その後5年以上経験しチームリーダーになった者は、大学院（修士課程2年、博士課程3年）に進むことができる。

なお、大学における成績最優秀の5名程度は、大学に残って教員になる。

② 通常の大学生としての身分を持つ学生

授業料は自費負担、給料等の支給はない。

授業内容は公務員の身分を持つ学生と同じ。

- ・定員 1学年につき100名

- ・試験 通常の大学入学試験と同様（統一試験の成績による）。

- ・卒業後の進路

卒業時に消防機関へ配属されることはなく、自分で就職先を探し、国内にある大企業、外国企業、工業団地など消防の専門知識を生かすことのできる民間企業等に

⁵⁴ 統一試験は、高校の卒業試験と大学入学試験を兼ねたもので、大学入学の9月に先立つ6月頃実施。

就職する⁵⁵。

*消防大学の卒業生のネットワークは固く、退職後、その人脈を生かして消防設備の販売業や、工場等に対する人材派遣事業を起業するケースもある。

(4) ホアビンキャンパス

ホアビンキャンパス（訓練センター）はハノイ市の近郊にあり、2年制の専門科、兵役期間終了後の職業消防士養成課程、ドライバー課程のほか、ハノイ本校の課程に在籍する学生の実技訓練の場としての機能を有している。

在籍する約 1,000 人の多くは 2 年制の専門科に在籍して大学卒業資格の取得を目指している者である。

このほか、卒業し地方の現場に配属される前の 4 年制の学生に対する射撃、レスキュー訓練を含めた 3 か月程度の各種実技訓練、兵役期間が終了した志願消防士に対する職業消防士になるための 6 か月課程などが設けられている。

消防大学は公安省内では消防・救難救助警察局とは別組織であり、訓練センターの装備を消防部隊の装備予算の一環として整備することはできないこともあり、訓練用機器等が十分に確保できないという。海外からの支援も車両等が中心で個人用の装備などは少なく、訓練生の装備をみると、旧式のものや破損したままのものが多く使用されている。数も不十分で、素手の者やサンダル、革靴を履いて訓練を行っている者も散見され、十分な技術を身に付けられる訓練はできていないものと思われる。

<ホアビンキャンパスの教室と訓練場>



<訓練場>



⁵⁵ 専門的知識を持った者に対する民間企業等の需要は高く、卒業後の給与水準は公務員より高いとされる。

<消防大学（ホアビン校）の訓練 [動画②](#)>



ホースの多くが傷んでいる。



<訓練用の装備品倉庫>



IV ベトナムにおける救急業務

1 救急業務の担い手

ベトナムにおける救急業務は、医療行政を担当する保健省の所管となっており、公安省所管の消防・救難救助警察部局とは別組織に属する。消防・救難救助部局も救急車を保有している⁵⁶が、これは、あくまで救助を行った際の搬送に使用されるものであり、病気、負傷等による救急搬送のためのものではない。

ベトナムの場合、115 への通報で出動する公共の救急車の他に、民間の医療機関の救急車によるプライベートの救急搬送サービスも広く行われている。この場合はそれぞれの病院やサービス会社等に直接連絡する。

2 有料

救急車による搬送は、プライベートの救急サービスのみならず、公共の救急車による搬送も有料である。医師の同乗や搬送中の薬物投与などは別料金となる。

(1) 公共の救急搬送料金

公共の救急車で搬送に要する額は、ハノイの場合、下表のようになっている。

＜公共の救急車搬送料金（ハノイ）＞

	搬送のみ	医師と緊急救急用具付き
市内	50 万ドン～ (約 2,500 円～)	62 万ドン～ (約 3,100 円～)
ノイバイ空港まで	160 万ドン～ (約 8,000 円～)	184 万ドン～ (約 9,200 円～)

資料：一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会「都市別安全情報・ハノイ」を基に作成。

救急車には専門の装備が備わっているとは限らず、単なるワンボックスカーというケースも少なくない。ストレッチャーもなく自力で乗り降りするのが基本であるという。

他方で、ハノイのタクシー料金は 12,000 ドン/km (60 円/km) 程度で、市内から空港まで乗っても約 2,000 円。ベトナムにおける日系企業の製造業作業員の基本給が 227 米ドル (約 25,000 円)⁵⁷であることを考えると、特段の設備もない上に緊急車両の優先走行も事実上できないにもかかわらず、市内の搬送に給料の 1 割近くかかる救急車は、一般の国民が気軽に利用できるものとはいえない⁵⁸。

⁵⁶ 全国で 20 台。

⁵⁷ 2018 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査 (JETRO) による。

⁵⁸ ハノイ滞在中、道で倒れていた女性を見かけ、日本でレスキュー隊の経験者を持つ同行者が様子を見始めたところ、女性の夫に激しく拒絶された。救急車で搬送されるようなことがあれば高額の搬送料を取られるという強い意識があったためと想像される。

(2) プライベート救急の費用

医療機関との契約によるプライベート救急搬送サービスは、搬送先が医療水準の高い病院であり、搬送中も応急措置が施されるなど、公共の搬送サービスに比べてレベルが高いサービスとなっている。しかし、その費用は公共に比べて数倍以上に上るといふ。

ホーチミン市内全域において 24 時間体制で救急サポートを提供している救急医療・搬送サービスの例は、以下のとおり。

●年間の加入費 57.5 万ドン（約 2,875 円）

- ・加入者は、救急電話サポートが回数無制限で利用できるとともに、カバーレージゾーン（ホーチミン市にある 19 の区のうち 14 の区）内の救急医療・搬送サービスは無料。カバーレージゾーン外への救急車の出動は、813.1 万ドン～（約 40,655 円～）。
- ・非加入者もサービスを利用できるが、1 回の救急搬送は、カバーレージゾーン内で 188 万ドン（9,400 円。8:00～19:00）～528 万 7,500 ドン（約 26,440 円・19:00～8:00）。カバーレージゾーン外の場合は加入者と同額（813.1 万ドン～）。搬送中に使用される薬剤費は別料金となっている。

救急医療・搬送サービスへの加入はある種保険のような側面があり、加入者によると、医療、健康診断等他のサービスも含めて包括的に契約しているという。

3 厳しい業務の状況

ホーチミン市の救急業務は、非常に厳しい状況にあるという。

ホーチミン市には、1 か所の「115 救急センター（115 emergency aid center）と 24 か所の支所⁵⁹があるが、人員不足と救急車の不足によって救急業務が深刻な状況に置かれている。

センターの保有する救急車は 11 台で、うち 6 台は老朽化した車。16 人の医師と 60 人の看護師、22 人の運転手などスタッフは 110 人。

救急の通報数は 2015 年の 8,787 件から 2017 年の 20,827 件、搬送数は 2015 年の 5,172 件から 2017 年の 12,176 件へといずれも急増しており、これを上記の車両と人員で対応している。

しかし、安い給料（月 8,000 円～30,000 円）、精神的な重圧、危険を伴う業務などにより、2017 年中に 6 人の医師を含む 23 人がセンターを辞めた。欠員を補充するにしても、特に医師は病院勤務を選ぶ⁶⁰ため、採用には非常に困難を伴うのが実態である⁶¹（前出の日系の製造業作業員の基本給約 24,000 円に比較しても安いと言わざるを得ない）。

⁵⁹ 支所についての詳細は明らかではないが、市内の区及び県の数に一致しており、1 区病院、2 区病院など市の経営する病院に所在しているのではないかとと思われる。

⁶⁰ 病院に勤務している医師は、夜間自宅でプライベート診療を行って給料以外の収入を得ているケースがあるというが、救急業務の医師はこのような副収入を得ることが困難で経済的に厳しい状況に置かれるため、退職者が後を絶たず欠員補充もままならないという。

⁶¹ Việt Nam News 2018 年 4 月 14 日の記事を参考に構成。

ちなみに、東京消防庁の場合、253 隊で 78 万 5,184 件の救急出動となっている（日本の場合、全国で救急隊員数 62,489 人、救急出動約 634 万件）（いずれも 2017 年）。

ホーチミン市の場合、病院に搬送される患者のうち救急車によるものは全体の 1%に過ぎず、多くはタクシーや親族等に送られて来るという。

ベトナムにおいても、道路交通法により自動車の運転手は救急車を含む緊急車両に道を譲ることとされており、違反者は罰金や免許停止が科されることになっているにもかかわらず、渋滞の中で緊急走行をしても道を譲られないことが非常に多いという。このため、病院に着くまでに非常に時間を要するケースや、そもそも通報された場所にすら行き着けないといったケースも少なくないとされる。

ハノイやホーチミンなどの大都市部においては、渋滞が激しい上に自動車が入り込むことができない狭い路地が多いことから、短時間で現場に到着することができるバイク救急車を導入する動きが出てきている。

バイク救急車には簡単な医療器具を持った医師と看護師が乗り、現場で簡単な処置を施し、必要に応じて救急搬送の依頼を行っている。平均 5 分程度という短時間で現場に着くことができるため好評で、各区の病院でもバイク救急車を導入し始めているという⁶²。

4 交通事故の状況と救急搬送

ベトナムにおける交通事故の発生状況は、下表のとおりとなっている。

2017 年のデータをベトナムと日本で比較すると、ベトナムの死者数は日本の倍以上に上るが、交通事故発生件数及び負傷者数は日本の 1/20 倍以下である。しかし、交通事故発生件数に対する死者数の割合を見ると、日本は約 130 件に 1 人であるのに対して、ベトナムで 2~3 件に 1 人となっており、極めて不自然にみえる。

＜ベトナムにおける交通事故発生件数、死者、負傷者数＞

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	(参考) 日本 2017 年
発生件数(件)	31,337	25,685	22,850	21,431	20,084	472,165 件
死者数(人)	9,851	9,101	8,728	8,644	8,281	3,694 人
負傷者数(人)	32,169	24,863	21,072	19,100	17,040	580,847 人

資料：Statistical Yearbook of Vietnam 2017（ベトナム統計総局）及び日本の警察庁統計より作成。

また、下表に示すとおり、ベトナムにおける「軽微な損傷または軽傷を伴う車の衝突の数」は 10,310 件と事故発生件数の 51%（下表 a/b）であるのに対して、日本の場合「軽傷事故件数」は 433,595 件と事故発生件数の 9 割以上（92%、a/b）を占める。単純比較できる数値ではないが、参考までにこの件数を比較すると、ベトナムは日本の 1/42（c/d）にとどまる。

⁶² Vnexpress 2018 年 12 月 1 日の記事を参考に構成。

<軽微な損傷または軽傷を伴う車の衝突の数>

	ベトナム (2017年) (c)	日本 (2017年) (d)	c/d
軽傷等事故(a) *	10,310 件	433,595 件	1/42
事故発生件数(b)	20,084 件	472,165 件	1/24
a/b (%)	51%	92%	

資料：Statistical Yearbook of Vietnam 2017、警察庁統計より作成。

* 「軽傷等事故」については、ベトナムは「軽微な損傷または軽傷を伴う車の衝突数」、日本は「軽傷事故件数」であり、そのまま比較できる数値ではないが、参考のため比較を行った。

また、既述のとおり、ベトナムの車両台数 4,820 万台余りのうち、バイクが 94% を占めているが、都市部の渋滞の状況を考え合わせると、バイクによる事故など交通事故及び負傷者は統計の数値以上に相当数発生しているのが実態ではないかと考えられる。

<ホーチミン市のバイクによる渋滞>



次の表は大都市であるホーチミン市と東京都の救急出動件数と人口規模を比較したものである。救急出動件数を両都市で比較すると、急増しているとはいえホーチミンの出動件数は東京のわずか 1.5% に過ぎない（下表 a/b）。

以上のことから、救急が有料で搬送費の水準が一般の国民にとって極めて高いこと、救急体制や医療事情が十分ではないこと等もあり、軽傷事故の中には通報されないものがある数あるものと考えられる。

救急の緊急通報の電話番号 115 は、消防の 114 以上に周知されていないという。

<救急出動件数と人口（ホーチミン市、東京都）>

	ホーチミン市 (a)	東京都 (b)	a/b (%)
救急出動件数	12,176 (20,827) 件	785,184 件	1.5% (2.7%)
人口	844 万人	1,375 万人	61%

資料：Viet Nam News 2018年4月14日の記事、Statistical Yearbook of Vietnam 2017及び東京消防庁資料により作成。

* ホーチミン市の（ ）内の数値は、115 救急通報センターで受けた通報数で、病院や保険会社等とのプライベート契約による救急搬送は含まれない。

ベトナムの救急については、保健省等に対して調査を行っておらず、全体像を示すには至っていない。

上述のように、救急に対する需要は増加しているのに対して、救急体制、医療体制はそれに応えるには程遠い状況にある。ただ、これを解決するためには、単に施設設備の充実だけではなく、医療従事者や救急業務従事者等の処遇の改善、さらには渋滞の緩和など社会構造全体にわたる改善・向上が不可欠であると思われる。

V 自然災害対策

1 ベトナムにおける自然災害対策

「II ベトナムの災害 2 自然災害」で述べたように、ベトナムは、地形及びモンスーンの影響を受け、台風、洪水、風害、干ばつ、虫害、地滑り、森林火災など様々な自然災害に苛まれてきた。

このため、2013年に自然災害対策に関する法律（No.33/2013/QH13 LUẬT PHÒNG, CHỐNG THIÊN TAI）。以下、「自然災害対策法」という。）が制定（2014年5月1日施行）され、これに基づいて、災害対策を行うこととされている。

ベトナムの防災は、農業農村開発省の農業水利部門を担当する水資源総局が担ってきた。これは風水害の被害が大きいことから、農業水利の整備と合わせ、堤防整備や洪水調整機能も有するダム（貯水池）整備等が進められてきた経緯による。2017年には農業農村開発省に水資源総局から分独立する形で防災総局が設立された⁶³。

以下、本稿においては、消防が自然災害対策を主として担当していないことから、2013年に制定された「自然災害対策法」の概要について紹介することとする。

2 自然災害対策法に基づくベトナムの災害対策

2013年に制定された自然災害対策法の概要は以下のようになっている。

自然災害対策においては、現地における災害対策を行うのは、基本的に各レベルの地方政府であり、特に省（及び中央直轄市）レベルの果たす役割が大きい。国は、災害対策の基本的方向性を示し、各種調整を行うとともに、災害が大規模になり現場の能力を超える場合の対応等を行うという中核的役割を果たす。

(1) 国家戦略と計画

自然災害対策等に関する国家戦略及び各種計画は、以下のとおり策定されることとされている。

○ 自然災害対策に関する国家戦略（自然災害対策法第14条）

全国規模の自然災害対策活動を組織化するための主要な目的、任務、プロジェクト等を内容とするもので、20年間を視野に置き10年の戦略期間として策定され、5年ごとまたは自然災害の状況に大きな変化が生じた場合に改訂を行う。

策定は防災を担当する農業農村開発省が担当する。

○ 自然災害対策計画（自然災害対策法第15条）

国家計画のほか、各中央省庁、各レベル（省、県、町村）の地方政府がそれぞれ5年ごとに策定する（毎年修正を加える）。計画には想定される自然災害のリスク、対応策、災害対策の責任体制等を内容とする。

⁶³ 「ベトナムを支える日本の防災知見」（舘健一郎「ぼうさい」平成30年秋号（92号）P.10）より。

国家計画は農業農村開発省が、国防省等各省庁及び関係機関、地方の省レベルと調整の上策定し、首相に提出して承認を得る。地方の計画は各人民委員会が策定する。

自然災害対策計画は、社会経済開発計画に統合することとされており、計画投資省がその調整を行う（自然災害対策法第 16 条）。

○ 災害対応計画（自然災害対策法第 22 条）

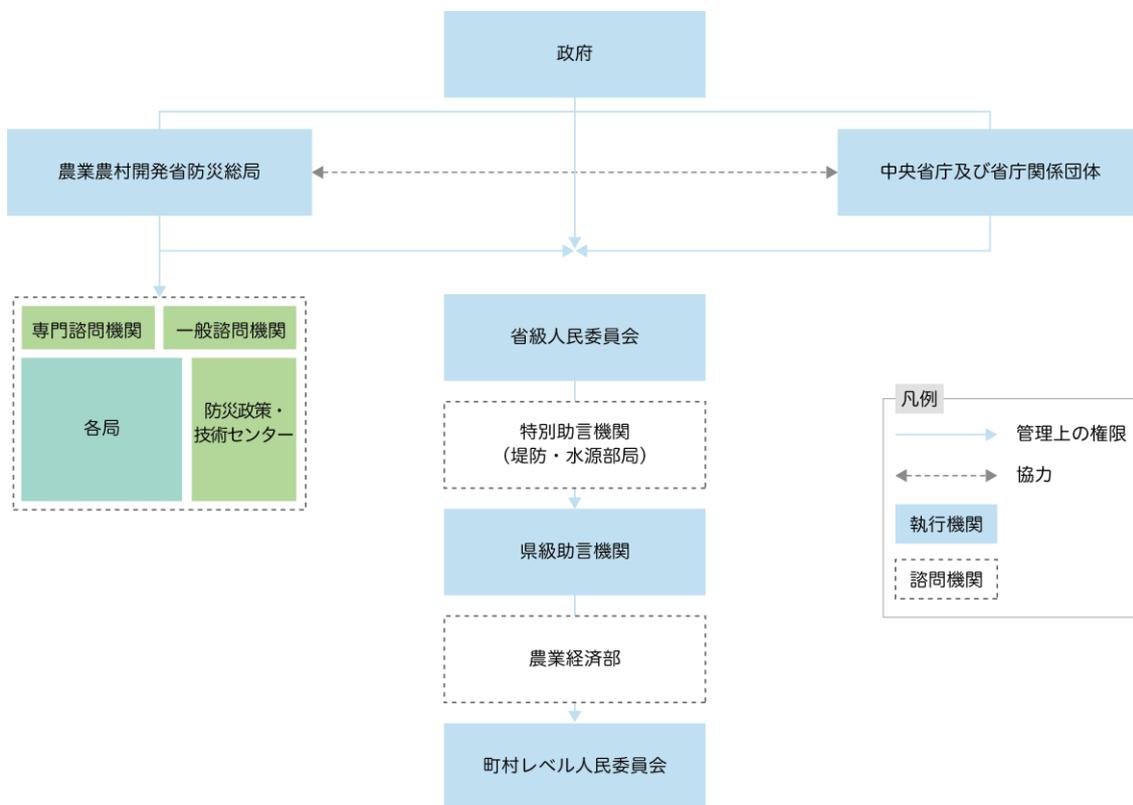
災害対応計画は、各省庁、地方政府、政府関係機関が、それぞれの管轄内において、想定される自然災害のリスクと対応能力に基づき、保護、指揮系統、人員や物資の動員等災害時における各組織の対応について策定するもので、毎年見直しを行う。自然災害対策中央運営委員会は、国家捜索救援委員会と調整の上、計画策定に係る指導を行う。

(2) 自然災害対策における指揮命令機関（自然災害対策法第 44 条）

○ 自然災害対策中央運営委員会（中央委員会）（The Central Steering Committee for National Disaster Prevention and Control）

多分野間の調整を行い、政府及び首相による自然災害対策の組織及び指揮を支援するために首相が設置する委員会で、関係省庁及び関係政府機関の代表者がメンバーとなる。農業農村開発省はその常任団体として、委員会に対して助言と支援を行うための専門の機関⁶⁴を設置する。

< 国家災害対策における関連組織 >

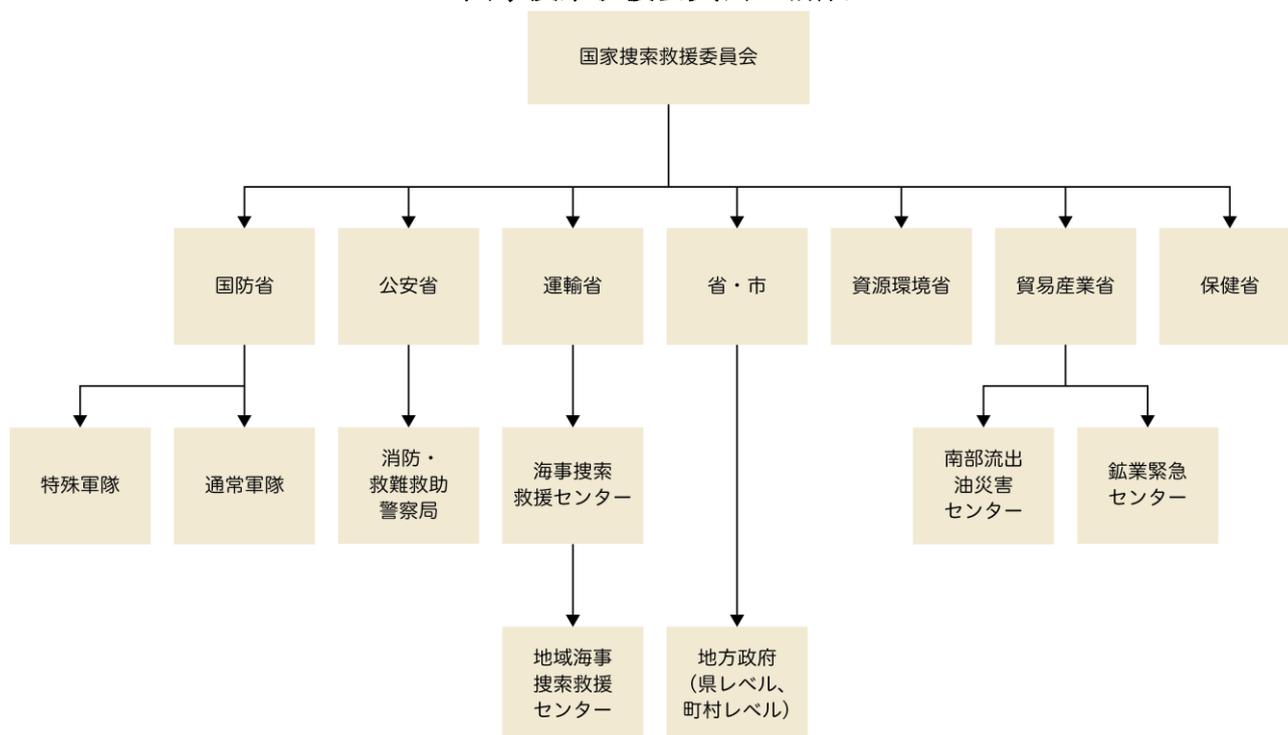


資料：Vietnam Disaster Management Reference Handbook 2018 により作成。

⁶⁴ 2017 年に農業農村開発省防災総局を設置。

- 省庁、政府機関における自然災害対策指揮委員会
大臣及び省庁レベルの機関の代表が、各省庁、機関の管轄権限の範囲における自然災害対策の遂行の支援を行うものとして設置。
- 各地方政府レベルの自然災害対策・捜索救援指揮委員会（地方指揮委員会）
各レベルの人民委員会の委員長が、当該人民委員会が当該地域において自然災害対策及び捜索救援活動を指揮し組織化するに際して設置し、議長を務める。
- 国家捜索救援委員会（National Committee for Search and Rescue）
自然災害時の捜索救援活動において、法⁶⁵に基づいて全国規模で指揮、組織、動員、調整等を行う。

＜国家捜索救援委員会の構成＞



資料：Vietnam Disaster Management Reference Handbook 2018 により作成。

(3) 自然災害対応

災害対応における各機関の役割は、以下のとおり（自然災害対策法第 27 条）

- 中央運営委員会
災害状況の監視、対応措置実施の調整及び指示、対応能力を超えた地方政府に対する支援、災害の状況及び災害対策の状況を首相に報告する。
- 国家捜索救援委員会
捜索救援活動の指揮及び組織並びに人員及び手段の動員を行う。

⁶⁵ 捜索救援に関する法律

○ 各省庁等

自然災害の状況、中央運営委員会及び国家搜索救援委員会の指示に基づいて災害対応の措置・手段を講じるとともに、現地において、省レベルの人民委員会及び地方指揮委員会と共同して災害対応に当たる。

○ 地方政府の人民委員会及び地方指揮委員会

災害の状況、中央運営委員会、国家搜索救援委員会及び上級レベルの人民委員会及び地方指揮委員会の指揮命令に基づいて、災害対応活動を組織するとともに、関係機関からの情報収集を行う。当該人民委員会及び地方指揮委員会の対応能力を超える場合には、上級の人民委員会または自然災害対策の指揮命令を行う政府関係機関に報告する。

○ 人民軍

権限を有している機関の動員に従って自然災害対応を行う。

以上に基づいて、各委員会、省庁、人民委員会等は、災害対策を行うための人員や物資等を動員し、搜索救難活動を行う（自然災害対策法第 28 条）。

被災地において危難に瀕している人に対する搜索救援活動は、以下のとおり（自然災害対策法第 29 条）。

- ・被災者の避難
- ・危険に瀕している人に対する緊急援助、行方不明者の搜索
- ・学校、医療機関等に緊急救援所を設置
- ・人員、物資、薬品等の動員・調達
- ・食料、食料品、医薬品、水、必需品を供給
- ・その他、地域及び地域の自然災害特性に応じて必要な措置

現地における搜索救援活動の組織化にイニシアティブを取るのは、各レベルの人民委員会及び当該地方指揮委員会となっている。省庁及び関係機関はそれぞれの管轄の範囲内において搜索救援活動のイニシアティブを取る。

国家搜索救援委員会は、全国規模の搜索救援活動の指揮、組織化および調整を行い、国際救援機関や地域の救援機関と協力して、搜索救援活動を行う。

(4) 自然災害からの復旧

救援措置を実施する責任

- ・人民委員会及び各地方委員会は、現地における自然災害の被害からの復旧を組織する。
- ・各省庁及び関係機関等は、管轄の範囲内において、自然災害からの復旧にイニシアティブを取る。
- ・中央管理委員会は、被害評価報告、現地、省庁及び関係機関からの救援物資や支援の必要に関する報告を取りまとめ、災害からの回復を指揮し、必要な手段及び資源について政府に報告する。

自然災害による被害からの復旧について（自然災害対策法第 32 条）

自然災害による被害からの救済及び支援については、

- ・緊急援助　：発災中・直後に食料、医薬品等生活の安定に重点
- ・中期的支援：生産を回復させることに重点
- ・長期的支援：自然災害防止事業、インフラの修復・改善と防災意識・能力の向上に重点に分けられている。

(5) 各省庁の管理責任（自然災害対策法第 42 条）

防災に関する各省庁の管理責任も規定されている。

公安省の責任の一つとして、国防省、関係省庁、省庁レベルの機関、地元地方政府と協力して救難救助活動に参加する旨が規定されており、消防・救難救助警察部局が活動することを想定しているものと考えられる。

(6) 人民委員会の責務

自然災害対策に関する人民委員会の責務については、概ね以下のとおり。

自然災害に関する制度の普及、計画の策定、防災関連施設の整備、訓練
必需品の備蓄及び配分、常備部隊の組織と災害時の指揮、状況の把握、監視、評価
生活および生産の回復・安定、違法行為の摘発等

3 災害対策に係る財源

災害対策に係る財源として、自然災害対策法においては、

- ・国家予算
- ・自然災害対策・管理基金
- ・組織および個人からの寄付金

の 3 つが定められている（自然災害対策法第 8 条）。

(1) 国家予算

国家予算については、国家戦略及び計画の策定、防災施設の建築・改築・改良、防災活動、自然災害対策を担当する多様なレベルの国家管理機関の通常管理に充当される。

各レベルの人民委員会は、自然災害発生時、年間予算に計上されていなくても災害対策のため緊急に支出できる予算の枠を決めておく。この予算枠を使い切っても緊急の必要性に十分対応できない場合は、省レベルの人民委員会の委員長から首相に支援を要請する。自然災害対策中央管理委員会は、現地の被害状況、支援の必要性を総合して、首相に決定を提案する（自然災害対策法第 9 条）。

* ベトナムの場合、中央も地方も国の機関であり、日本と大きく異なる。予算に関して、地方政府はあくまで国の一機関という位置づけである⁶⁶。

⁶⁶ ベトナムの国家予算は中央予算と地方予算から構成され、地方予算は各地方政権の予算から構成される（国家予算法第 6 条第 1 項、第 2 項（法務省法務総合研究所国際協力部による。))。

(2) 自然災害対策・管理基金

自然災害対策・管理基金は、地方政府の各省レベルで設置され各人民委員会で管理されるものである。国家予算からの支出はなく⁶⁷、「経済組織」および「満 18 歳以上の就業年齢にあるベトナム国民」からの強制拠出を財源とする（自然災害対策法第 10 条）。

この基金の設置と管理に関する具体的な規定は、政令（2014 年 12 月 8 日施行・94/2014/ND - CP）で定められている。

基金は自然災害対策活動の支援に充てられ、以下のものに優先的に充てられる。

- ・被災者に対する食料、飲料水、医薬品等の必需品の供給
- ・住宅、医療機関及び学校の修復の支援
- ・被災地における公衆衛生管理

このほか、以下のものに充てられる。

- ・避難所、防災施設の応急修理
- ・災害活動の支援（避難、健康管理、避難所への食料・飲料水の供給、監視・地域への警報の発信等）
- ・防災活動に対する支援（法制度の普及、防災計画の策定、訓練の実施）

この基金に対する年間の拠出額は以下のとおり（上記 2014 年政令第 5 条）。

- ・企業拠出分：年間財務報告による資産価値の 0.02%
最低 50 万ドン（2,500 円）～最高 1 億ドン（50 万円）
- ・従業員拠出分：満 18 歳以上、法定の定年の年齢に達するまで
幹部社員、公務員、軍関係者等～1 日分の給与相当額
（税、社会保険料控除後）
企業労働者～当該地域の最低賃金の 1 日分
その他の労働者～15,000 ドン（75 円）

従業員拠出分は、企業等が従業員等から徴収してまとめて支払う（政令第 8 条）。

支払期限は、従業員拠出分については毎年 5 月 30 日、企業等拠出分については 50% が 5 月 30 日、残額が 10 月 30 日となっている（政令第 8 条第 4 項）

この災害対策・管理基金に対する拠出金支払い率は低かったと思われ、未納の場合の罰則が、2017 年の政令（104/2017/ND - CP）で定められた。⁶⁸

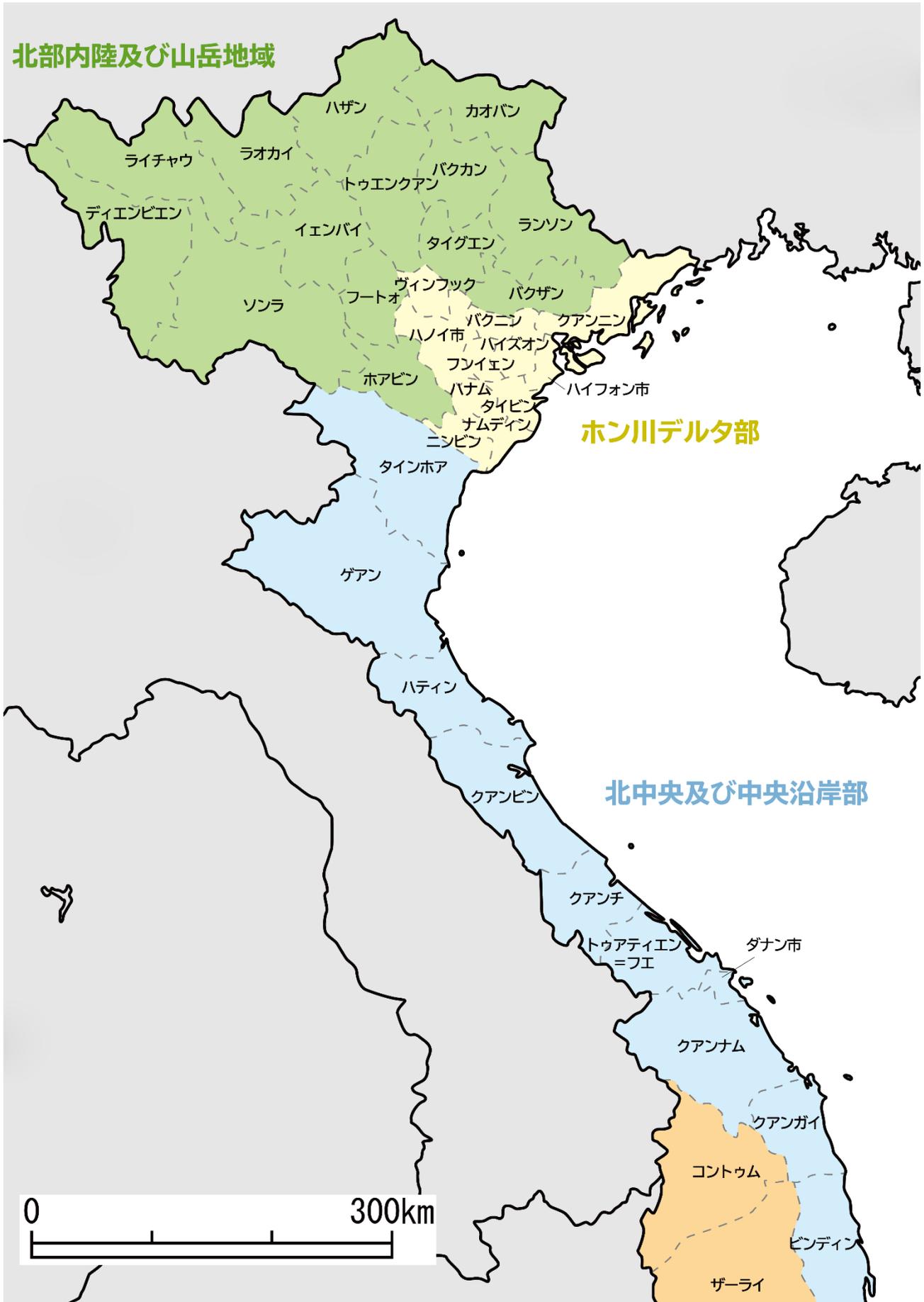
⁶⁷ 国家予算は中央予算と地方予算で成り立っているが、いずれも当基金に措置されるものではない。

⁶⁸ 自然災害対策・管理基金については、竹内直生「自然災害防止・管理基金の徴収が強化－11 月施行の新政令の罰則規定に要注意－」JETRO ビジネス短信 2017 年 10 月 26 日に詳しい。

図 表

- 1 ベトナム全土地図
- 2 省・市（中央直轄市）ごとの面積、人口、人口密度
- 3 省・市（中央直轄市）ごとの行政組織数
- 4 省・市（中央直轄市）ごとの火災データ 2011-2018

1 ベトナム全土地図





2 省・市（中央直轄市）ごとの面積、人口、人口密度

		面積 (km ²)	人口 (千人)	人口密度 (人/km ²)
ベトナム全土		331,230.8	93,671.6	283
ホン川デルタ部		21,259.6	21,342.1	1,004
Hà Nội	ハノイ市	3,358.6	7,420.1	2,209
Vĩnh Phúc	ヴィンフック省	1,235.2	1,079.5	874
Bắc Ninh	バクニン省	822.7	1,215.2	1,477
Quảng Ninh	クアンニン省	6,177.8	1,243.6	201
Hải Dương	ハイズオン省	1,668.2	1,797.3	1,077
Hải Phòng	ハイフォン市	1,561.8	1,997.7	1,279
Hưng Yên	フンイエン省	930.2	1,176.3	1,265
Thái Bình	タイビン省	1,586.3	1,791.5	1,129
Hà Nam	ハナム省	861.9	805.7	935
Nam Định	ナムディン省	1,668.5	1,853.3	1,111
Ninh Bình	ニンビン省	1,386.8	961.9	694
北部内陸及び山岳地域		95,222.1	12,148.9	128
Hà Giang	ハザン省	7,929.5	833.5	105
Cao Bằng	カオバン省	6,700.3	535.4	80
Bắc Kạn	バクカン省	4,860.0	323.2	67
Tuyên Quang	トゥエンクアン省	5,867.9	773.5	132
Lào Cai	ラオカイ省	6,364.0	694.4	109
Yên Bái	イエンバイ省	6,887.7	807.3	117
Thái Nguyên	タイグエン省	3,526.6	1,255.1	356
Lạng Sơn	ランソン省	8,310.1	778.4	94
Bắc Giang	バクザン省	3,895.5	1,674.4	430

		面積 (km ²)	人口 (千人)	人口密度 (人/km ²)
Phú Thọ	フートオ省	3,534.6	1,392.9	394
Điện Biên	ディエンビエン省	9,541.3	567.0	59
Lai Châu	ライチャウ省	9,068.8	446.1	49
Sơn La	ソンラ省	14,123.5	1,228.9	87
Hòa Bình	ホアビン省	4,590.6	838.8	183
北中央及び中部沿岸部		95,871.9	19,924.5	208
Thanh Hóa	タインホア省	11,114.7	3,544.4	319
Nghệ An	ゲアン省	16,481.6	3,131.3	190
Hà Tĩnh	ハティン省	5,990.7	1,272.2	212
Quảng Bình	クアンビン省	8,000.0	882.5	110
Quảng Trị	クアンチ省	4,621.7	627.3	136
Thừa Thiên - Huế	トゥアティエン=フエ省	4,902.5	1,154.3	235
Đà Nẵng	ダナン市	1,284.9	1,064.1	828
Quảng Nam	クアンナム省	10,574.7	1,493.8	141
Quảng Ngãi	クアンガイ省	5,152.5	1,261.6	245
Bình Định	ビンディン省	6,066.2	1,529.0	252
Phú Yên	フーイエン省	5,023.4	904.4	180
Khánh Hòa	カインホア省	5,137.8	1,222.2	238
Ninh Thuận	ニントウアン省	3,355.3	607.0	181
Bình Thuận	ビントウアン省	7,943.9	1,230.4	155
中央高原部		54,508.3	5,778.5	106
Kon Tum	コントウム省	9,674.2	520.0	54
Gia Lai	ザーライ省	15,511.0	1,437.4	93
Đắk Lắk	ダクラク省	13,030.5	1,896.6	146

		面積 (km ²)	人口 (千人)	人口密度 (人/km ²)
Đắk Nông	ダクノン省	6,509.3	625.6	96
Lâm Đồng	ラムドン省	9,783.3	1,298.9	133
南東部		23,552.6	16,739.6	711
Bình Phước	ビンフック省	6,876.8	968.9	141
Tây Ninh	タイニン省	4,041.3	1,126.2	279
Bình Dương	ビンズオン省	2,694.6	2,071.0	769
Đồng Nai	ドンナイ省	5,863.6	3,027.3	516
Bà Rịa – Vũng Tàu	バリア＝ブントウ省	1,981.0	1,101.6	556
TP. Hồ Chí Minh	ホーチミン市	2,061.2	8,444.6	4,097
メコン川デルタ部		40,816.3	17,738.0	435
Long An	ロンアン省	4,494.9	1,496.8	333
Tiền Giang	ティエンザン省	2,510.6	1,751.8	698
Bến Tre	ベンチェ省	2,394.7	1,266.7	529
Trà Vinh	チャヴィン省	2,358.3	1,045.6	443
Vĩnh Long	ヴィンロン省	1,525.7	1,050.2	688
Đồng Tháp	ドンタップ省	3,383.8	1,690.3	500
An Giang	アンザン省	3,536.7	2,161.7	611
Kiên Giang	キエンザン省	6,348.8	1,792.6	282
Cần Thơ	カントー市	1,439.0	1,272.8	885
Hậu Giang	ハウザン省	1,621.7	774.6	478
Sóc Trăng	ソクチャン省	3,311.9	1,314.3	397
Bạc Liêu	バクリュウ省	2,669.0	894.3	335
Cà Mau	カマウ省	5,221.2	1,226.3	235

※資料: Statistical Yearbook of Vietnam 2017(General Statistics Office of Vietnam)により作成

3 省・市（中央直轄市）ごとの行政組織数

(2017年12月31日現在)

		省直轄市	郡	市	県	区	町	村
ベトナム全土		68	49	50	546	1,587	602	8,973
ホン川デルタ部		13	19	6	92	440	117	1,901
Hà Nội	ハノイ市		12	1	17	177	21	386
Vĩnh Phúc	ヴインフック省	1		1	7	13	12	112
Bắc Ninh	バクニン省	1		1	6	23	6	97
Quảng Ninh	クアンニン省	4		2	8	67	8	111
Hải Dương	ハイズオン省	1		1	10	25	13	227
Hải Phòng	ハイフォン市		7		8	70	10	143
Hưng Yên	フンイエン省	1			9	7	9	145
Thái Bình	タイビン省	1			7	10	9	267
Hà Nam	ハナム省	1			5	11	7	98
Nam Định	ナムディン省	1			9	20	15	194
Ninh Bình	ニンビン省	2			6	17	7	121
北部内陸及び山岳地域		15		4	122	145	139	2,282
Hà Giang	ハザン省	1			10	5	13	177
Cao Bằng	カオバン省	1			12	8	14	177
Bắc Kạn	バクカン省	1			7	6	6	110
Tuyên Quang	トゥエンクアン省	1			6	7	5	129
Lào Cai	ラオカイ省	1			8	12	9	143
Yên Bái	イエンバイ省	1		1	7	13	10	157
Thái Nguyên	タイグエン省	2		1	6	32	9	139
Lạng Sơn	ランソン省	1			10	5	14	207
Bắc Giang	バクザン省	1			9	10	16	204
Phú Thọ	フートオ省	1		1	11	18	11	248

		省直轄市	郡	市	県	区	町	村
Điện Biên	ディエンビエン省	1		1	8	9	5	116
Lai Châu	ライチャウ省	1			7	5	7	96
Sơn La	ソンラ省	1			11	7	9	188
Hòa Bình	ホアビン省	1			10	8	11	191
北中央及び中部沿岸部		16	6	15	137	340	144	2,432
Thanh Hóa	タインホア省	2		1	24	34	28	573
Nghệ An	ゲアン省	1		3	17	32	17	431
Hà Tĩnh	ハティン省	1		2	10	21	11	230
Quảng Bình	クアンビン省	1		1	6	16	7	136
Quảng Trị	クアンチ省	1		1	8	13	11	117
Thừa Thiên - Huế	トゥアティエン=フエ省	1		2	6	39	8	105
Đà Nẵng	ダナン市		6		2	45		11
Quảng Nam	クアンナム省	2		1	15	25	12	207
Quảng Ngãi	クアンガイ省	1			13	9	9	166
Bình Định	ビンディン省	1		1	9	21	12	126
Phú Yên	フーイエン省	1		1	7	16	8	88
Khánh Hòa	カインホア省	2		1	6	35	6	99
Ninh Thuận	ニントウアン省	1			6	15	3	47
Bình Thuận	ビントウアン省	1		1	8	19	12	96
中央高原部		5		4	53	77	49	600
Kon Tum	コントウム省	1			9	10	6	86
Gia Lai	ザーライ省	1		2	14	24	14	184
Đắk Lắk	ダクラク省	1		1	13	20	12	152
Đắk Nông	ダクノン省			1	7	5	5	61
Lâm Đồng	ラムドン省	2			10	18	12	117

		省直轄市	郡	市	県	区	町	村
南東部		5	19	8	40	374	33	465
Bình Phước	ビンフック省			3	8	14	5	92
Tây Ninh	タイニン省	1			8	7	8	80
Bình Dương	ビンズオン省	1		4	4	41	2	48
Đồng Nai	ドンナイ省	1		1	9	29	6	136
Bà Rịa - Vũng Tàu	バリア=ブントウ省	2			6	24	7	51
TP. Hồ Chí Minh	ホーチミン市		19		5	259	5	58
メコン川デルタ部		14	5	13	102	211	120	1,293
Long An	ロンアン省	1		1	13	12	14	166
Tiền Giang	ティエンザン省	1		2	8	22	7	144
Bến Tre	ベンチェ省	1			8	10	7	147
Trà Vinh	チャヴィン省	1		1	7	11	10	85
Vĩnh Long	ヴィンロン省	1		1	6	10	5	94
Đồng Tháp	ドンタップ省	2		1	9	17	8	119
An Giang	アンザン省	2		1	8	21	16	119
Kiên Giang	キエンザン省	1		1	13	15	12	118
Cần Thơ	カントー市		5		4	44	5	36
Hậu Giang	ハウザン省	1		2	5	12	10	54
Sóc Trăng	ソクチャン省	1		2	8	17	12	80
Bạc Liêu	バクリュウ省	1		1	5	10	5	49
Cà Mau	カマウ省	1			8	10	9	82

4 省・市（中央直轄市）ごとの火災データ 2011-2018

付録2 火災・爆発の統計：2011年-2018年

表1 地方の火災と爆発：2011年-2018年（2018年は1月～6月）

No.	省/市	2011年			2012年			2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年(1月～6月)			Total												
		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害		件数	被害											
			死者	負傷者		損失額 (Mil. VND)	死者		負傷者	損失額 (Mil. VND)		死者	負傷者		損失額 (Mil. VND)	死者		負傷者	損失額 (Mil. VND)		死者	負傷者		損失額 (Mil. VND)	死者		負傷者	損失額 (Mil. VND)	死者	負傷者	損失額 (Mil. VND)							
ホン川デルタ部																																						
1	Hà Nội	ハノイ市	205	9	17	33,939	179	9	27	26,785	143	6	29	42,979	147	18	15	285,000	149	8	21	30,000	794	19	17	80,000	798	21	12	300,000	406	4	9	263,000	2,821	94	147	1,061,703
2	Vĩnh Phúc	ヴインフック省	32	-	8	37,906	21	-	2	11,332	28	-	4	2,663	25	-	4	24,642	18	-	-	17,450	26	-	5	10,683	23	1	1	7,906	13	1	9	7,183	186	2	33	119,765
3	Bắc Ninh	バクニン省	36	-	1	71,877	12	1	-	222,217	17	2	34	260,290	29	1	1	193,900	16	3	4	400,643	13	-	-	36,250	24	-	-	10,269	14	2	1	1,500	161	9	41	1,196,946
4	Quảng Ninh	クアンニン省	27	1	2	6,961	52	5	-	7,026	27	7	5	5,366	31	1	1	7,310	50	-	5	5,068	42	-	5	36,697	46	-	-	8,693	20	-	-	358,185	295	14	18	435,306
5	Hải Dương	ハイズオン省	19	1	1	1,399	22	-	2	32,040	21	-	-	508,357	21	-	1	4,123	30	1	2	20,143	31	-	4	6,202	39	1	3	4,430	25	-	-	1,124	208	3	13	577,818
6	Hải Phòng	ハイフォン市	39	14	30	1,378	72	1	6	4,472	64	-	-	6,653	56	-	4	736	54	7	11	6,898	52	3	3	27,450	63	1	5	15,000	58	2	3	9,960	458	28	62	72,547
7	Hưng Yên	フンイエン省	22	-	2	7,230	14	-	-	3,580	10	1	3	5,966	15	-	1	88,802	23	2	7	9,663	18	-	3	348,263	23	1	4	21,656	6	1	-	675	131	5	20	485,835
8	Thái Bình	タイビン省	19	1	3	9,527	35	1	2	776	19	1	1	15,700	22	-	5	1,150	25	1	2	2,200	24	-	3	1,500	5	-	-	-	19	1	3	2,280	168	5	19	33,133
9	Hà Nam	ハナム省	23	1	3	136,211	17	-	-	928	12	-	3	558	19	1	-	6,613	14	-	1	1,052	20	-	-	881	20	-	3	3,902	7	-	-	2,500	132	2	10	152,645
10	Nam Định	ナムディン省	10	1	-	199	19	-	3	123,233	39	1	-	1,897	22	2	-	442	27	1	14	609	64	-	4	164	56	2	16	3,880	29	5	5	6,526	266	12	42	136,950
11	Ninh Bình	ニンビン省	21	-	-	1,362	10	-	1	130,128	14	1	3	451	15	-	-	362	20	-	-	590	21	-	2	297	20	-	-	125	11	-	1	230	132	1	7	133,544
北部内陸及び山岳地域																																						
12	Hà Giang	ハザン省	12	-	-	50	7	-	-	902	37	3	6	6,584	41	2	-	5,371	49	-	-	10,549	52	-	1	10,744	67	2	2	7,542	34	1	4	3,383	299	8	13	45,125
13	Cao Bằng	カオバン省	8	-	-	3,225	5	1	-	195	14	-	-	703	8	1	-	2,040	12	-	2	2,000	12	-	-	1,600	13	1	-	600	11	-	-	244	83	3	2	10,607
14	Bắc Kạn	バクカン省	12	-	-	495	10	-	-	1,029	21	-	-	1,035	12	1	-	284	20	-	-	1,321	37	1	4	8,948	27	-	2	2,994	12	-	-	1,425	151	2	6	17,531
15	Tuyên Quang	トゥエンクアン省	12	-	-	1,236	12	2	1	865	13	-	-	298	10	1	-	438	9	-	-	100	18	-	4	758	18	1	-	1,500	5	-	-	15,050	97	4	5	20,245
16	Lào Cai	ラオカイ省	15	-	-	385	-	-	-	-	38	-	-	2,600	26	1	1	6,464	49	1	3	2,100	41	2	-	1,915	25	-	10	2,880	23	-	1	1,595	217	4	15	17,939
17	Yên Bái	イエンバイ省	10	-	-	384	43	-	-	1,815	56	1	4	4,250	55	1	5	4,091	53	2	3	2,691	54	3	2	4,678	53	1	1	7,148	12	1	2	1	336	9	17	25,058
18	Thái Nguyên	タイグエン省	29	-	-	698	41	-	1	943	50	-	-	4,410	36	3	-	1,647	89	-	-	4,395	132	-	10	4,000	78	-	1	55,000	11	-	-	23,780	466	3	12	94,873
19	Lạng Sơn	ランソン省	14	-	-	1,270	12	1	-	1,451	15	-	2	1,273	21	-	1	2,008	15	-	4	2,317	15	-	1	5,576	7	-	1	29,184	5	2	1	1,533	104	3	10	44,612
20	Bắc Giang	バクザン省	26	-	4	20,669	19	-	2	3,628	26	-	-	181,812	19	-	4	6,118	24	1	4	16,715	34	3	2	9,456	35	-	1	24,500	18	-	1	12,046	201	4	18	274,943
21	Phú Thọ	フートオ省	14	-	1	5,378	27	1	9	1,346	39	-	1	1,308	25	-	-	721	32	-	1	17,362	34	-	2	2,000	33	-	6	202,158	22	-	1	1,285	226	1	21	231,559
22	Điện Biên	ディエンビエン省	4	2	-	222	11	-	2	397	7	-	1	1,057	21	1	1	1,700	17	-	-	1,354	12	-	-	2,300	17	-	-	1,275	23	1	-	4,132	112	4	4	12,437
23	Lai Châu	ライチャウ省	8	-	-	16,931	9	-	1	2,460	7	-	-	384	16	-	-	655	15	-	-	2,557	12	-	1	1,900	15	1	6	7,570	17	1	3	2,267	99	2	11	34,724
24	Sơn La	ソンラ省	10	-	2	977	13	-	3	774	18	-	-	2,329	21	-	-	3,209	27	3	1	4,000	24	-	-	23,800	24	-	-	4,193	25	-	2	3,400	162	3	8	42,682
25	Hoà Bình	ホアビン省	9	-	-	2,788	9	1	-	3,715	18	4	14	1,337	12	-	-	5,173	18	1	6	1,850	14	3	23	2,500	17	-	1	528	16	-	-	183	113	9	44	18,074
北中央及び中部沿岸部																																						
26	Thanh Hoá	タインホア省	27	2	-	2,580	18	-	-	2,118	25	-	2	2,021	26	2	5	10,800	79	-	86	4,200	110	-	17	5,600	62	-	3	29,000	18	5	2	54,300	365	9	115	110,619
27	Nghệ An	ゲアン省	24	-	4	36,803	6	-	-	93	26	2	1	9,000	31	4	7	156,933	49	-	1	3,917	71	3	4	13,200	64	-	-	18,049	53	-	-	5,400	324	9	17	243,395
28	Hà Tĩnh	ハティン省	19	2	2	1,759	18	-	2	1,720	31	1	2	4,469	33	1	5	12,339	29	-	2	3,000	74	3	2	63,000	59	-	1	3,170	22	-	-	2,500	285	7	16	91,957
29	Quảng Bình	クアンビン省	18	-	6	4,830	11	-	-	5,477	24	-	3	22,891	27	-	2	4,030	19	-	1	29,512	23	-	-	5,085	43	2	3	7,221	17	-	-	4,571	182	2	15	83,617
30	Quảng Trị	クアンチ省	11	-	-	4,232	12	-	-	8,229	20	-	1	1,508	7	-	-	4,580	36	1	1	11,035	35	-	1	15,728	50	2	7	12,000	23	-	1	2,056	194	3	11	59,368
31	TT - Huế	トゥアティエン=フエ省	10	-	-	4,585	17	-	-	766	22	-	-	6,762	17	-	-	1,058	25	1	1	30,829	22	-	-	13,398	124	-	6	2,800	35	-	1	295	272	1	8	60,493
32	Đà Nẵng	ダナン市	81	1	4	1,817	99	1	1	8,338	74	-	10	787	98	-	4	619	29	-	3	45,590	37	1	7	4,204	52	3	1	3,041	125	-	-	239	595	6	30	64,635
33	Quảng Nam	クアンナム省	19	-	1	7,428	36	1	3	987	31	-	-	2,154	43	1	-	18,232	40	3	6	10,800	48	-	4	16,680	29	1	4	259,000	20	1	-	11,002	266	7	18	326,283
34	Quảng Ngãi	クアンガイ省	26	-	4	5,667	38	-	-	200,799	36	-	-	3,256	36	1	-	7,042	17	-	-	4,295	39	6	12	30,068	20	-	-	17,443	15	-	1	10,695	227	7	17	279,265
35	Bình Định	ピンディン省	45	-	1	17,483	35	-	-	16,836	40	-	2	6,100	49	1	-	29,500	71	2	1	11,465	84	-	-	54,662	51	-	-	60,560	57	-	-	12,410	432	3	4	209,016
36	Phú Yên	フーイエン省	16	-	-	994	22	-	-	1,892	37	1	1	5,683																								

参考文献

- ・ 人口ボーナス期で見る有望市場は 椎野幸平 ジェトロセンサー 2015年3月号
- ・ 強制火災・爆発保険の料率改定で企業に影響も 佐々木瑞士 JETRO ビジネス短信 2018年06月20日
- ・ 自然災害防止・管理基金の徴収が強化—11月施行の新政令の罰則規定に要注意— 竹内直生 JETRO ビジネス短信 2017年10月26日
- ・ 専門家業務完了報告書（ベトナム公安省消防大学における教育訓練改善案件について）高崎剛彦
- ・ ベトナムを支える日本の防災知見 舘健一郎 ぼうさい 平成30年秋号（92号）内閣府
- ・ ベトナムの消防事情 海外消防情報センター 2003年10月
- ・ ベトナム社会主義共和国基礎データ 外務省
- ・ ASEAN 諸国の地方行政 ベトナム社会主義共和国編 財団法人自治体国際化協会
- ・ Viet Nam Country Report 2017 アジア防災センター
- ・ **BIÊN NIÊN SỰ KIẾN LỊCH SỬ LỰC LƯỢNG CẢNH SÁT PHÒNG CHÁY CHỮA CHÁY VÀ CỨU NẠN, CỨU HỘ VIỆT NAM GIAI ĐOẠN 1945-2016** ベトナム公安省消防・救難救助警察局長編
- ・ 検定協会だより 平成27年8月号、9月号、平成29年2月号 日本消防検定協会
- ・ ベトナム基礎情報 2017年版 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
- ・ 2017年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査 JETRO
- ・ アジア消防長協会消防統計～IFCAA FIRE STATISTICS (2015-2016)
- ・ ベトナムの建築基準規則—2017年3月時点 一般財団法人建築・住宅機構 (http://www.iibh.org/kijun/pdf/Vietnam_1805.pdf)
- ・ 東アジア諸国の防火法令和訳データベース 東京理科大学研究推進機構総合研究院 火災科学センター (http://gcoe.tus-fire.com/?page_id=10933)
- ・ Statistical Yearbook of Viet Nam 2017 ベトナム統計総局
- ・ World Economic Outlook Databases IMF
- ・ Vietnam Disaster Management Reference Handbook 2018 Center for Excellence in Disaster Management & Humanitarian Assistance
- ・ National Disaster Risk in Viet Nam in the Period 2006-2016 and Forecasting and Warning System ベトナム資源環境省
- ・ ベトナム農業農村開発省・防災総局 英語版公式サイト (<https://www.mard.gov.vn/en/Pages/default.aspx>)
- ・ World Risk Report 2018 Bündnis Entwicklung Hilft

法令等

- ・ JETRO 海外ビジネス情報／ベトナム／ビジネス関連法規・通達
- ・ 消防法（防火及び消火に関する法律・2001年6月29日）～ “LUẬT PHÒNG CHÁY VÀ

CHỮA CHÁY số 27/2001/QH1 (Law on Fire Prevention and Fighting No.27/2001/QH1) ”

- 2030 年を見通した 2020 年までの消防・救難救助警察部隊の能力向上に係るマスタープラン (2012 年 8 月 17 日) ～ “QUYẾT ĐỊNH PHÊ DUYỆT QUY HOẠCH TỔNG THỂ HỆ THỐNG CƠ SỞ CỦA LỰC LƯỢNG CẢNH SÁT PHÒNG CHÁY, CHỮA CHÁY VÀ CỨU NẠN, CỨU HỘ ĐẾN NĂM 2020 VÀ TẦM NHÌN ĐẾN NĂM 2030 số 1110/QĐ-TTg”
- 消防部隊による救難救助の任務に関する規定 (決定) (2012 年 10 月 15 日) ～ “QUYẾT ĐỊNH QUY ĐỊNH VỀ CÔNG TÁC CỨU NẠN, CỨU HỘ CỦA LỰC LƯỢNG PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY số 44/2012/QĐ-TTg”
- 自然災害対策に関する法律 (2013 年 6 月 28 日) ～ “LUẬT PHÒNG, CHỐNG THIÊN TAI số 33/2013/QH13 (the Law on Natural Disaster and Control)”
- 消防法改正法 (2013 年 11 月 22 日) ～ “LUẬT SỬA ĐỔI, BỔ SUNG MỘT SỐ ĐIỀU CỦA LUẬT PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY số 40/2013/QH13”
- 消防法及び消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 (2014 年 7 月 31 日) ～ “NGHỊ ĐỊNH QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH MỘT SỐ ĐIỀU CỦA LUẬT PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY VÀ LUẬT SỬA ĐỔI, BỔ SUNG MỘT SỐ ĐIỀU CỦA LUẬT PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY số 79/2014/NĐ-CP”
- 政令 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 (2014 年 12 月 16 日) ～ “THÔNG TƯ QUY ĐỊNH MỨC THU, CHẾ ĐỘ THU, NỘP LỆ PHÍ CẤP GIẤY PHÉP THÀNH LẬP VĂN PHÒNG ĐẠI DIỆN CỦA DOANH NGHIỆP QUẢNG CÁO NƯỚC NGOÀI TẠI VIỆT NAM số 66/2014/TT-BCA”
- ベトナム国家予算法 (法律第 : 83/2015/QH13 号) 法務省法務総合研究所国際協力部
- 消防部隊による救難救助活動に関する政令 (2017 年 7 月 18 日) ～ “NGHỊ ĐỊNH QUY ĐỊNH VỀ CÔNG TÁC CỨU NẠN, CỨU HỘ CỦA LỰC LƯỢNG PHÒNG CHÁY VÀ CHỮA CHÁY số 83/2017/NĐ-CP”
- 強制火災・爆発保険に関する政令 (2018 年 2 月 23 日) ～ “NGHỊ ĐỊNH QUY ĐỊNH VỀ BẢO HIỂM CHÁY, NỔ BẮT BUỘC số 23/2018/NĐ-CP”

協力

- ベトナム公安省消防・救難救助警察局
- ベトナム消防大学
- VINA-SANWA Company Liability Limited
- HANOI FIRE CONTROL & PREVENTION EQUIPMENT COMPANY LTD
- JAPAN DESK BARIA-BUNG TAU
- AGC CEMICALS VIETNAM CO., LTD
- AIR WATER VIETNAM CO., LTD

既 刊

([海外消防情報センター ホームページ](#)から PDF ファイルをダウンロードできます。)

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情 (新版)	2012年 5月
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情 (新版)	2010年 3月
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情 (新版)	2011年 3月
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情 (改訂版)	2008年 3月
海外消防情報シリーズ 5	韓国の消防事情 (新版)	2011年 3月
海外消防情報シリーズ 6	中国の消防事情 (新版)	2015年 3月
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	2002年 3月
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	2002年 8月
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	2003年 2月
海外消防情報シリーズ 10	ベトナムの消防事情	2003年 10月
海外消防情報シリーズ 11	オーストラリアの消防事情	2004年 3月
海外消防情報シリーズ 12	タイの消防事情 (新版)	2018年 8月
海外消防情報シリーズ 13	シンガポールの消防事情	2009年 2月

海外消防情報シリーズ 10

ベトナムの消防事情 (新版)

発行 2019年 5月
著者 千葉 義弘
[企画・発行] 海外消防情報センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
(一財) 日本消防設備安全センター内
電話 (03)3501-7925
FAX (03)3501-7903
<http://www.kaigai-shobo.jp/>

無断転載を禁じます。

※ 資料の有効利用のための転載は歓迎いたします。
ホームページ上の[「ご意見／お問い合わせ」欄](#)よりお問い合わせください。

海外消防情報

10

シリーズ

ベトナムの消防事情